

第 2 期

釜石市地域福祉計画

(案)

〔令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度〕
～あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち～



釜 石 市

釜石市民憲章

[前 文]

わたくしたちのまち釜石は
三陸漁場の中心港として また わが国近代製鉄発祥の地として栄えてきた鉄と魚のまちです
わたくしたち市民は
いくたの災害にもめげず 不屈の精神をもって郷土釜石の発展にはげんできました
わたくしたちは
このまちの市民であることにほこりもち 若さと希望に満ちた近代都市に成長することを願ひ
ここにこの憲章を定めます

[本 文]

- わたくしたちは 郷土を愛し 平和で住みよいまちをつくります
- わたくしたちは 教養を深め かおり高い文化のまちをつくります
- わたくしたちは たがいに助け合い 明るい社会をつくります
- わたくしたちは 働くことによるこびをもち 豊かなまちをつくります
- わたくしたちは 環境をととのえ 美しいまちをつくります

昭和50年4月1日制定

釜石市防災市民憲章 命を守る

釜石市は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の大津波により、千人を超える尊い命を喪った。その悲しみが、癒えることは決してない。

しかし、古来より、先人たちが、度重なる災害や戦災をたくましく乗り越えてきたように、今、私たちは、ふるさと復興への途を歩み続けている。

自然は恵みをもたらし、ときには奪う。

海、山川と共に生き、その豊かさを享受してきたこの地で安全に暮らし続けていくためには、また起こるであろうあらゆる災害に対し、多くの教訓を生かしていかなければならない。

未来の命を守るために、私たちは、後世に継承する市民総意の誓いをここに掲げる。

備える

災害は ときと場所を選ばない

避難訓練が 命を守る

逃げる

何度でも ひとりでも 安全な場所に いちはやく

その勇気は ほかの命も救う

戻らない

一度逃げたら 戻らない 戻させない

その決断が 命をつなぐ

語り継ぐ

子どもたちに 自然と共に在るすべての人に

災害から学んだ生き抜く知恵を 語り継ぐ

私たちは生きる。

かけがえのないふるさと釜石に、共に生きる。

平成31年3月11日制定

福祉都市宣言

釜石市は三陸沿岸の中核産業都市として発展し、今後ともこの基盤の上にならって再開発への活路を見いださなければならない。

しかし、近代産業の発展によって、いかに市勢が伸展しても、人間尊重の基本理念に基づくすべての市民が健康で文化的な生活を享受できる福祉社会の建設なくしては、真の発展はあり得ない。

このため、物心両面にわたる積極的な福祉施策を全市民の参加により推進し、明るく住みよい福祉都市の建設のため努力することを決意し、ここに釜石市を福祉都市とすることを宣言する。

昭和47年6月26日制定

市長あいさつ

当市では、令和3年3月に釜石市地域福祉計画を策定して以来、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会をはじめとする機関・団体等と連携して「地域や福祉の担い手づくり」、「総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化」、「安全に安心して暮らせる環境づくり」等の施策を進めてまいりました。近年は、少子高齢化に伴う人口減少、核家族化の進行、暮らしや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行といった社会情勢の変化により、人々のつながりが希薄化、社会的に孤立したひきこもりや困窮、介護と育児の時期が重なるダブルケア、80代の親が50代の子の生活を支える8050問題など複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化しており、それらの世帯に対する支援が課題となっております。

そうした中、当市では誰もが地域社会の一員として、尊重し、支え合いながら、安心して暮らしていくために福祉に関わる様々な団体が力を合わせ、世代や分野を超えて横断的につながる「地域共生社会」の実現を目指し、この度、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とする「第2期釜石市地域福祉計画」を策定しました。本計画は、第1期計画から引き続き「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本理念として、市民の皆さまに地域福祉への関心を深めてもらうための環境整備や福祉教育を推進するとともに、地域がつながり支え合う仕組みを理解してもらい、お互いを知り、思いやる心を育むことで、福祉活動への参加、地域福祉の活性化に取り組んでまいります。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、重層的支援体制の整備など必要な施策を推進してまいります。一人でも多くの市民がこの計画の推進に関心を持ち、皆様一人ひとりの状況に応じて地域での生活に生かしていただくことを切望し、計画策定の挨拶といたします。

結びに、この計画を策定するにあたりご支援をいただきました、東海大学建築都市学部建築学科の先生方、釜石市社会福祉協議会の皆様、市民アンケート、パブリックコメントに協力いただいた市民及び関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和8年（2026年）3月

釜石市長 小野 共



つながりを育て、暮らしをひらく——ウェルビーイング釜石へ

第2期地域福祉計画の策定・推進に携わってこられた皆さまに、まず心から敬意を表します。釜石市の地域福祉には大きく二つの路線があると、私は考えています。ひとつは、困りごとや生きづらさから人々を守り、必要な支援へ確実につなぐ地域福祉です。もうひとつは、支援の対象／担い手という区分を超えて、誰もが自分らしい暮らしを組み立て、つながりを育みながら、学びや役割、喜びを広げていく地域福祉です。世界保健機関（WHO）では、こうした「個人や社会が良い状態にあること」をウェルビーイングと呼びます。ウェルビーイングな釜石を目指すには、この二つを車の両輪として進めていくことが欠かせません。

そして、その両輪を前に進める鍵は、いま暮らしている場所で同時代に生きる仲間と「共に愉しむ」ことだと考えます。支え合いは、義務や献身だけでは続きません。小さな出会い、気軽な参加、得意なことの持ち寄り、笑い合える時間——そうした“愉しさ”が、結果として孤立を防ぎ、早めの相談や予防的な関わりを自然に生み出します。何より大切なのは、地域福祉に関わっている皆さん自身が、「第2期に関わって、釜石は確実に前に進んだ」と実感できることです。計画は紙の上で完成するのではなく、現場の一步一步の実践によって育っていきます。この5年間で、釜石の誇れる前進として、関わった人の手応えとして積み上がっていくことを、心から願っています。

東海大学建築都市学部建築学科/

釜石市地域包括ケア推進アドバイザー 後藤 純



目 次（案）

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	6
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画の期間	15
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1. 人口等の推移	16
2. 地域社会の状況・地域の意識と課題	30
3. 地域包括ケアシステムの創成、その構築の歩み	39
4. 福祉活動の取組	44
5. 第1期釜石市地域福祉計画の振り返り	45
6. 本計画で取り組むべきことの整理	63
第3章 計画の基本理念・基本目標等	
1. 基本理念	64
2. 基本目標	65
3. 施策の体系	66
4. 福祉圏域の考え方	67
第4章 施策の展開	
1. 基本目標1 人と人とながかり、誰もが安全安心に 自分らしく暮らせる地域づくり	68
2. 基本目標2 地域や福祉への関心を広げ、支え合いの輪を 広げる人づくり	74
3. 基本目標3 困りごとを抱える人に寄り添い、支える 総合・包括的な相談・支援体制づくり	77
第5章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	83
2. 計画の進捗管理と評価	84
3. 成果指標	85
資料編	
1. 地域福祉に関する「市民アンケート調査」結果	86
2. 成果指標に関する根拠資料	98
3. 釜石市社会福祉審議会	100
4. 用語解説	103

別冊 第2次釜石市重層的支援体制整備事業実施計画書

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、制度によるサービスの利用にとどまらず、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築くことで、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みです。地域住民が主体的に関わり、協力し合うことで、高齢者、障がい者、子ども、低所得者など、様々な人々が平等に社会活動に参加できるよう支援し、すべての住民が安心して暮らせるコミュニティの形成を目指します。このような地域福祉を実現するためには、様々な生活課題に対して、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の3つの役割が協力し合いながら取り組むことが重要であり、これらが相互に補完し合うことで、地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者、行政、社会福祉協議会などが一体となって支え合う地域社会を築くことが可能になります。



(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域そのものを共に創り上げていく社会を指します。

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、社会的孤立が深刻化しています。また貧困や虐待、ひきこもりなど、複雑かつ多様な課題を抱える人々が増え、包括的な支援の必要性が高まっています。

こうした背景を受けて、地域共生社会の実現に向けては、従来の制度や分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」といった関係性を見直し、地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者、行政、社会福祉協議会などが、それぞれの立場から「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みづくりが求められています。

さらに、困難を抱える人々に対しては、課題を「丸ごと」受け止め、解決に向けた包括的・総合的な支援を進めていくことが望まれています。



地域共生社会 イメージ図（厚労省ホームページより抜粋）

(3) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域住民の願いや想い、希望を吸い上げ、その解決に向けた施策を計画的に整備するためのものです。これは、地域共生社会の実現に向けて、「理念」と「仕組み」を構築するための重要な計画です。地域福祉計画は、2000年に制定された社会福祉法により、法的に位置づけられました。さらに、2018年の改正社会福祉法により、従来は任意とされていた計画策定が努力義務とされ、「地域共生社会の実現」に向けた上位計画としての役割が明確になりました。

当市では、第1期釜石市地域福祉計画に引き続き「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本理念として、第2期釜石市地域福祉計画を策定し、この計画を基に地域共生社会の実現に向けて取組を地域住民や関係機関と連携しながら進めていきます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」となります。また、本計画の推進を通じて、同法第 106 条の 3 に規定する「包括的な支援体制の整備」に努めることとなります。

なお、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」である成年後見制度利用促進基本計画を包含しています。

また、本計画に付属する「釜石市重層的支援体制整備事業実施計画」は、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

社会福祉法より抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

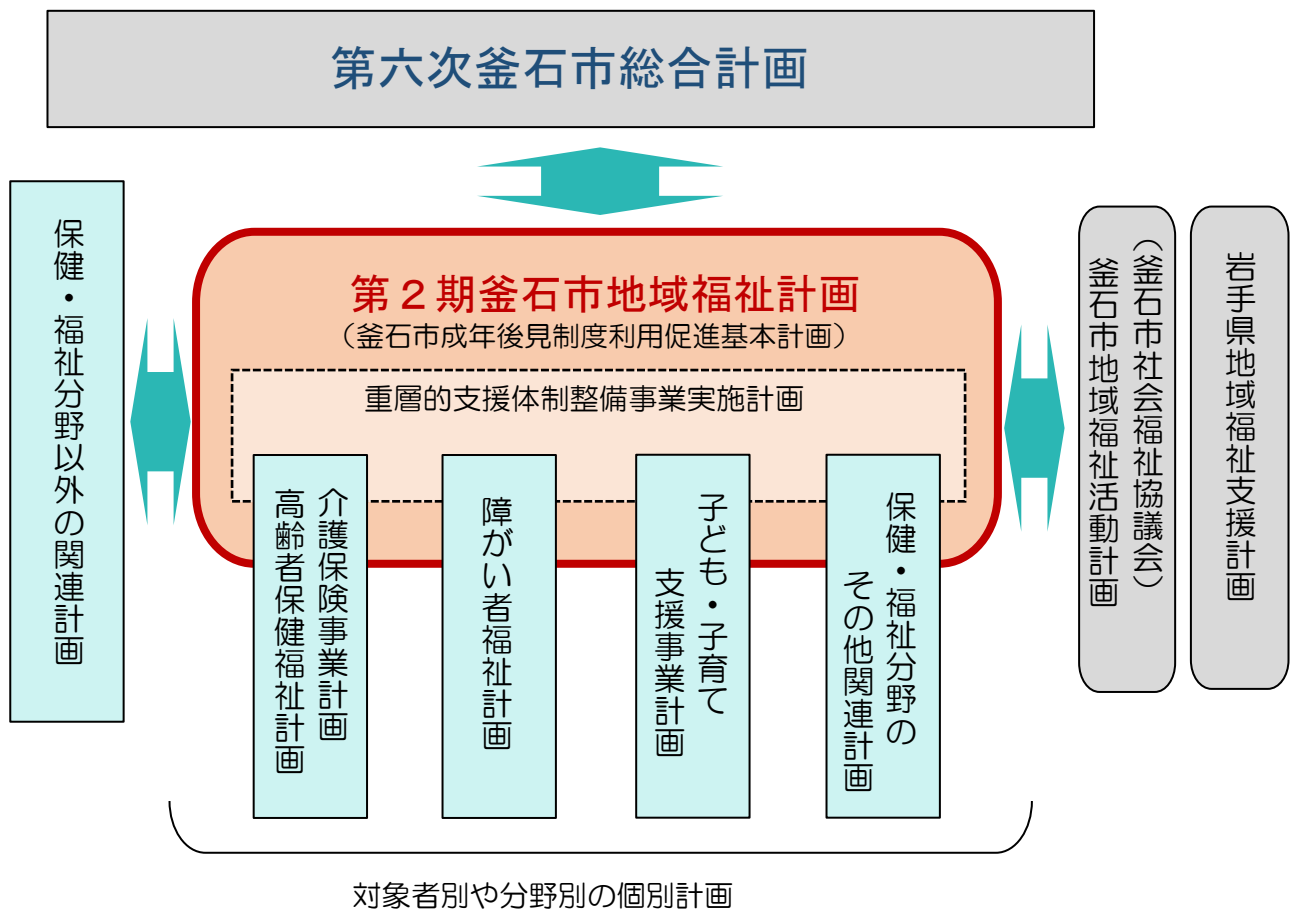
(2) 各種計画との関係

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、釜石版地域包括ケアシステム（※1）の考え方や方向性を反映させると共に、地域福祉を総合的に推進できるよう、各福祉分野との共通概念等の共有を図ります。

本計画は、「第六次釜石市総合計画」を上位計画とし、「釜石市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「釜石市障がい者福祉計画」、「釜石市子ども・子育て支援事業計画」、「釜石市再犯防止推進計画」、「釜石市健康増進計画」など保健・福祉分野の個別計画及び重層的支援体制整備事業（※2）の実施体制に関する事項を定める「釜石市重層的支援体制整備事業実施計画」との整合・連携を図りつつ、それらの共通的な事項を横断的に記載する分野上位計画として位置づけられます。

また、保健・福祉分野以外の関連計画や岩手県が策定する「岩手県地域福祉支援計画」、釜石市社会福祉協議会が策定する「釜石市地域福祉活動計画」とも整合・連携を図ります。

【釜石市地域福祉計画と各計画等との関係】

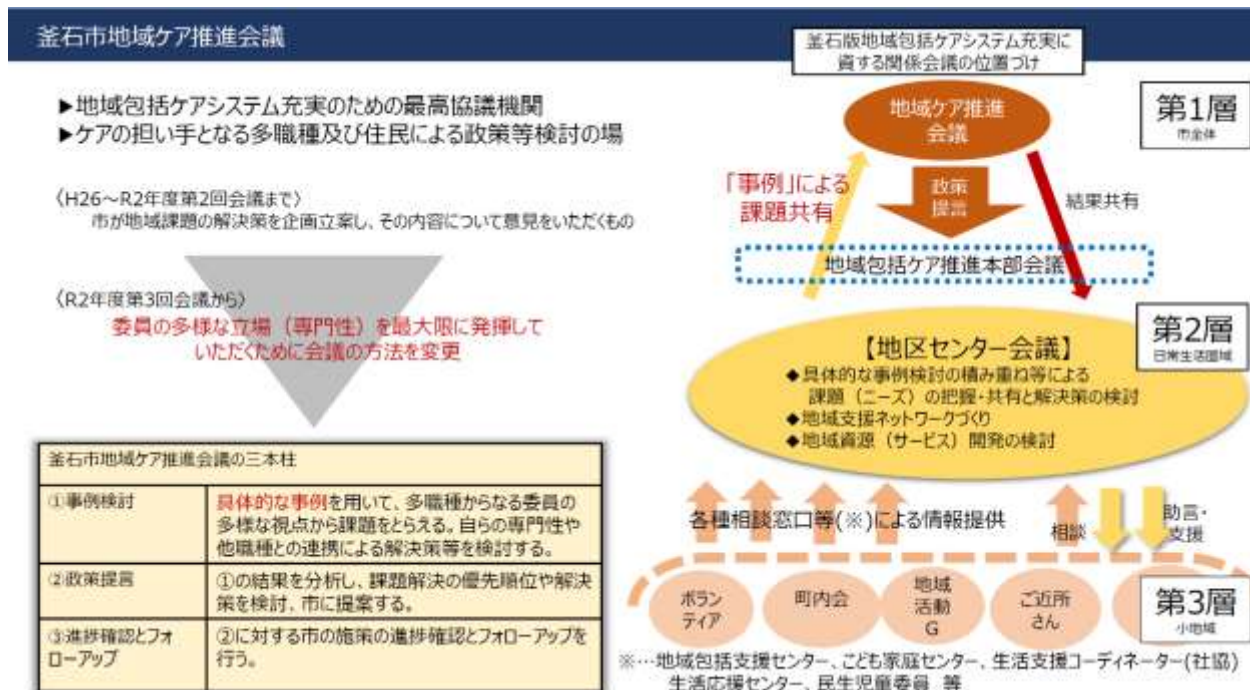


※1 釜石版地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、住民のヘルスケアに端を発した概念であり、住民一人ひとりを始めとした様々な主体が行う、自助、互助、共助、公助による取組とそれらの連携を推進することにより、医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスが適切に提供される仕組みです。

地域包括ケアシステムには大きく二つの側面があります。一つは、医療や介護、福祉といった専門職や関係機関による連携を進めることで包括的なケアを実現し、患者や利用者を支えていこうとする取組です。もう一つは、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす地域共生社会を目指す取組です。

釜石版地域包括ケアシステムは、対象年齢を高齢者に限定せず、すべての世代を対象としているのが特徴です。

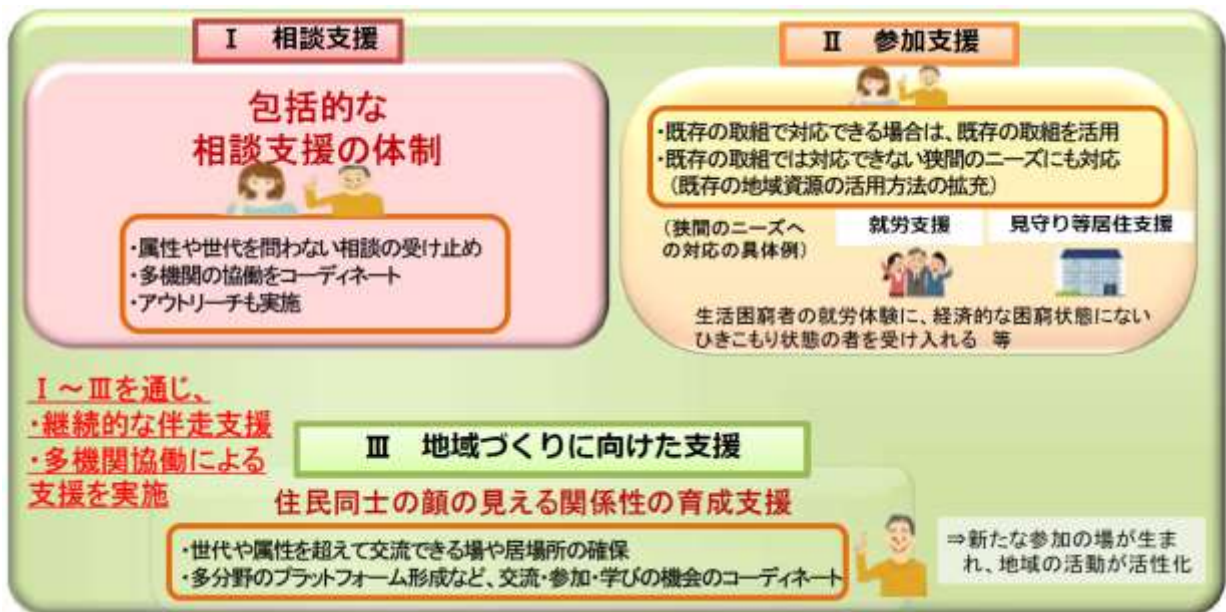


※2 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ.相談支援、Ⅱ.参加支援、Ⅲ.地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的かつ円滑に実施するために、「Ⅰ.相談支援」に新たな機能として、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働による支援を加え、これらの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づいて行われていた相談支援や地域づくりに係る国の補助金について、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（社会福祉法第106条の8、第106条の9）として交付を受け、実施することも可能となりました。

【重層的支援体制整備事業の全体像（厚生労働省資料より抜粋）】



※釜石市の具体的な取組内容については、別冊となっている第2次釜石市重層的支援体制整備事業実施計画を参照のこと

【保健・福祉分野の個別計画】

■ 釜石市障がい者福祉計画

障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らせる地域社会を実現するための障がい者施策に関する計画です。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 地域で安心して生活できる支援体制づくり
- ▶ 自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり
- ▶ 共に支え合って生活できる社会づくり

■ 釜石市障がい福祉計画・釜石市障がい児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して、数値目標、サービス見込量を設定し、障がい者及び障がい児に対する障がい福祉施策の充実を図ります。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ▶ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ▶ 地域生活支援の充実
- ▶ 福祉施設から一般就労への移行等
- ▶ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ▶ 相談支援体制の充実・強化等
- ▶ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 釜石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することで、保健福祉サービスと介護保険を総合的に展開することを目指した計画です。

当該計画では、「誰もが、住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けることができるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進します。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 介護予防と自立支援（サービス・活動事業、一般介護予防事業）の推進
- ▶ 地域包括支援センターの機能強化
- ▶ 地域ケア会議の充実
- ▶ 医療と介護の連携（チームかまいしの活動推進等）強化
- ▶ 関係機関との連携・重層的支援体制の構築
- ▶ 生活支援体制（生活支援コーディネーターの配置等）の充実

- ▶ 認知症施策（認知症の知識と理解、社会参加・意向の尊重・家族支援などの取組）の推進

■ 釜石市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく計画で、すべての子どもの誕生が家庭や地域から祝福され、子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、子どもを取り巻く地域の人たちがゆるやかに結びつくことによって、子どもの最善の利益が確保され、子どもが主体的に自分らしく成長できる、子ども・子育てにやさしいまち「かまいし」を目指す計画です。（第3期計画から釜石市幼児教育振興プランも包含した計画として策定しています。）

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実
- ▶ 健やかな成長を育む子育て支援、教育・保育サービスの充実
- ▶ 援助を必要とする様々な家庭への支援体制づくり
- ▶ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり
- ▶ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり

■ 釜石市健康増進計画

健康増進法に基づき、国の「健康日本21（第三次）」、県の「健康いわて21プラン（第3次）」との整合性を図りつつ、市民の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉、介護機能の向上と、具体的な施策を示し、基本目標である「みんなで健康になれるまちづくり」の実現を目指す計画です。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 生活習慣改善事業の実施
- ▶ 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上に向けた取組の実施

■ 釜石市食育推進計画

食育基本法の基本理念に則り、地方公共団体の責務として、食育の推進に関し区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することを目的として策定された計画です。

栄養・食生活に関する健康分野の取組を示し、食を通じて「健やかな体」と「豊かな心」を育むまちを目指す計画です。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 妊産婦から高齢者まで生涯にわたる健全な食習慣の形成に向けた取組
- ▶ よく噛み、バランスの良い食事の普及促進を通じ健全な身体づくりへつなげる取組
- ▶ 地域で食事を通じて交流を行い、食文化と食財の尊さを次世代へ伝える取組
- ▶ 子どもたちの生活習慣の確立や生活リズム及び朝食摂取の向上へ向けた取組

■ 釜石市自殺対策アクションプラン

自殺対策基本法に定める「市町村自殺対策計画」であり、自殺総合対策大綱に掲げられている基本理念や基本認識、基本方針、重点施策及び自殺の現状等を踏まえて策定された計画です。

包括的な支援や対象に応じた対策の実践を示し、岩手県自殺対策アクションプランや釜石地域自殺対策アクションプラン、第3次釜石市健康増進計画との整合性を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す計画です。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 生きることの包括的支援としての自殺対策
- ▶ 包括的な自殺対策プログラムに沿った自殺対策の実践

■ 釜石市再犯防止推進計画

再犯防止推進法に基づき、国や県における再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人たちの立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するための計画です。

地域福祉の推進に向けての取組

- ▶ 就労・住居の確保等
- ▶ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ▶ 学校等と連携した非行防止の取組の推進
- ▶ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進等
- ▶ 国及び県、民間団体等の連携による支援

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度からの 5 年間とします。

また、福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化や、福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

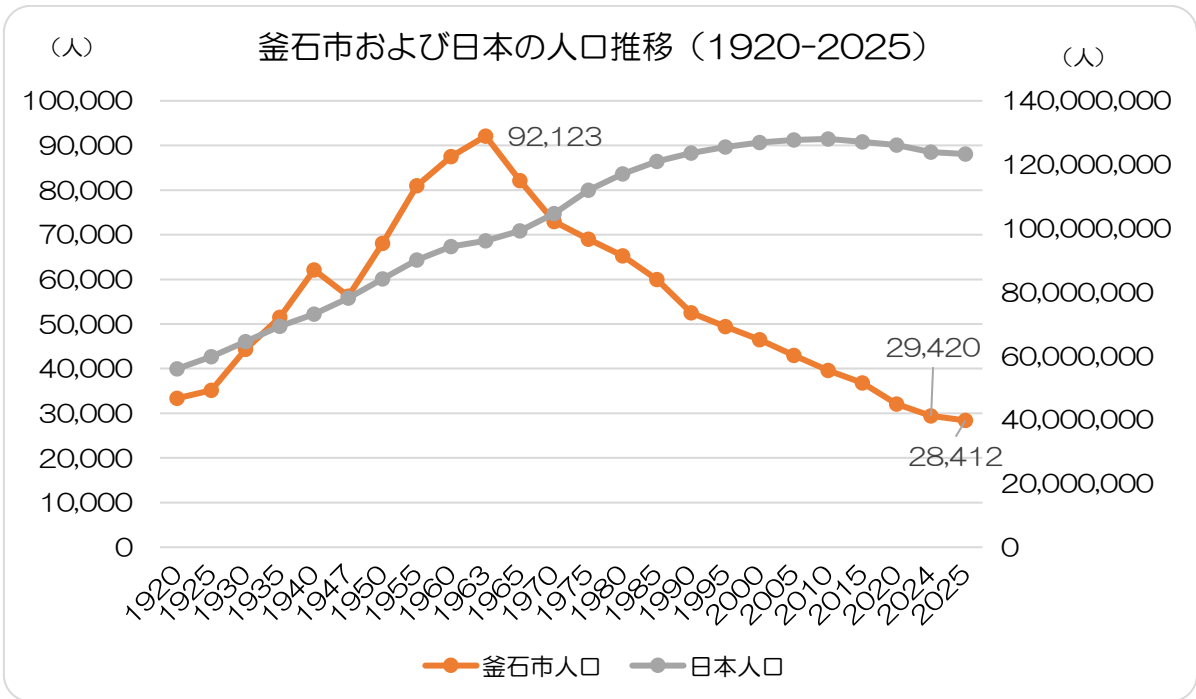


第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口等の推移

(1) 人口の推移

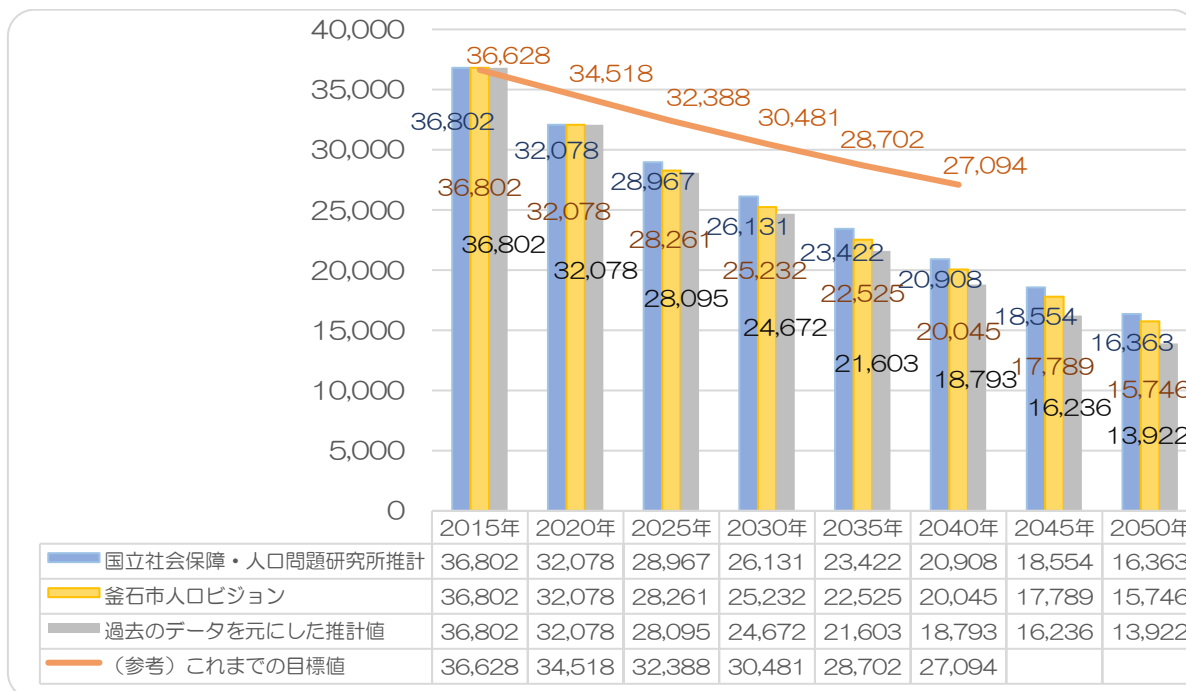
当市の人口は、1963（昭和 38）年の 92,123 人をピークに減少に転じています。近年はその傾向が加速しており、2025（令和 7）年 5 月末時点の当市の人口 28,412 人は 100 年前よりも低い水準にあり、国全体で急激な人口減少・少子高齢化が進展する中で、釜石らしい持続可能なまちづくりのあり方を探求していくことが求められています。



出典：
国勢調査より作成（1920～2020年）
住民基本台帳より作成（釜石市・1963年・5月末、2024年・5月末、2025年・5月末）
総務省統計局より作成（日本・1963年・6月1日、2024年・6月1日、2025年・6月1日）

(2) 人口推計と将来展望

当市が、転入、転出、出生、死亡の各要因の人口に占める割合から試算した推計では、2050年の人口は13,922人と国立社会保障・人口問題研究所の推計を下回る状況となっています。第3期釜石市人口ビジョンでは、少子化対策・移住定住施策を講じることで、2030年に25,000人台、2040年に20,000人台、2050年に15,000人台をキープすることを目指しています。

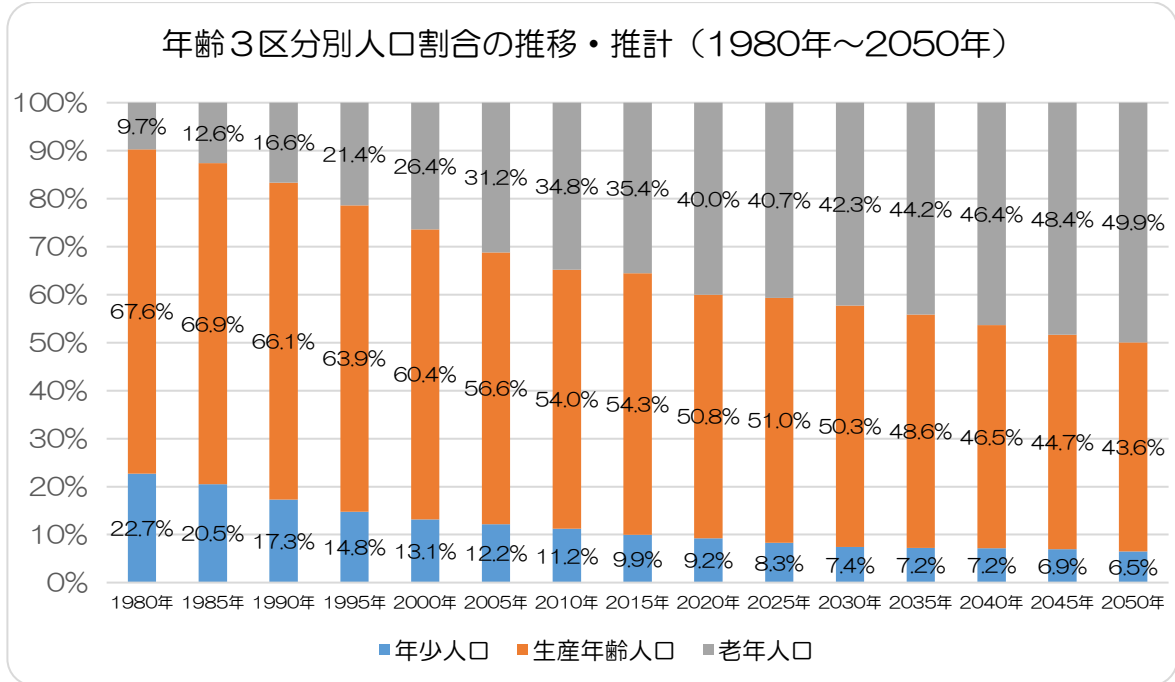


※1：2020年推計の2015年、2020年は国勢調査、2025年以降は国推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

(3) 年齢3区分別人口構成比の推移

当市では、1990年（平成2年）には“高齢社会”と呼ばれる高齢化率14%を超え、1995年（平成7年）には“超高齢社会”と言われる高齢化率21%を超えるなど、少子高齢化を先取りしてきた地域と言えます。国立社会保障・人口問題研究所の試算では、2050年には約2人に1人が高齢者となることが予想されています。



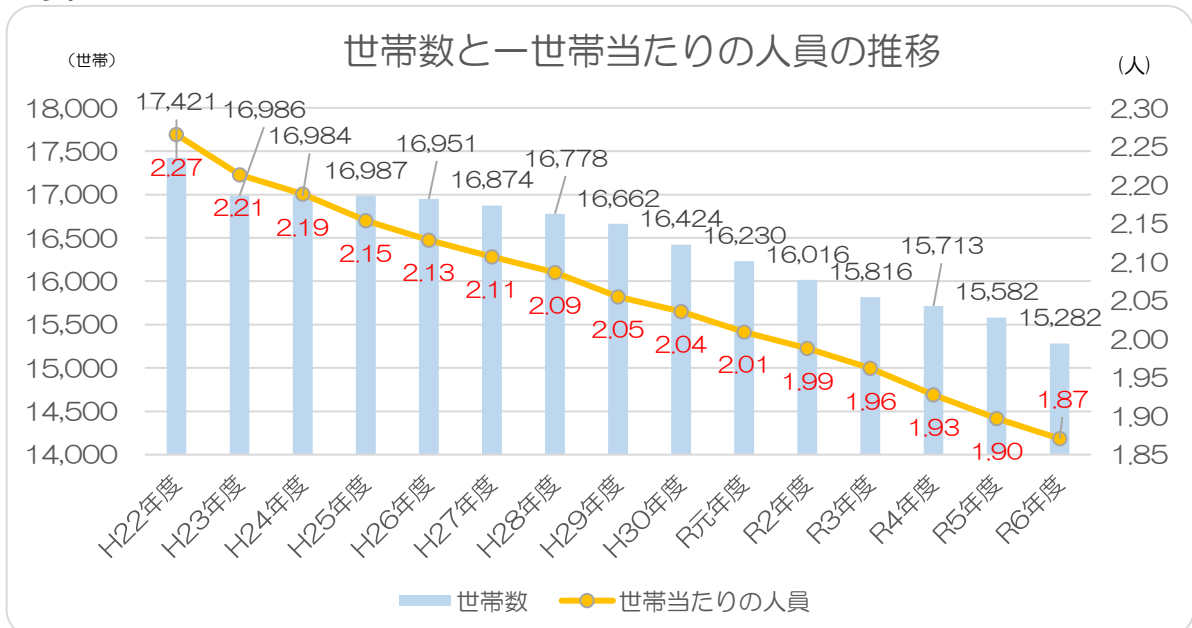
出所：

国勢調査より作成（1980～2020年）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成（2025～2050年）

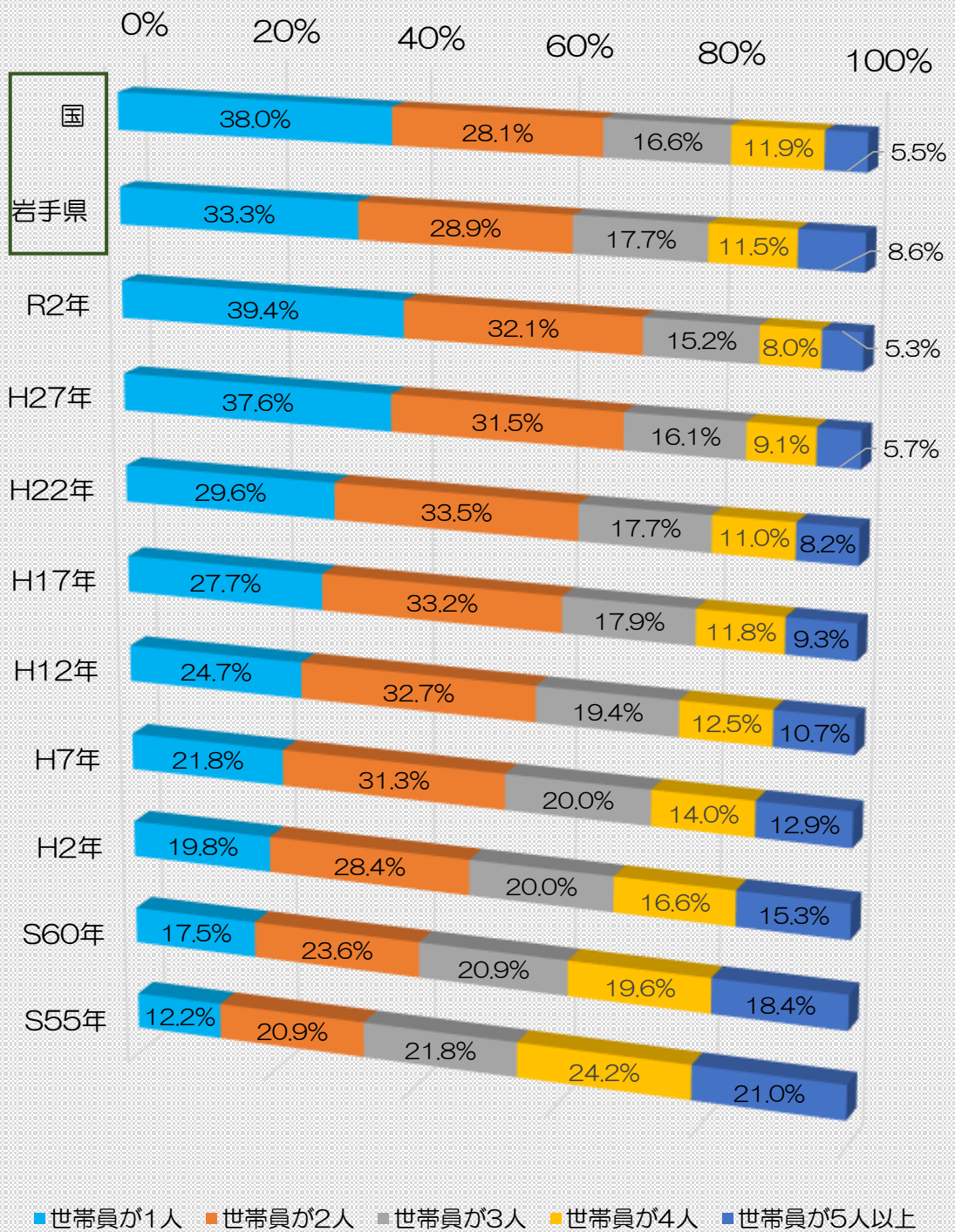
(4) 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

前回同様、世帯数と一世帯当たりの人数に関しても、ともに減少しており、令和6年度の世帯数を当初の平成22年度の世帯数と比較すると、2,139世帯も減少しています。令和6年度の一世帯当たりの人員は、平成22年度から0.40人が減少しています。



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年3月末データ）

世帯構成の推移



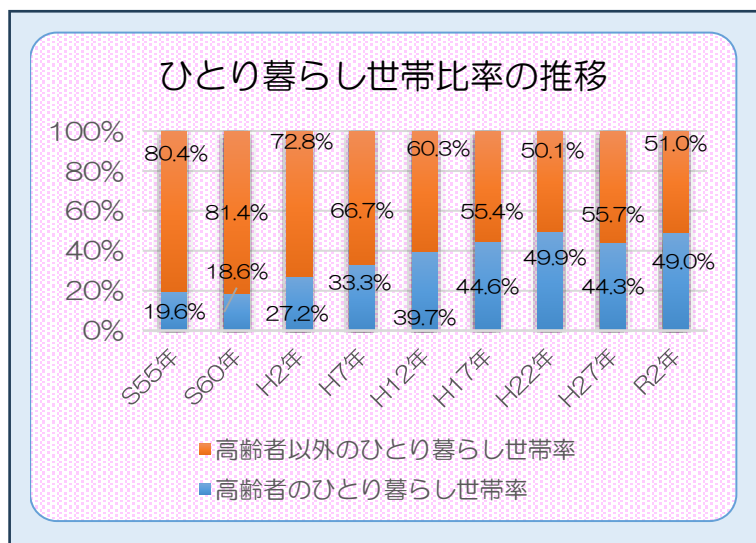
資料：国勢調査（岩手県、国は令和2年のみ）

(6) ひとり暮らし世帯数の推移

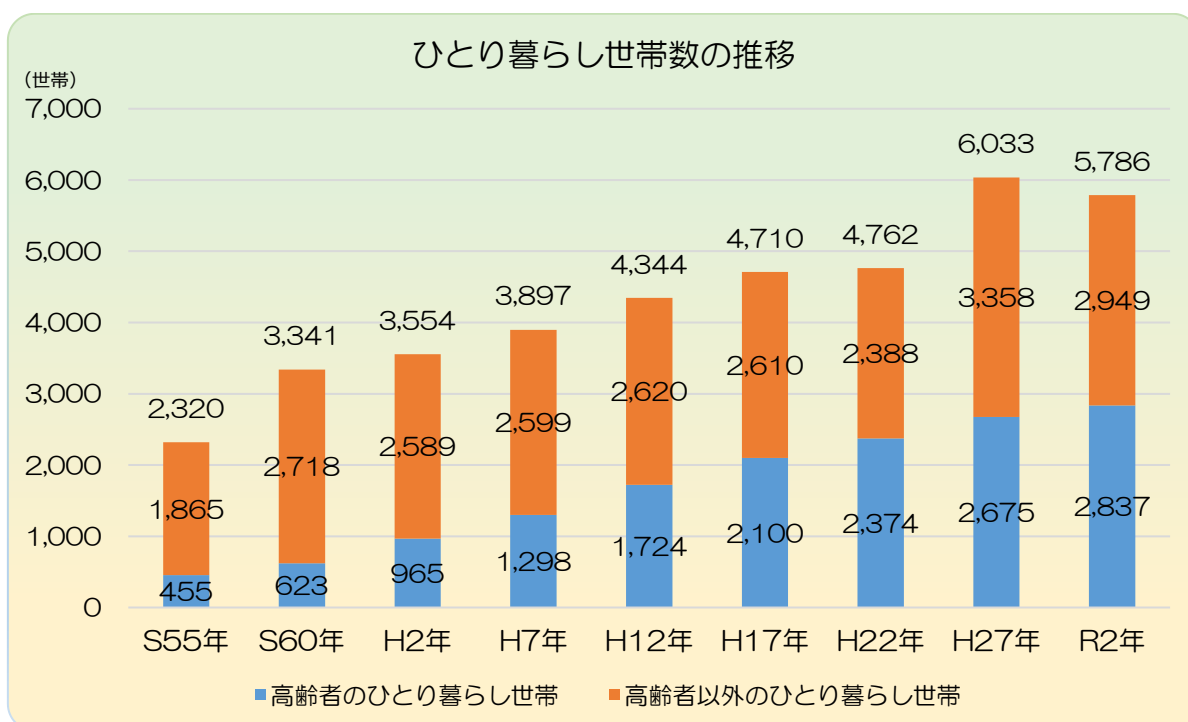
ひとり暮らし世帯数は調査の度に増加してきましたが、令和2年の調査をみると、人口減少に伴い、平成27年からの5年間で247世帯減少しました。一方、高齢者のひとり暮らし世帯は162世帯増加しています。

項目	高齢者のひとり暮らし世帯	高齢者以外のひとり暮らし世帯
S55年	455	1,865
S60年	623	2,718
H2年	965	2,589
H7年	1,298	2,599
H12年	1,724	2,620
H17年	2,100	2,610
H22年	2,374	2,388
H27年	2,675	3,358
R2年	2,837	2,949

資料：国勢調査



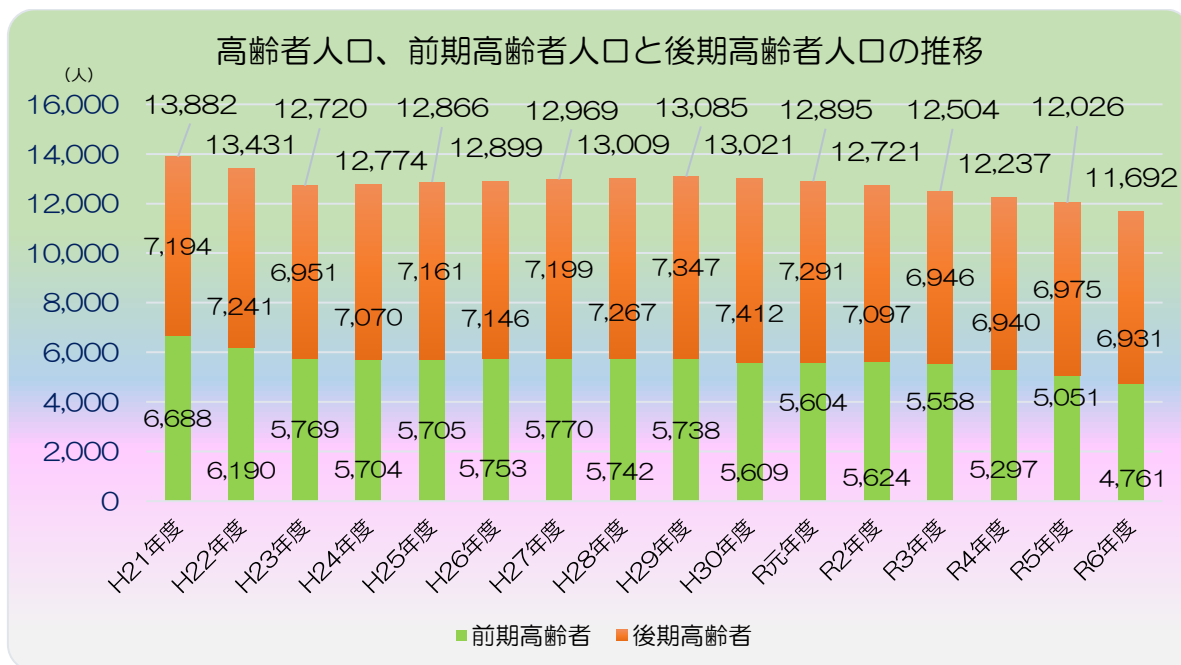
資料：国勢調査



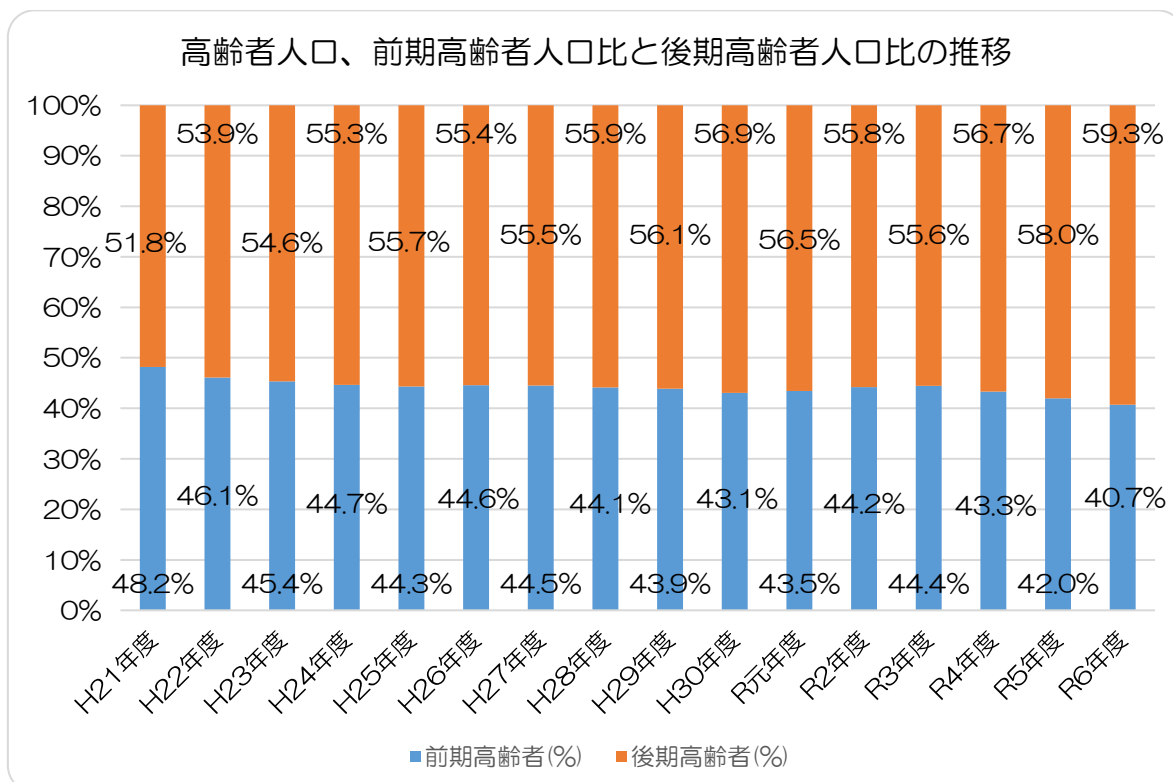
資料：国勢調査

(7) 高齢者人口等の推移

高齢者人口は、前期高齢者（65歳以上74歳以下）人口と後期高齢者（75歳以上）人口の対比を見ると、徐々に後期高齢者人口の占める割合が大きくなっていきます。



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年3月末データ）



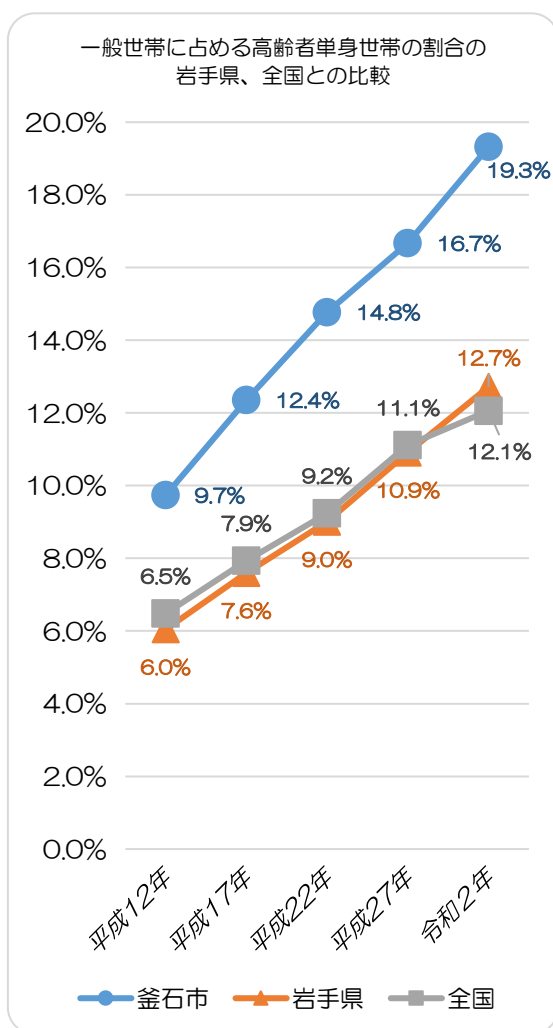
資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年3月末データ）

(8) 高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移

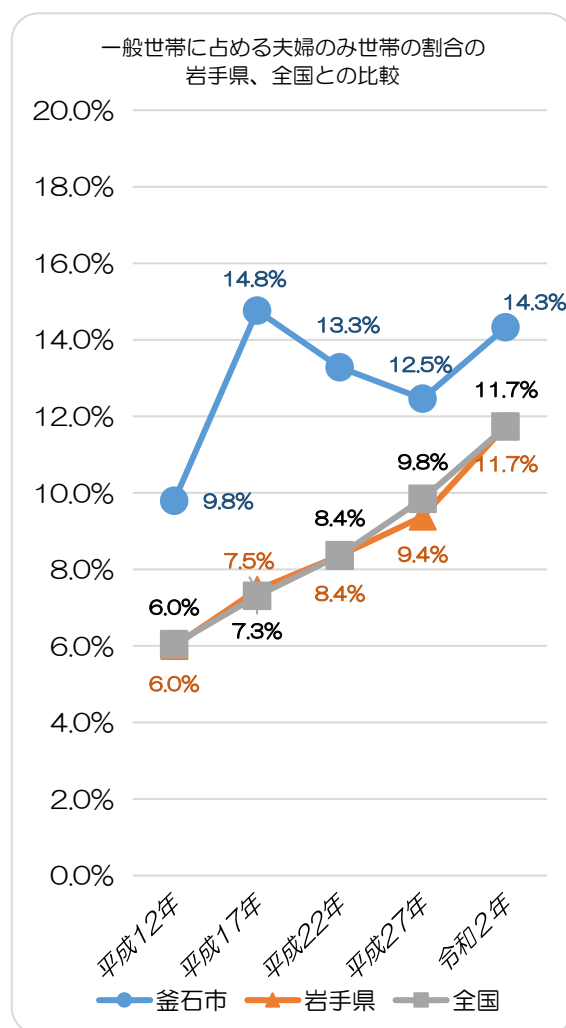
高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移をみると、高齢者単身世帯は増加傾向となっており、高齢夫婦のみ世帯も令和2年から増加傾向となっています。

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	17,706	16,994	16,070	16,048	14,684
高齢者単身世帯	1,724	2,100	2,374	2,675	2,837
	9.7%	12.4%	14.8%	16.7%	19.3%
高齢夫婦のみ世帯	1,734	2,509	2,134	1,999	2,104
	9.8%	14.8%	13.3%	12.5%	14.3%

資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(9) 介護保険における要介護等認定者数の推移

令和6年度の要介護度別認定者の分布を見ると、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要支援1の順に多くっており、分布割合は要支援1から要介護2までの軽・中度者は66.7%になっています。

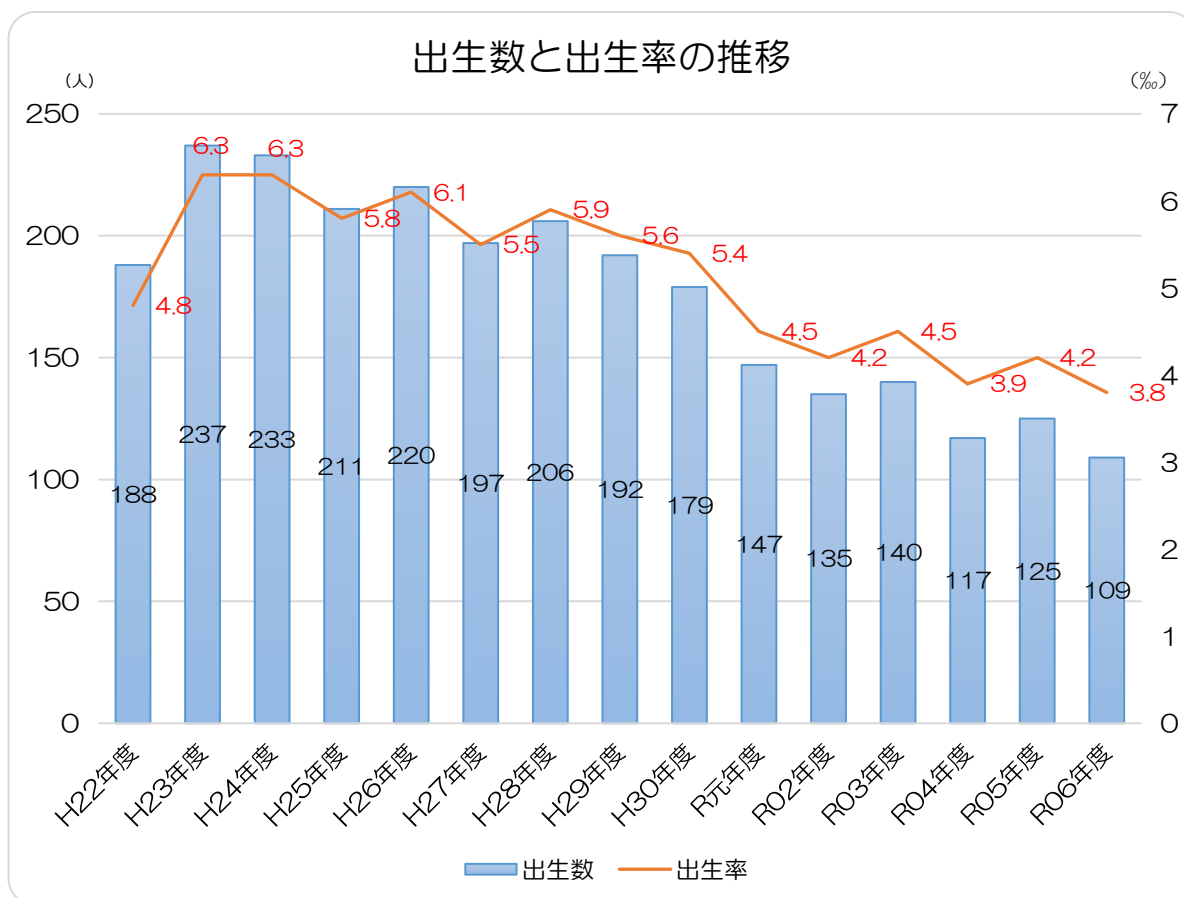
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）



※要支援・要介護度分布には、第2号被保険者含む

(10) 出生数と出生率の推移

出生数と出生率（人口 1,000 人に対する出生数）の推移についてみると、全体的には人口減少と共に出生数が減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年3月末データ）

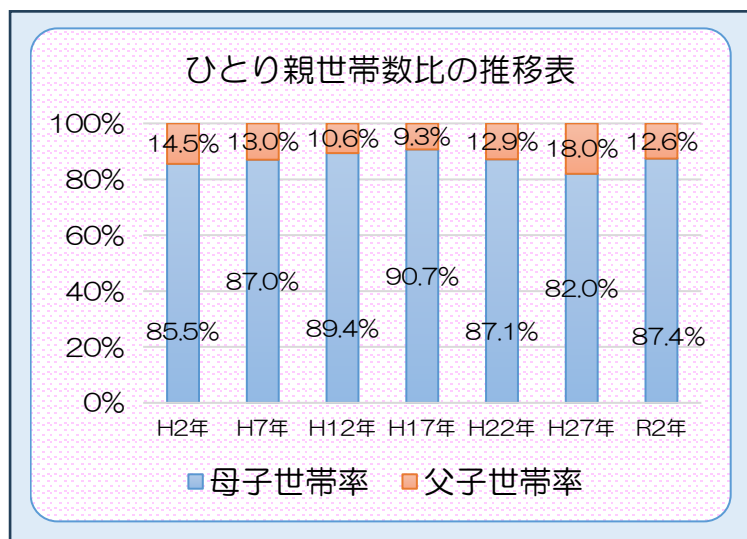
(11) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移についてみると、母子世帯では、平成7年に減少となりましたが、平成12年以降は増加と減少を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

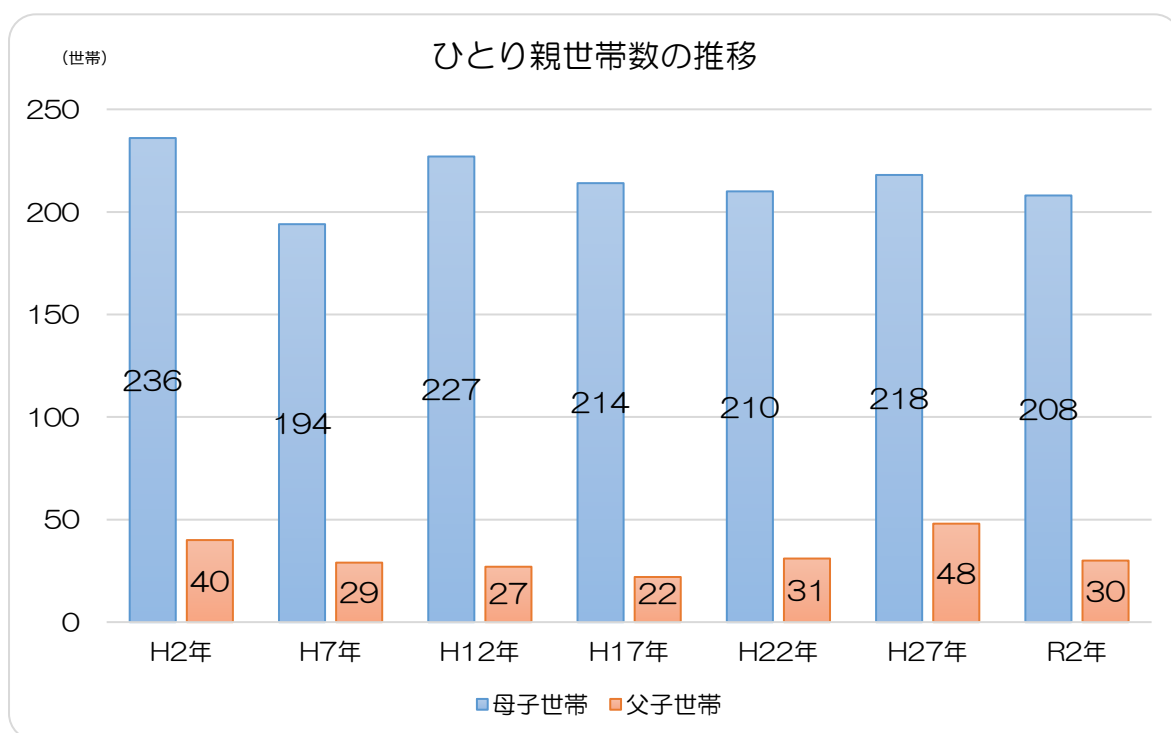
父子世帯は増減を繰り返しています。

項目	母子世帯	父子世帯
H2年	236	40
H7年	194	29
H12年	227	27
H17年	214	22
H22年	210	31
H27年	218	48
R2年	208	30

資料：国勢調査



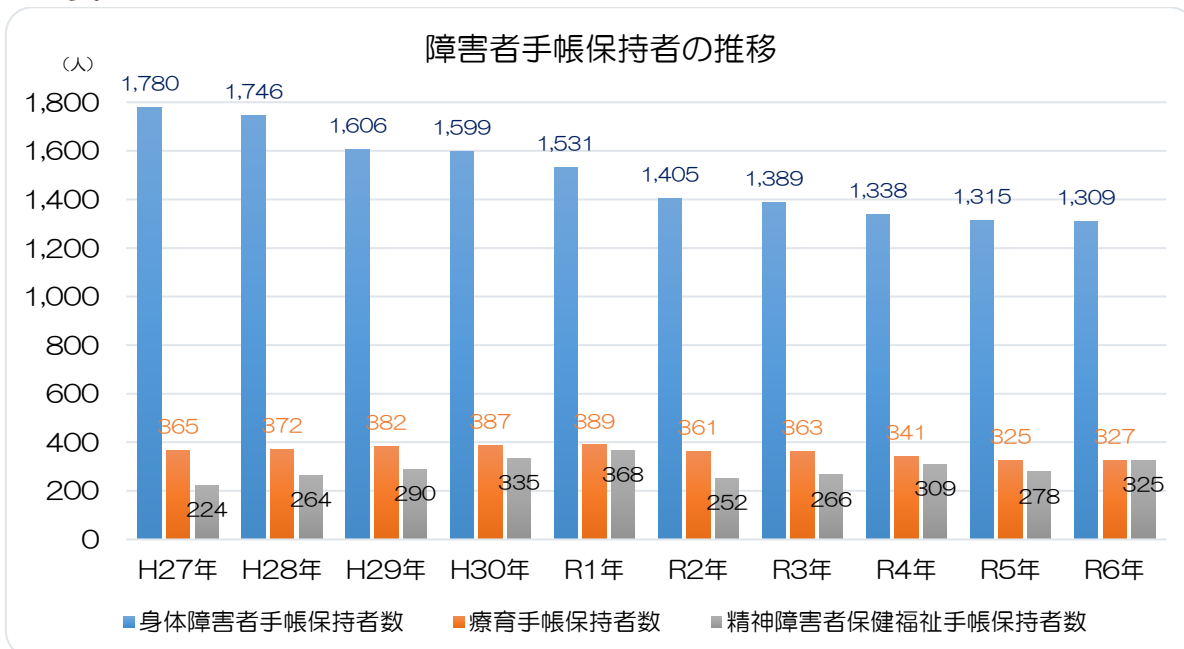
資料：国勢調査



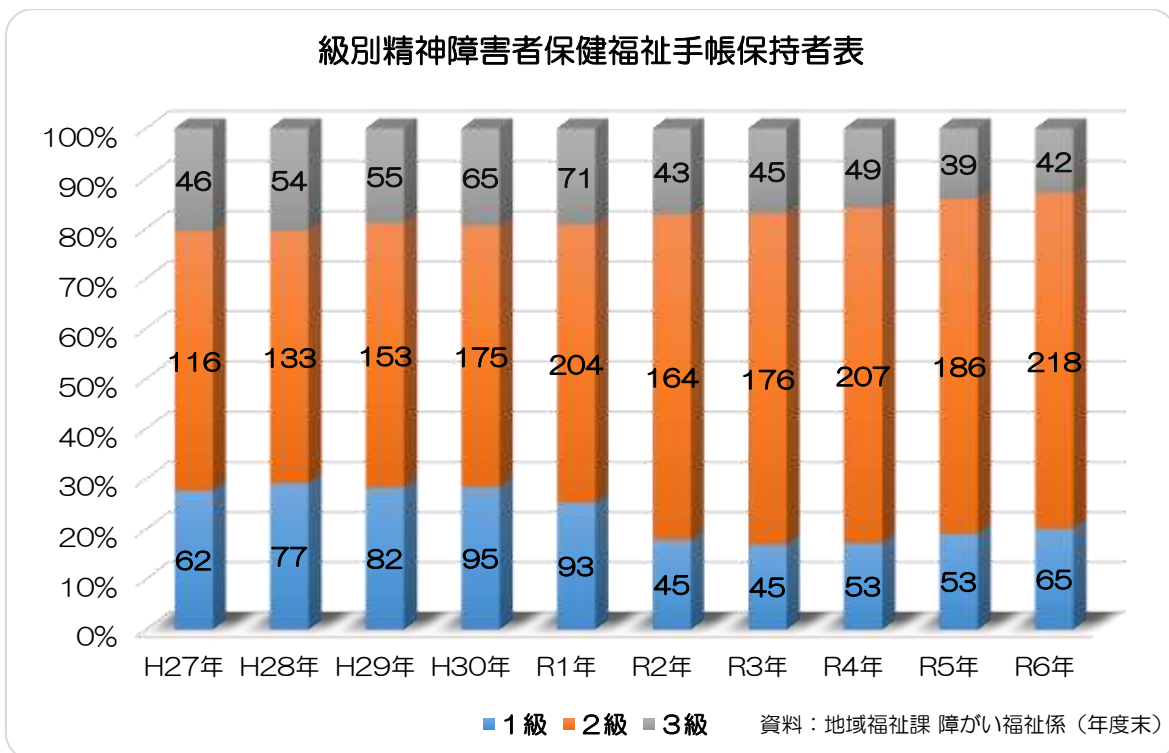
資料：国勢調査

(12) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移についてみると、人口減少を反映し、精神障害者保健福祉手帳保持者を除き、保持者数が減少しています。また、級別精神障害者保健福祉手帳保持者表で示すとおり、2級精神障害者保健福祉手帳保持者の割合が増えています。



資料：地域福祉課 障がい福祉係（年度末）



※1 資料：H27～R1 岩手県精神障害者保健福祉手帳登録者数（釜石市調べ）各年度末現在

※2 資料：R2～R6 釜石市精神障害者保健福祉手帳所持者台帳登録者数 各年度末現在

(13) 生活保護の状況

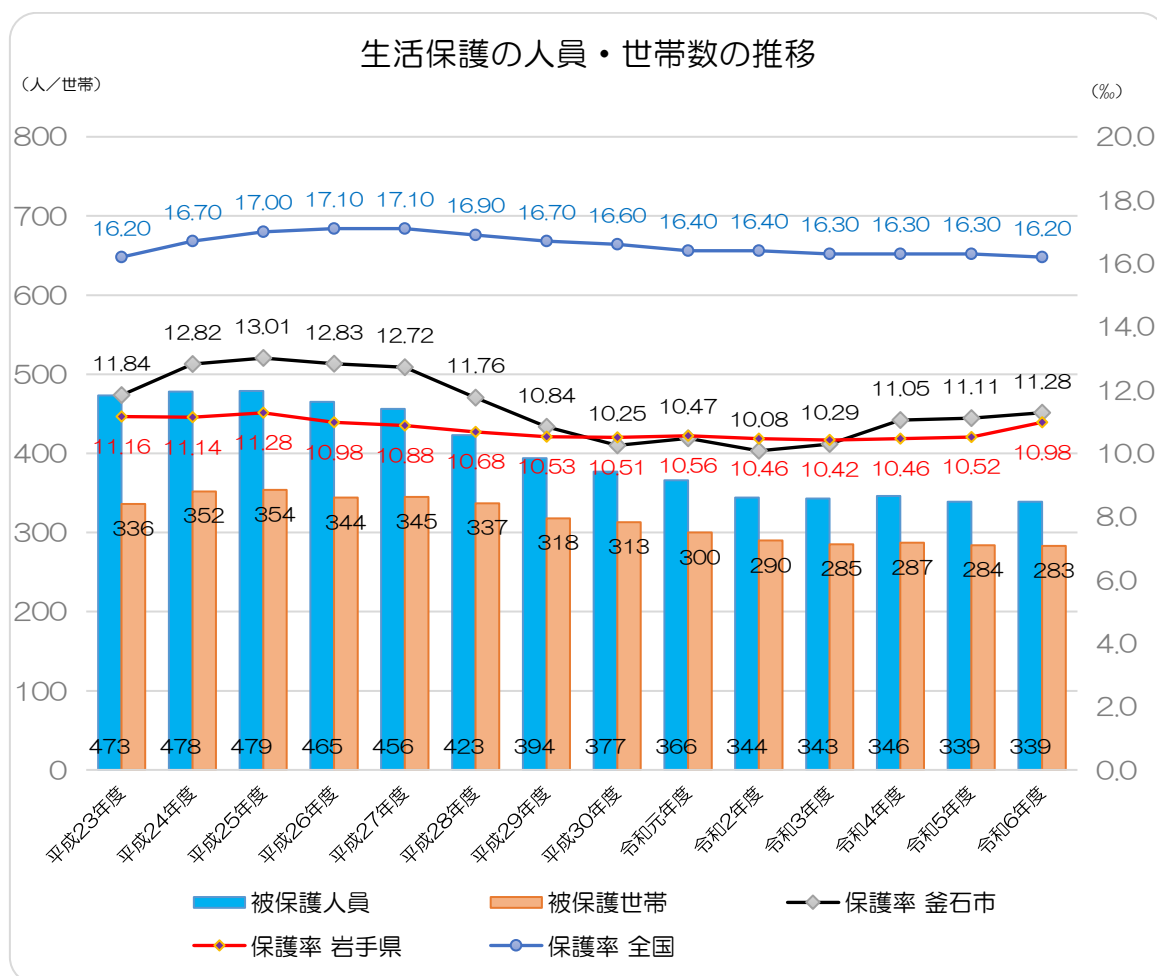
前回の統計資料は年度平均で作成されていましたが、令和元年度以降は年度末時点で作成されるようになったことから、平成23年度まで遡って生活保護の人員及び世帯数の推移を整理しました。

なお、被保護世帯及び人員の推移を見ると、令和2年度頃から生活保護率は増加傾向にあることが伺えます。

資料：地域福祉課 保護係（年度末）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
被保護人員	473	478	479	465	456	423	394	377	366	344	343	346	339	339	
被保護世帯	336	352	354	344	345	337	318	313	300	290	285	287	284	283	
保護率	釜石市	11.84	12.82	13.01	12.83	12.72	11.76	10.84	10.25	10.47	10.08	10.29	11.05	11.11	11.28
	岩手県	11.16	11.14	11.28	10.98	10.88	10.68	10.53	10.51	10.56	10.46	10.42	10.46	10.52	10.98
	全国	16.20	16.70	17.00	17.10	17.10	16.90	16.70	16.60	16.40	16.40	16.30	16.30	16.30	16.20

※ 岩手県及び全国の保護率の一部は年度平均を引用
(保護率 ‰)



資料：地域福祉課 保護係（年度末）

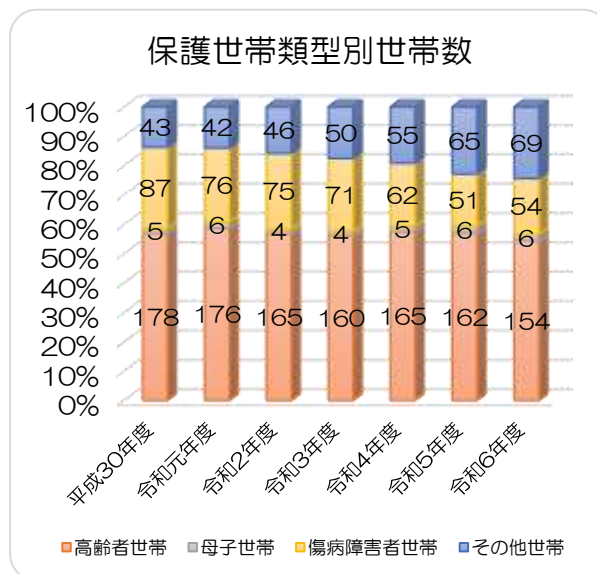
① 世帯類型別世帯の構成状況について

被保護世帯を世帯類型別にみると高齢者世帯の比率が一番高く、令和6年度末時点では54.4%となっています。

保護世帯類型別世帯数

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他世帯
平成30年度	313	178	5	87	43
		56.9%	1.6%	27.8%	13.7%
令和元年度	300	176	6	76	42
		58.7%	2.0%	25.3%	14.0%
令和2年度	290	165	4	75	46
		56.9%	1.4%	25.9%	15.9%
令和3年度	285	160	4	71	50
		56.1%	1.4%	24.9%	17.5%
令和4年度	287	165	5	62	55
		57.5%	1.7%	21.6%	19.2%
令和5年度	284	162	6	51	65
		57.0%	2.1%	18.0%	22.9%
令和6年度	283	154	6	54	69
		54.4%	2.1%	19.1%	24.4%

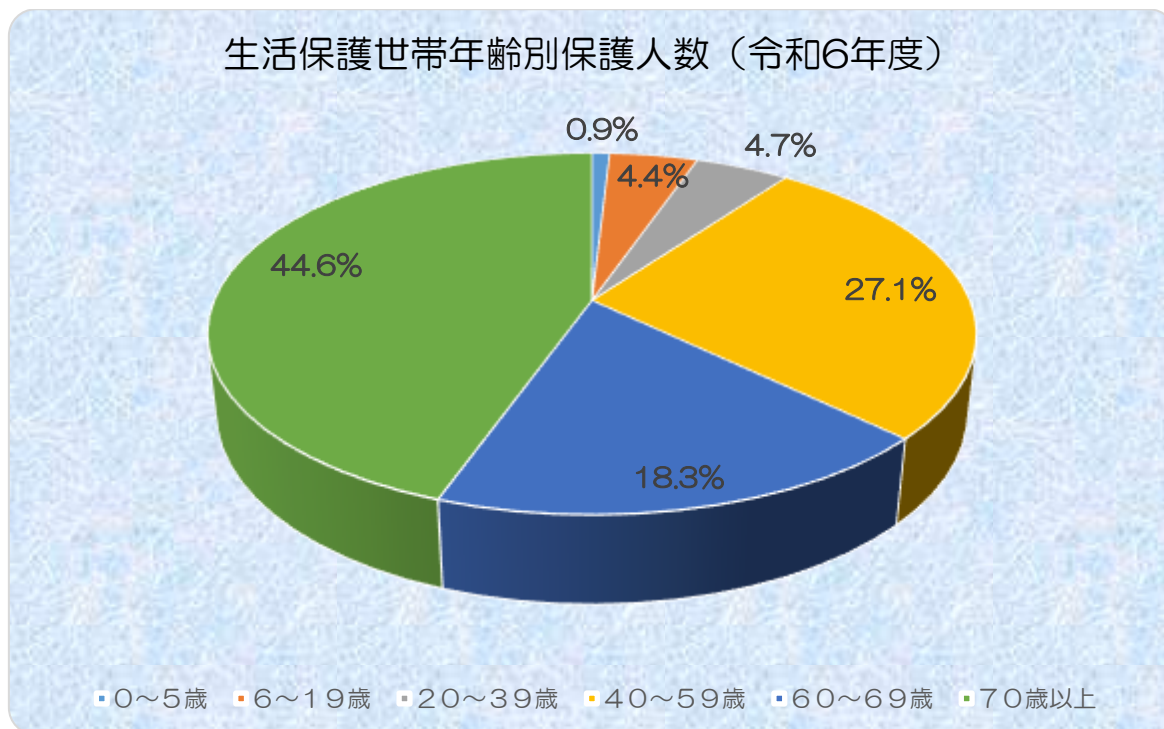
資料：地域福祉課 保護係



資料：地域福祉課 保護係（年度末）

② 保護世帯年齢別保護人員について

保護世帯年齢別保護人員は、70歳以上が44.6%となっています。今後も、高齢者世帯の比率は高いまま推移するものと予測されます。



資料：地域福祉課 保護係（年度末）

(14) 民生委員

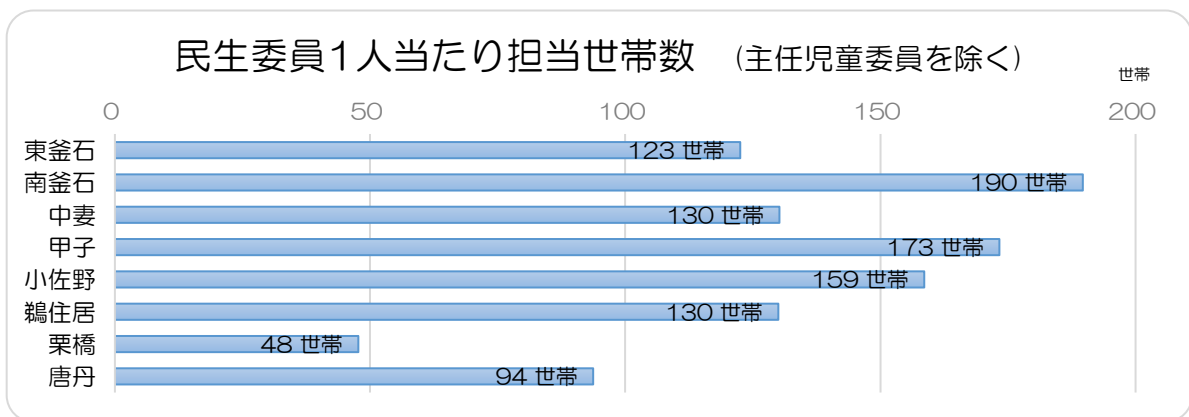
令和7年3月31日現在、127人の民生委員（内、主任児童委員16人）が選任されています。また、民生委員一人に対する地区別割合数を示します。

地区名	区域を担当する民生委員(人)			主任児童委員(人)			民生委員合計(人)	民生委員の割合 (主任児童委員を除く)	世帯数
	男性	女性	計	男性	女性	計			
東釜石	4	11	15	0	2	2	17	123世帯に1人	1,838
南釜石	5	7	12	1	1	2	14	190世帯に1人	2,276
中妻	6	8	14	0	2	2	16	130世帯に1人	1,823
甲子	11	5	16	0	2	2	18	173世帯に1人	2,773
小佐野	7	15	22	0	2	2	24	159世帯に1人	3,489
鵜住居	11	4	15	0	2	2	17	130世帯に1人	1,950
栗橋	6	4	10	1	1	2	12	48世帯に1人	477
唐丹	3	4	7	1	1	2	9	94世帯に1人	656
合計	53	58	111	3	13	16	127	138世帯に1人	15,282

資料：地域福祉課 地域福祉係

民生児童委員協議会
(8地区)

※本計画では、「民生委員・児童委員」を「民生委員」と表記しています。



2. 地域社会の状況・地域の意識と課題

(1) 民生委員から提示された課題・意見

民生委員7人からヒアリングを行い、提示された課題や意見を整理しました。

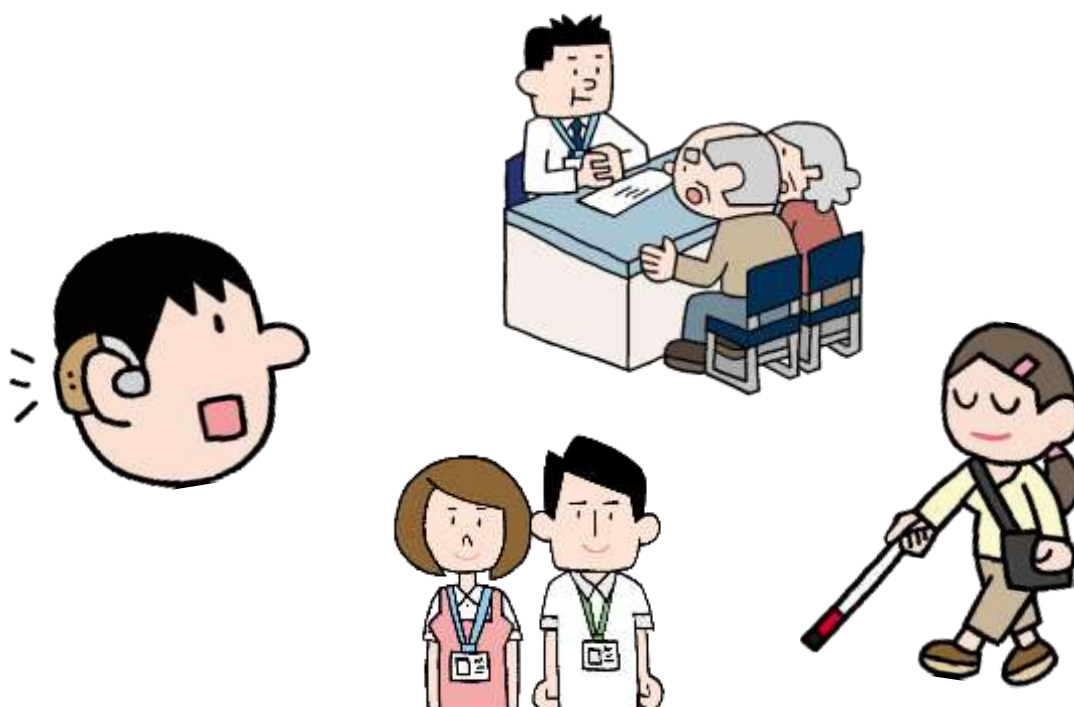
提示された課題・意見	導き出された課題
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の高齢化 仕事を抱えての活動は難しい。 教育関係者や福祉業務に携わってきた人の介入 民生委員の欠員地区があること。 (地域内協力者である) 町内会役員の高齢化など。 受ける側と提供する側の考え方の相違 	<p>地域の担い手不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> 年齢にかかわらず社会貢献への参加 外国人に対する柔軟な対応 住民間での住環境についての思いの違い。 プライバシー問題で正しい状況を把握することの困難 配慮すべき内容の多岐化 	<p>住民課題の複雑・多岐化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 様々な世帯状況の情報不足 色々な関係機関との意見交換が必要 1人暮らしの高齢者に対する行政からのアクション不足 PTAとの関りが無い。 	<p>関係者間の連携不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域、町内会等への関心の低下 町内会の活動自体がなくなっている。 地域内の交流が希薄、交流機会の減少 地域内の少子化対策が必要 働き世代の福祉活動への意識づけが必要 	<p>地域力の脆弱化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 買い物時の移動手段に関する問題 高齢による多岐に亘る生活上の支障 外に出たがらない、引きこもりがち 1人暮らしの高齢者の増加 	<p>高齢に伴う日常生活課題の増</p>
<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の災害時や緊急時の際の取組の明確化 要配慮者一人ひとりへの対応が困難 有事の際の預かり先に対する問題 緊急時の避難体制(手助けする人) 緊急時の搬送時間の問題 	<p>各種災害時の対応への不安</p>
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員が活動しやすい環境づくり 民生委員の育成と担い手の問題 住民の民生委員の必要性への理解度が低い。 現代的な役割や対応についての見直し 	<p>民生委員による住民実態の把握困難化</p>

(2) 福祉事業者から提示された課題

本計画の策定にあたり、市内の福祉施設・事業所に地域との連携・協力の状況を把握するため、ヒアリングを実施し課題や意見を整理しました。

1) 福祉施設・事業所から提示された課題・意見

提示された課題・意見	導き出された課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢、障がい、医療のすべての分野において人材不足、特に介護職員、専門的支援員、看護師などの人材が不足 ・ 人材確保が難しい中、人材育成への支援や研修制度の活用が強く求められている ・ 障がいに対する考えや知識の啓発不足 ・ 新人確保や定着の難しさ 	<p>福祉人材の確保と育成</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内活動がなくなり、交流の場がない ・ 福祉に関するイベントや交流会などが少ない ・ 学校や地域との連携、活動拡充が必要 ・ 善意に頼ることが難しくなっている 	<p>地域と事業所の深い関わり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の職員との連携不足 ・ 地域サポーターによる相談窓口や情報共有の場がない ・ 積極的なボランティア等の周知、福祉を身近に感じられるような仕組みの構築 ・ 市の状況についての情報交換の場の設置 	<p>関係者間の連携不足</p>



2) 専門職から提示された課題・意見

提示された課題・意見	導き出された課題
<ul style="list-style-type: none"> 福祉まつりでの相談ブースをもっと活用したほうが良い 地域のサポーターとの情報共有の仕組みの構築 	<p>相談窓口の周知・相談体制の在り方</p>
<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーの事業所や訪問入浴、訪問リハビリステーションなどが休止や廃止となり、在宅サービスの提供が難しくなっている 	<p>福祉人材の確保と育成</p>
<ul style="list-style-type: none"> 専門職間同士で情報交換等をするなど連携が必要 行政との連携を図り社会資源を適切に管理することが重要 地域ニーズを把握し持続可能な仕組みづくりが必要 	<p>関係者間の連携不足・多職種連携の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 認知症や障がいに対する考えや理解促進を図り、偏見や差別が起こらないようにインクルーシブの気運醸成を図ることが必要 障がい者雇用について事業主の理解を深めてもらい、障がい者の自立を促進していくことが必要 	<p>福祉活動や人権等への意識、インクルーシブの気運醸成</p>
<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や権利擁護、虐待やDVについての支援体制や相談窓口など利用しやすい体制の構築 身寄りのない人、友人や地域の人との関わりもない人の見守りや支援体制 	<p>権利擁護支援や成年後見制度等の利用促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 人と関わることで孤立防止にもなる 1人暮らしの高齢者は周りへの迷惑をかけたくないことからひきこもり傾向にあるので周囲との関わりを持たせることが重要 	<p>予防的な関わりの重要性</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手不足の深刻化 特定の担い手（民生委員など）への負担増 子どもや若い人を中心に地域活動をしていくことが重要 高齢化で町内会活動が少なくなり共働き世帯も多く、地域住民同士の交流が希薄 	<p>地域の担い手不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティが衰退しており、同時に学校や福祉施設等との連携も希薄になってきている 住民同士の支えあいが少なくなっている、近所同士での声かけが重要 地域活動を横展開し、持続可能な仕組みづくりの構築 	<p>地域力の脆弱化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 高齢化により買い物や通院その他生活支援が地域で支援できない。また家族も遠方にいる高齢者も多く多方面からの支援が必要 	<p>インフォーマルによる生活支援</p>

(3) 市民アンケート調査にみる地域の意識と課題

本計画の策定にあたり、市民の率直な考えや意見を伺い、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

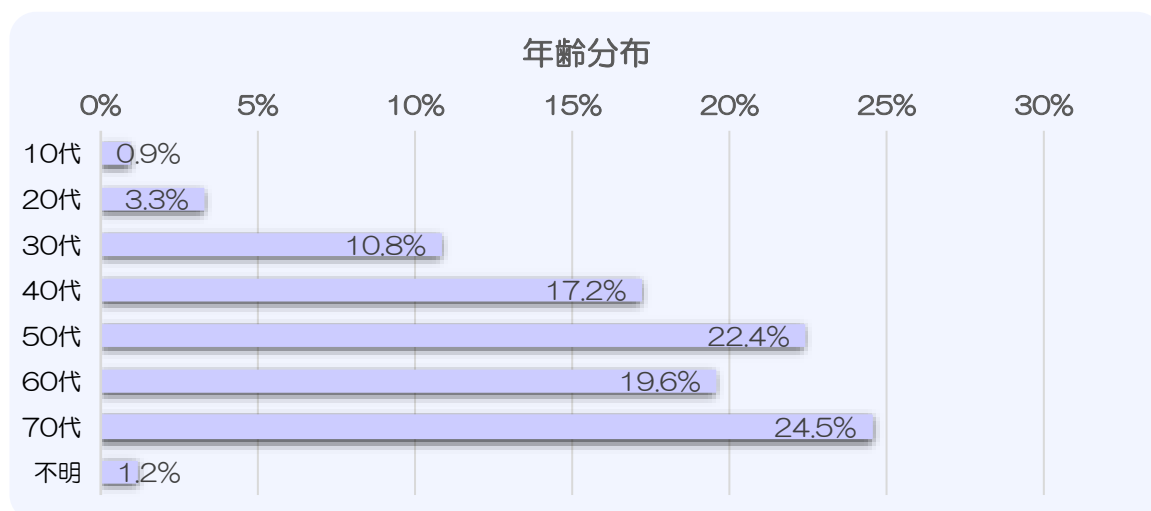
1) 地域福祉に関する「市民アンケート調査」

- 調査対象 市内に居住する高校生を除く 18 歳以上 80 歳未満を無作為に抽出した市民 1,400 人
- 調査期間 令和 7 年 6 月 ~ 7 月末
- 調査方法 郵送・WEB にて回答
- 配付・回収状況 配付数 1, 400 件 / 回収数 424 件 / 回収率 30.3%
- 調査結果 資料編 (P85) 参照

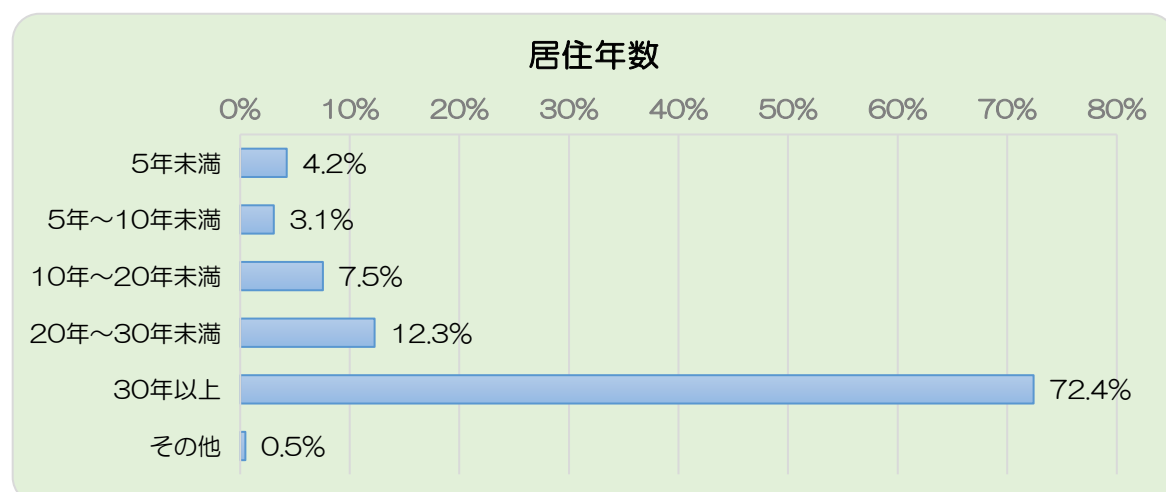
本調査にご協力いただきました回答者からのアンケート回収状況については、以下の示すとおりとなります。

回答者の男女比は男性 42%、女性 57%となっており、回答者の年齢分布は、以下のとおりです。

回答者の年齢分布



回答者の住居年数



2) アンケート結果のまとめと考察

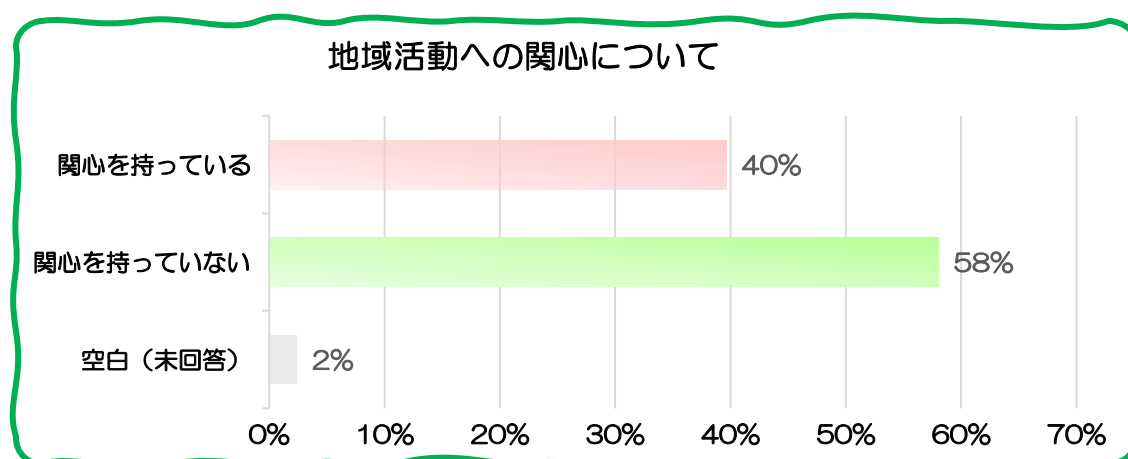
～地域全体で支えあい、誰もが住みやすい地域づくり～

①若い世代の暮らし向き

日常生活での困りごとは、経済的なことが最も多く、次に子育てのことや病気の際の病院がないことについて困っているという回答がありました。その一方で、相談については、手助けはいらぬという回答が多く、若い世代が子育てしやすい環境を作ること、地域福祉としての課題ではないかと考えます。

②福祉活動の新たな担い手づくりや担い手への支援について

民生委員や自治会活動、ボランティアなどの地域活動へ関心を持っている人は40%いますが、関心がない人が58%と新たな担い手の人材不足が深刻な課題となっていることが分かります。担い手育成のための支援や自治会活動について住民への理解を深めていくとともに、民生委員や自治会役員などの担い手の負担が軽減されるよう住民一人ひとりが活動に関心を持ち協力していくことも重要だと考えます。



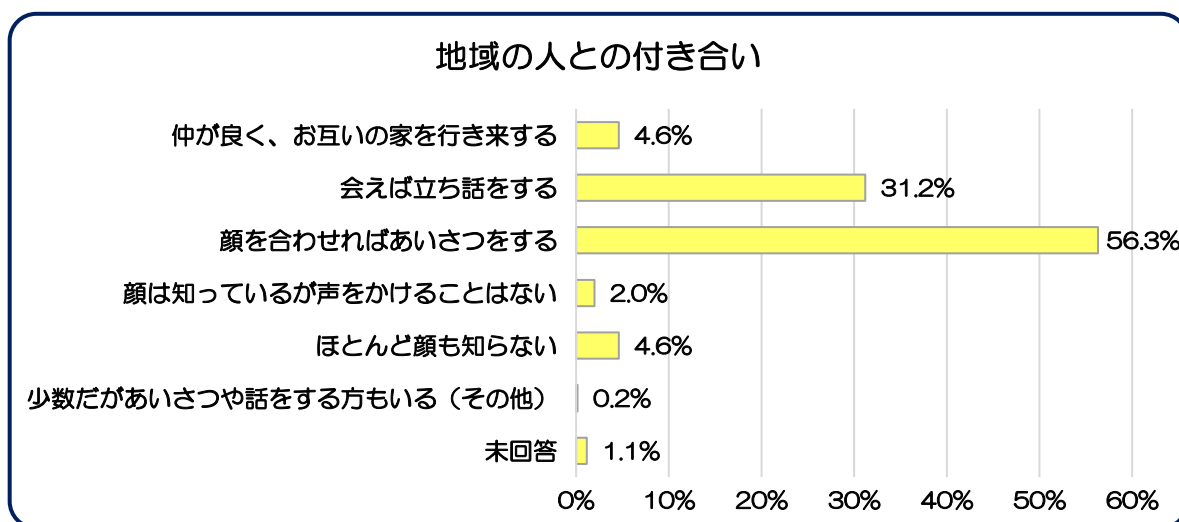
③地域における日常的な見守り体制

一人暮らしの高齢者の多くは、地域との交流も少なく、ひきこもりがちとなっており、地域での見守りも難しくなっています。人と関わることで孤立防止にもなり、交流の場はとても大切です。町内会などの行事が少なくなり交流の場がないことが課題です。日頃から近隣へ声がけをすることで、小さな変化の気づきや非常時の助け合いも円滑となり地域での連帯感も深まります。高齢者に限らず、共働き世帯も多いことから、子どもの見守りについても地域全体で支援していくことが必要と考えます。



④地域の人たちとのつながり

地域の人たちとの日頃からのつながりは、「顔を合わせればあいさつをする」や「会えば立ち話をする」との回答が多くを占め、「仲が良く、お互いの家を行き来する」と回答した人は全体の4.6%ととても少なくなっています。コロナ禍の影響もあり、地域の人との関わりが薄れていることが分かります。地域での活動が活性化され、地域の祭りやイベントなどへの参加しやすい環境づくりが大切です。行事やイベントなどを通し住民同士の交友関係を広げていくことが住みよい地域社会を実現していく上で必要なことです。



⑤地域で支え合い、誰もが住みやすい地域づくり

地域福祉の充実のために行政が取り組むべきことで重要なのは、地域活動（町内会や自治会活動）活性化のためのサポートやインフォーマルサービス（雪かき、草取り、ゴミ出し）のサポートの充実などが挙げられます。地域活動については、広報かまいしや市のホームページなどで活動状況などについて情報発信し、情報共有の場や活動に必要な支援等について検討するなど担い手育成のために関係機関と連携していくことが重要だと言えます。人口減少や高齢化により地域コミュニティの維持が難しくなっていますが、地域課題を直視し地域を活性化する取組が不可欠です。

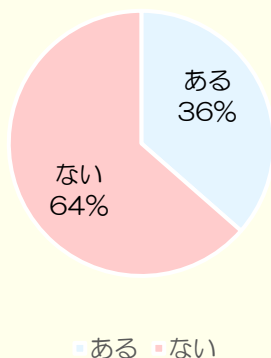
インフォーマルサービスのサポートについては、地域住民、家族によるサポートが多く見られ、地域住民が主体的に介護や支援に関わることで、地域住民とのつながりが生まれ、見守りや孤独防止にもつながります。しかしながら、地域から孤立し地域での協力が得られず家族が遠方に住んでいるなど身近なサポートが受けづらくなっている状況が見受けられます。こうした課題を踏まえ、高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、地域全体で支える支援体制の構築が求められています。



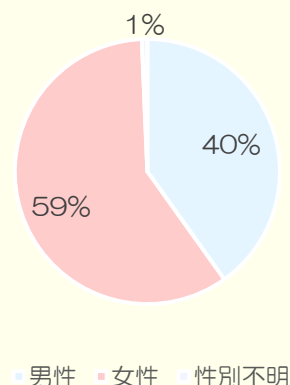
⑥日常生活の困りごとについて

日常生活の困りごとについては経済的なことや子育てのこと、病気の際の病院がないことについての不安を抱えている人が多く、若い世代が暮らしやすい環境を作ることも地域福祉として求められています。少子高齢化や人口減少による町内会活動の衰退、担い手不足の深刻化、学校や福祉施設等との連携が薄れている中でも地域の活動を維持していくことが大切です。近年の暮らしのニーズは複雑化や多様化しており、分野を超えた団体や専門家との連携も課題となっています。地域での夏祭り等のイベントもなく地域全体での交流が少なくなっていますが、そういったイベント等を行うことで地域住民との交流の場が増え、地域全体が支え合えるのではないかと考えます。また、年齢や性別、国籍などに関係なく、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくるのが大切であり、そのためには、地域活動の役割がとても重要です。誰もが住みやすい地域をつくるために、地域や社会全体で一緒に考えて取組を進める必要があります。

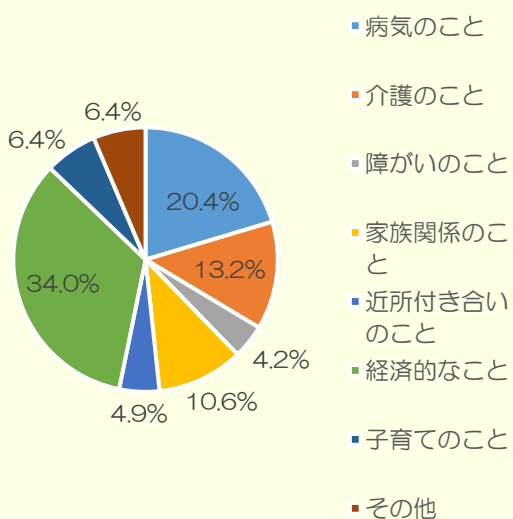
日常生活での困りごと



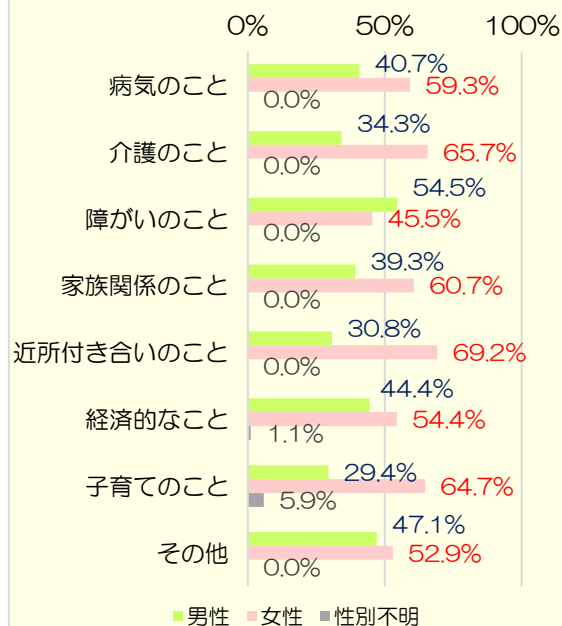
困りごとの性別比率



困っている項目構成比率



困っている項目ごとの性別比率



3) 地域の皆様から寄せられた課題・意見（市民アンケート調査から抜粋）

提示された課題・意見	導き出された課題
<ul style="list-style-type: none"> • 医療体制の充実。特に皮膚科や小児科、産婦人科がなく困っている。 • 制度や体制等の周知が少ないと感じる。 • 福祉に関する相談窓口が分かりにくく明確にしてほしい。 • 介護施設への入居が高額で入居することができない。 • 医療の衰退が深刻だと感じる。 	<p style="text-align: center;">健康・介護への不安</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 病気になった時や介護が必要になった時の不安 • 一人暮らしの高齢者が増えている。 • 交流のない一人暮らしが引きこもりがちになっている。 • 近所との付き合いもなく孤独死に対する不安 • 家族が遠方で、なかなか帰ってくるできない。 	<p style="text-align: center;">一人暮らしに対する不安</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化による空家等の問題 • ゴミ出し、買い物、草取りなどに困っている人を見かけることが多くなった。 • 雪かきや掃除が大変になっている。 • 何もすることがないという高齢者や地域交流をしながらない高齢者が多い。 • 免許返納後の買い物や通院に対する交通手段の確保 	<p style="text-align: center;">高齢に伴う日常生活課題の増</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 住民同士の交流もなく、つながりもない。 • 全体的に地域活動などの参加者が少ない。 • 若い人は共働きが多く、地域活動へ参加することが難しくなっている。 • 町内会の活動も縮小傾向にある。 • 子どもも少なく、PTA との関わりも希薄化している。 • 若者が住みやすい街づくり。 	<p style="text-align: center;">交流の希薄化・地域活動の衰退・担い手不足・後継者不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 避難訓練の参加率を上げ災害時への備えをする。 • 緊急時の際の要支援者への避難体制 • 過疎地域の緊急時の応急処置のシミュレーション。 • 災害時の周辺地域への協力体制の強化 • 避難所が遠く避難できない高齢者がいる。 	<p style="text-align: center;">各種災害時の対応への不安</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 若い世代の転出が多くなっている。 • 他の地域からの転入者とのコミュニケーションの取り方の工夫 • 復興公営住宅に入居している住民と既存の住民との考え方の相違 	<p style="text-align: center;">復興に伴うコミュニティの再編・再生</p>

4) 小中学生から寄せられた課題

提示された意見	導き出された課題
<ul style="list-style-type: none"> • 「ひとにやさしい駐車場」の設置数が少なく、利用したい人が困っている。 • 「ひとにやさしい駐車場」の看板が老朽化し、利用を必要としている人が設置場所を把握できないため、不自由なく利用できる環境が整っていない。 • 献血に参加する若い世代が少ないと聞いているが、SNSによる宣伝を行う必要があるのではないか。 	<p>福祉活動の周知や福祉環境の整備の把握</p>



3. 釜石市の地域包括ケアシステムの創成、その構築の歩み

～地域コミュニティによる健康安心づくりと

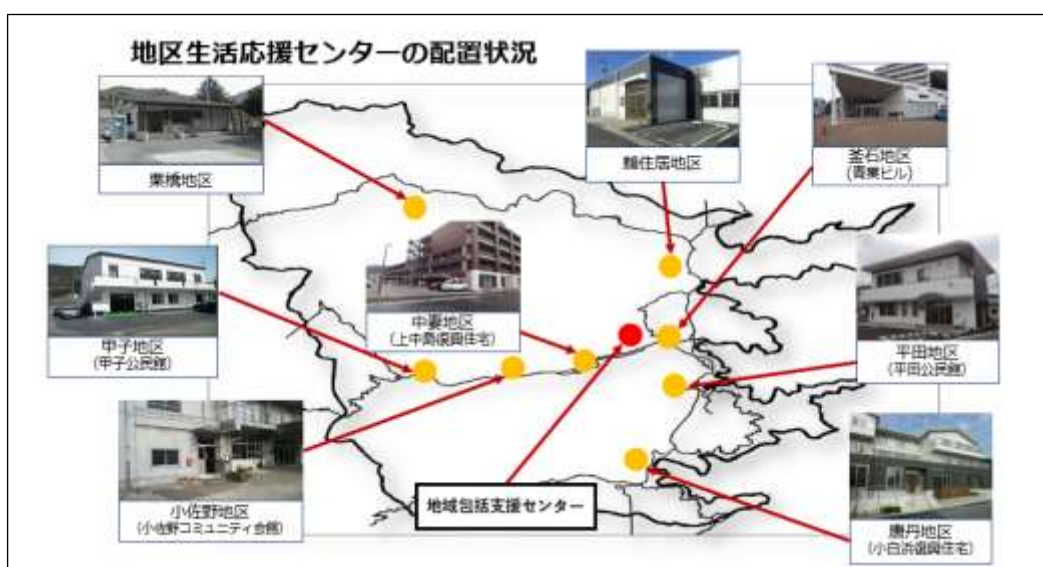
釜石医師会と行政の連携による「釜石版地域包括ケアシステム」～

(1) 釜石市地域生活応援システム

平成19年4月の旧釜石市民病院と県立釜石病院の統廃合をめぐる様々な取組や保健福祉の充実に向けた検討の結果、釜石市地域生活応援システム基本計画（平成19年2月）が策定されました。

当該計画において、「地域で支え合い、生きがいを持って、安心して健康に暮らしつづけるため」には、保健・医療・福祉・生涯学習の連携の強化による健康づくりや、地域住民との協働による地域づくりの体制と、保健・医療・福祉サービスを総合的に調整する機能が必要とされたことから、市民病院施設の再生による市保健福祉センターの開設に加え、出張所や公民館の単位ごとに、市内6カ所（現在は8カ所）に生活応援センターが設置されました。

これが、当市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の第一歩となります。



令和7年時点の地区生活応援センターの配置状況

(2) 釜石市地域包括ケア推進本部の設置

平成26年4月、当市では、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、部局横断的に企画・調整し、具体的な取組の推進を図る部局として、副市長（平成27年度からは市長）を本部長とする「釜石市地域包括ケア推進本部（以下「本部」と言う。）」が設置されました。併せて、事業の推進方針などに関して助言していただくために、釜石医師会と学術研究機関からアドバイザーを迎えています。

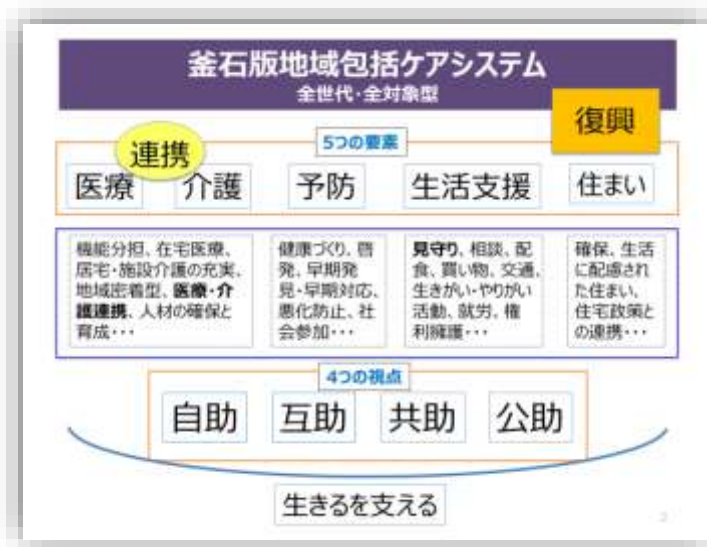
この当時の全国的な傾向として、地域包括ケアシステムの構築は、高齢者福祉施策として介護保険事業と絡めて議論されることが多く、その対象は65歳以上の高齢者と限定とされていましたが、本市では、本部を設置した当初から対象を高齢者に限定せず、「すべての住民」を対象としているのが大きな特徴でした。

本市の地域包括ケアシステムの方向性と、本部の体制整備に大きく影響を与えたのが、後述する「地域包括ケアを考える懇話会」と、医療・介護関係者を中心とした多職種連携によるケア体制の構築を推進して来た「在宅医療連携拠点チームかまいし」の取組でした。

釜石市地域包括ケア推進本部は、令和7年4月の機構整備により会議体となりましたが、地域包括ケアシステム充実のための部局横断的な企画・調整の役割は、地域包括ケア推進課推進係に受け継がれました。

(3) 釜石版地域包括ケアシステム

平成27年12月、地域包括ケア推進本部は、それまで本市が課題ごとに実施してきた地域包括ケアシステム構築に関係する様々な事業を一つの方針の基にまとめました。「復興を内包した『釜石版地域包括ケアシステム』について～被災地における *Social Inclusion* の実践に向けて～」は、市のHPで公開しています。



令和元年に設立された日本地域包括ケア学会（理事長：田中滋慶應義塾大学名誉教授）の大会テーマが「全世代型・全対象型地域包括ケアの実現を目指して」と題されていたことからわかるように、地域包括ケアシステムの内容は年々進化していますが、当時の一般的な「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」のサービスが、個々の課題やニーズに対して適切にコーディネートされた形で提供される仕組みです。

しかし、地域包括ケアを考える懇話会からの提言を受けた本市では、対象とする年齢を限定せず、病気、障がい、生活困窮、虐待、引きこもり、被災などにより支援を必要とするすべての住民に対して、地域の様々なサービスが包括的・一体的に提供されるまちづくりを目指すものとし、各施策を展開していくこととなりました。

（４）地域包括ケアを考える懇話会からの提言「生きる希望にあふれたまちづくり」

当市の地域包括ケアシステムの方向性と本部の体制整備に大きく影響を与えたのが、復興を内包した地域包括ケアのまちづくりの実現に向けた「地域包括ケアを考える懇話会」の提言でした。

平成25年2月27日、「地域包括ケアを考える懇話会」（会長は小泉嘉明釜石医師会長）は、東日本大震災の復興事業が最盛期の最中、高齢者福祉や子育て支援などのあり方をまとめ、「コミュニティの再生」と「安心のある健康な暮らし」を二大方針として、ハード・ソフトの両面で方向性を示した提言書「生きる希望にあふれたまちづくり」を当市に提出しました。

同懇話会は、釜石医師会、東京大学高齢社会研究機構、釜石広域介護支援専門員連絡協議会、釜石市社会福祉協議会、釜石市老人クラブ連合会、釜石市シルバー人材センター、有償ボランティア団体の代表者で構成し、平成24年11月に設置されました。

提言書を作成するにあたっては、災害公営住宅建設後の居住環境の変化も念頭に置き、主要関係団体との意見交換や子育て支援関係者への聞き取り調査など、今でいう地域共生社会づくりに関わる多くの職種の方々から意見が聴取されました。

提言の骨子は、コミュニティの再生と運営、「やりがい」をもたらす活動や働くための場づくり、住民自身の自助と共助による健康づくりの推進、見守りを含む生活支援とケアが行き届いたまちづくり、子どもの遊びの環境と子育て支援への対応、外出しやすい・したくなるまちづくり、防災・安全まちづくり、暮らし続けるための住まいづくり、分析と評価など、領域は多岐にわたり、「釜石版地域包括ケアシステム」に大きな影響を与えました。

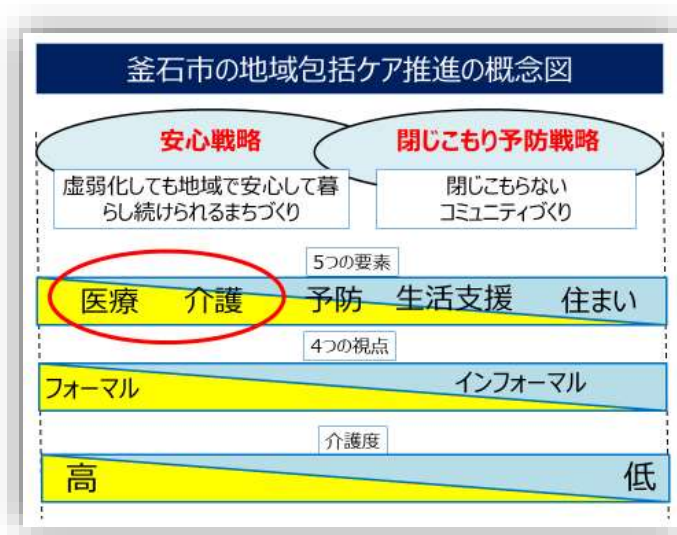
（５）安心戦略と閉じこもり予防戦略

東日本大震災以降、当市では東京大学高齢社会総合研究機構（以下、「東大IOG」と言う。）の協力をいただきながら、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

特に、平成28年6月に東大 IOG から「釜石市の地域包括ケアシステム構築に向けた行政・住民・医療介護・福祉の在り方についての提言」を受けてからは、当市の地域包括ケアシステムの構築は、2つの戦略を中心に推進されています。

1つは、「虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」をスローガンとする『安心戦略』で、地域包括ケアシステムの5つの要素で言えば、主に在宅医療を含めた医療・介護の充実戦略で、その対象者は介護度が高めで、利用されるサービスがフォーマルの比重が高い構図です。

もう1つは、「閉じこもらないコミュニティづくり」をスローガンとした『閉じこもり予防戦略』で、閉じこもりの予防を入口として、健康づくり、見守り、生きがい活動、困りごと支援などの生活支援を視野に入れた戦略です。



対象者は介護度が低めで、主にインフォーマルなサービスの利用が期待されています。

また、東大 IOG の提言では、当市の地域包括ケアシステムの構築を推進する上で重要であり高く評価された資源が、市内8カ所にある生活応援センターの存在と、釜石医師会との連携による在宅医療連携拠点チームかまいしの取組と分析されています。

（6）在宅医療連携拠点チームかまいし

平成 24 年 7 月、在宅医療連携拠点チームかまいし（以下、「チームかまいし」と言う。）は、厚生労働省のモデル事業の受託を契機として、当市健康推進課地域医療連携推進室（平成 29～平成 30 年度は高齢介護福祉課、平成 31 年度からは地域包括ケア推進本部事務局、令和 7 年度からは地域包括ケア推進課）の所管事務となりました。

当市では、東日本大震災以前から釜石医師会と行政が連携し、地域包括ケアに関わる課題に取り組んできたという土壌があり、モデル事業の受託と、その後の関連事業の推進に大きく貢献しているのがチームかまいしアドバイザーとして医師を派遣してきた釜石医師会の存在です。

モデル事業実施にあたり国から期待された役割は、在宅医療の普及啓発と、医師の負担軽減を念頭においた多職種連携による地域包括的ケア体制構築の推進でしたが、後に、医療介護連携における全国的な先進地モデルとして「チームかまいし」が高く評価されたポイントは、行政と医師会の連携を基盤とした取組そのものと、ケアの担い手である医療や介護の専門職団体等を単位とした連携に関する課題解決支援の手法でした。

チームかまいしの役割の一つは、患者・利用者の生活の質の向上のために医療や介護に関わる多職種の専門性が発揮できる環境や関係性を整えることであり、その手法は多職種連携に関わる医療・介護関係団体等をフィールドとしたコミュニティワーク^{*1}と説明すると解りやすいかもしれません。



（7）在宅医療連携拠点から地域包括ケア連携拠点へ

平成31年度に地域包括ケア推進本部事務局（以下「本部事務局」という。）に事務を移管されたチームかまいしは、それまで地域包括ケアの5つ要素の内、医療と介護の分野で実践し、蓄積してきた「課題解決手法」を、その他の要素（予防、生活支援、住まい）の連携推進にも活用し、「地域共生社会」の実現に向けて、「釜石版地域包括ケアシステム」の構築に貢献することが期待されました。

本部事務局では、チームかまいしの事務の他、地域包括ケア推進本部会議や地域ケア推進会議を所管していますが、その際、チームかまいしの連携手法を活用して、保健師や庁内他部署との連携業務の推進を図りました。

令和4年度には、地域ケア推進会議の提言「住民の生活と健康を支えるつながり支援」を受けて、**社会的処方**^{※2}を契機とした住民の社会参加と地域づくりを推進する事業を展開し、チームかまいしとしての資源把握や連携課題の把握、また、その他チームかまいし的連携推進事業で得た知見を活用して、令和6年3月、釜石市重層的支援体制整備事業実施計画案の作成を支援しました。

令和7年4月、地域包括ケア推進課推進係に移管されたチームかまいしは、実際の実施内容に沿って「地域包括ケア連携拠点チームかまいし」となりました。

※1 コミュニティワークとは、地域住民が地域生活上に生じる様々な問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やネットワークの構築を支援する社会福祉の方法ですが、「チームかまいし」の取組では、「地域住民が地域で生活する上で生じる様々な問題」を「医療介護関係従事者が、患者や利用者を切れ目なく支えようとする際に生じる様々な連携に関する課題（多職種連携に関する課題）」と読み替えています。

※2 社会的処方とは、医師が患者に薬を処方するように、課題を抱える人に対して、地域の活動やサービスなどを結びつけることで、本人の健康や幸福度の向上をサポートする取組です。

4. 福祉活動の取組

当市では、古くから次のような民間の団体などによって各分野の福祉活動が展開され、地域の福祉が推進されてきました。

「社会福祉」の分野では、釜石地区保護司会を中心として、犯罪者の更生に向けた地域環境の調整や再犯防止の取組が進められています。

「高齢者福祉」の分野では、釜石市老人クラブ連合会を中心とする市内各地区の老人クラブにおいて、会員のための生きがいや健康増進を目的とした活動をはじめ、友愛訪問や河川の草刈など地域への貢献活動なども行われています。

「障がい者福祉」の分野では、身体障害者協議会、各種の支援団体などが活動を行う中で、当事者の声を継続的に広く発信することで、各種支援制度の拡充や向上に貢献しています。

「児童・母子福祉」の分野では、重症心身障がい児を養育する保護者や支援関係者などが連携し、養育・生活環境の向上を目指した活動が行われています。

また、釜石市母子寡婦福祉協会では、設立当初は、配偶者と死別した母子世帯が連携することで、特有の悩みを共有し、当時の社会的・経済的環境の向上を目指した活動が中心であったものが、今日では、社会の変容に対応した各種の地域貢献活動なども行われています。

その他、赤十字の奉仕団によって、救急法の普及をはじめ、社会奉仕活動、献血の普及活動、災害時の炊き出しなど、幅広く地域福祉の推進に関連した取組が行われています。

分野	団体名	設立
社会福祉	釜石地区保護司会	昭和29年4月1日
	釜石地区更生保護女性の会	昭和41年7月27日
高齢者福祉	釜石市老人クラブ連合会	昭和39年5月8日
障がい者福祉	特定非営利活動法人釜石市身体障害者協議会	昭和38年6月1日
	釜石手話サークル「橋」	昭和45年6月1日
	釜石市手をつなぐ育成会（知的障がい）	昭和34年1月1日
	点訳サークル 楽点舎	
児童・母子福祉	釜石いこいの家運営委員会（重症心身障がい児・者）	昭和47年7月4日
	釜石市母子寡婦福祉協会	昭和45年5月30日
その他	日赤釜石市地区赤十字安全奉仕団（救急法等の普及）	昭和42年7月22日
	釜石市赤十字奉仕団（社会奉仕・献血普及・災害支援）	昭和57年9月13日

今日、これらの団体では、共通して次のような課題を抱えています。

【主な共通の課題】

- 中心となって活動を支えて来た人材の高齢化
- 会員数が減少傾向・担い手の確保が困難
- 少子高齢化、雇用期間の延伸、価値観の多様化など社会の変容への対応

5. 第1期釜石市地域福祉計画の振り返り

第1期計画の7つの基本目標に沿って、関連する取組（主な市・社協）の状況や、既存データの整理、市民アンケート調査、事業所ヒアリング調査などの結果を踏まえ、振り返りと今後取り組むべきことを整理しました。

第1期計画：基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

主な成果：高齢者等が安心して生活できる支え合いの地域づくりを推進するため、各地区に生活支援コーディネーターを配置するなど、生活圏域の特性に合った住民主体の介護予防と生活に必要なサービスの提供体制を構築しました。

《振り返り結果》

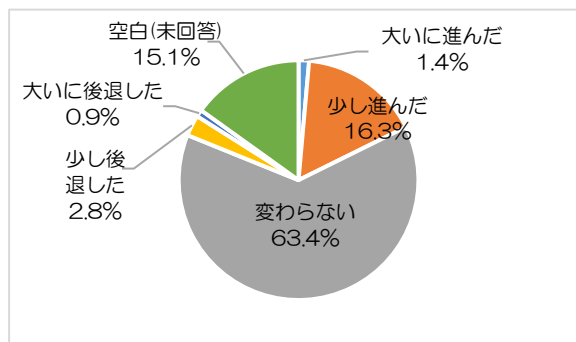
① 町内会、自治会等の地縁団体の加入率・加入者数の減少、組織の停滞などの問題も顕在化しています。コロナ禍による活動の縮小・中止と相まって、課題解決力の基盤となる地縁組団体の活性化は喫緊の課題となっています。

② 民生委員の高齢化により、活動に負担感を持つ人は依然として多く、担い手不足などの問題も多い状況です。また、民生委員が活動しやすい環境整備が重要となっています。

③ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が63.4%を占め、大いに・少し進んだとの回答が17.7%、大いに・少し後退したとの回答は3.7%でした。

(1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

	回答数	構成比
大いに進んだ	6	1.4%
少し進んだ	69	16.3%
変わらない	269	63.4%
少し後退した	12	2.8%
大いに後退した	4	0.9%
空白(未回答)	64	15.1%
合計	424	100.0%



2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築

主な成果：地域会議、障がい者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などを通じて、多職種の専門職や担い手などが連携・協働し、地域の課題解決力の向上を図りました。

《振り返り結果》

- ① 生活支援コーディネーターの配置等により、地域での課題解決に向けた関係者の意識醸成や課題共有が進みつつあります。今後も継続し、地域主体の課題解決に向けた活動の展開につなげていく必要があります。
- ② 福祉施設・事業所では地域への参加課題の解決に向けた連携意向もあり、地域の課題解決力の強化に向けて、多様な主体の参加促進を図る必要があります。
- ③ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が62.0%を占め、大いに・少し進んだとの回答が17.9%、大いに・少し後退したとの回答は4.0%でした。

過去5年間に地域課題の話し合いの場に参加したことがあると回答した人は26%で、参加していないと回答した人は73%となっており、参加していると回答した人の内60代から70代の人々が63.6%となっています。

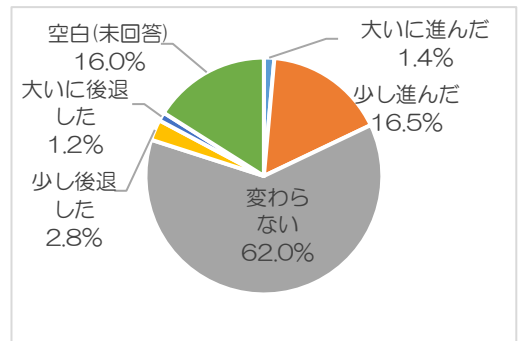
地域の話し合いへ参加している人は高齢者が中心となっており若い世代の参加が望まれます。住民と行政が連携を図り、参加するきっかけづくりや環境づくりをし、多くの住民に参加してもらえるような工夫が必要です。

《基本目標1の総評》

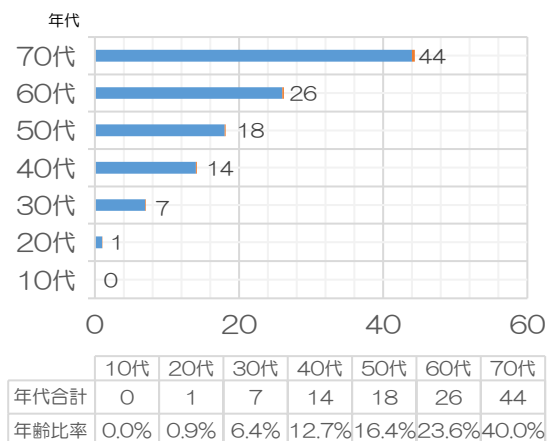
課題解決力の基盤となる地縁団体等の活動の活性化が喫緊の課題となっています。地域での課題解決に向けた関係者の意識醸成や課題共有が進みつつあります。今後においても、地域の多様な主体による課題解決に向けた活動を拡充していくことが重要となります。

(2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築

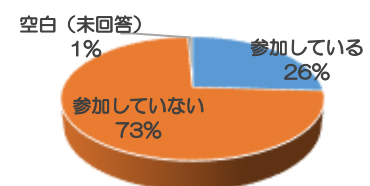
	回答数	構成比
大いに進んだ	6	1.4%
少し進んだ	70	16.5%
変わらない	263	62.0%
少し後退した	12	2.8%
大いに後退した	5	1.2%
空白(未回答)	68	16.0%
合計	424	100.0%



地域の話し合いへ参加している人の年齢構成



地域の話し合いへの参加（5年間）



・参加している ・参加していない ・空白(未回答)

第1期計画：基本目標2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

主な成果：「かまいし未来づくりプロジェクト」による取組や、各地区生活応援センターでの公民館活動、行政・民間による各種イベントの実施等により、地域や福祉への関心や愛着を喚起したほか、広報かまいし、市ホームページ、SNS等による情報発信を進めました。

《振り返り結果》

①まちや地域への愛着を持つ市民は比較的多く、祭りや環境活動に関わる市民も比較的多い状況です。

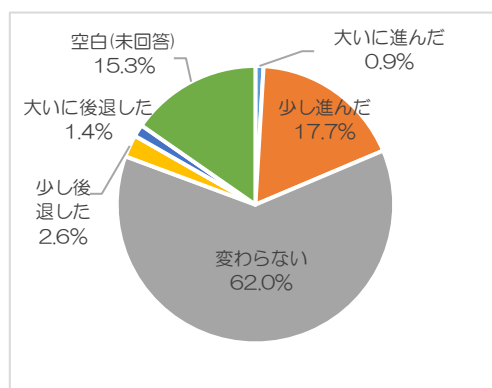
また、住民相互の自主的な支え合いなどが必要と考える市民も多い状況です。しかし、実際に地域・福祉を我が事として活動するのは依然として高齢層であり、地域の担い手から見ても住民の地域への関心は低い状況となっています。

② 地域に対して関心・愛着を持ち、地域や福祉が我が事になるという段階にはつながっていないため、さらなる取組が必要となります。

③市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が62.0%を占め、大いに・少し進んだとの回答が18.6%、大いに・少し後退したとの回答は4.0%でした。

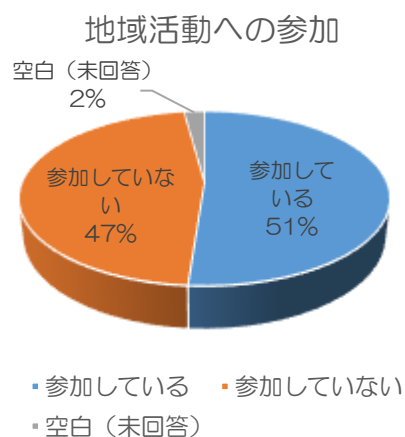
(3) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

	回答数	構成比
大いに進んだ	4	0.9%
少し進んだ	75	17.7%
変わらない	263	62.0%
少し後退した	11	2.6%
大いに後退した	6	1.4%
空白(未回答)	65	15.3%
合計	424	100.0%



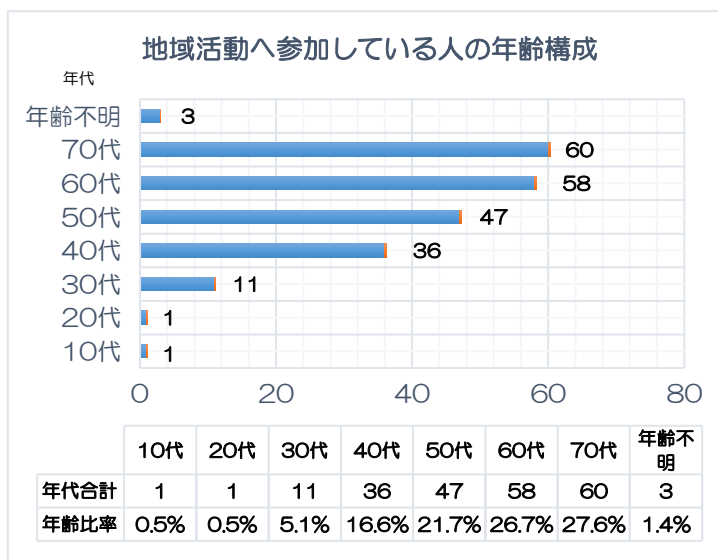
地域福祉活動へ参加していると回答した人は51%で積極的に参加していることがわかります。

参加していると回答した人の内70代の高齢者の参加が27.6%と最も多く、次に60代が26.7%、50代が21.7%との回答となっております。年齢が低くなるとともに参加する人が少なくなっており、20代～40代は22.2%と子育てや仕事が忙



しく、地域活動への関心はあるものの参加することが難しいと感じているようです。

高齢者が積極的に参加しており、若い世代からの協力が必要だということが分かります。福祉活動やボランティア活動の周知・情報発信についても取組を進める必要があります。



2) 福祉教育・学習の推進

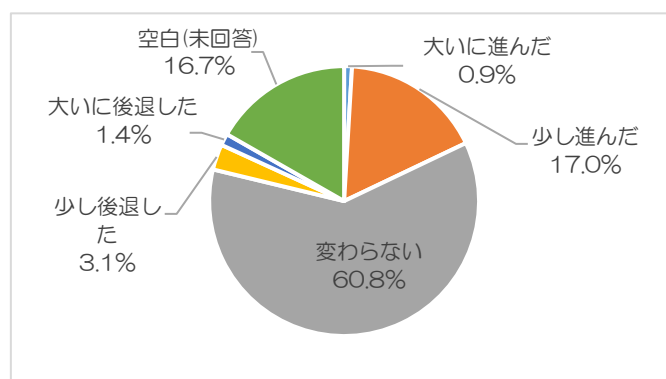
主な成果： 各公民館活動や各種講座の開設により、市民の様々なライフステージにおける多様なニーズを把握し、自主的な学習を支援するとともに、地域学校協働活動（地域と学校の協力による教育活動）や放課後子ども教室、教育振興運動により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく体制の構築や確立に努めました。

《振り返り結果》

- ①福祉や人権について学ぶ取組の認知も低調であることから、福祉や人権の正しい理解醸成に向け、ターゲットやライフステージに応じた取組の充実が必要です。
- ② SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすための具体的な取組の充実が必要となります。地域への愛着は比較的高いものの、地域や福祉などを我が事として捉えるまでには至っていません。
- ③市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が60.8%を占め、大いに・少し進んだとの回答が17.9%、大いに・少し後退したとの回答は4.5%でした。

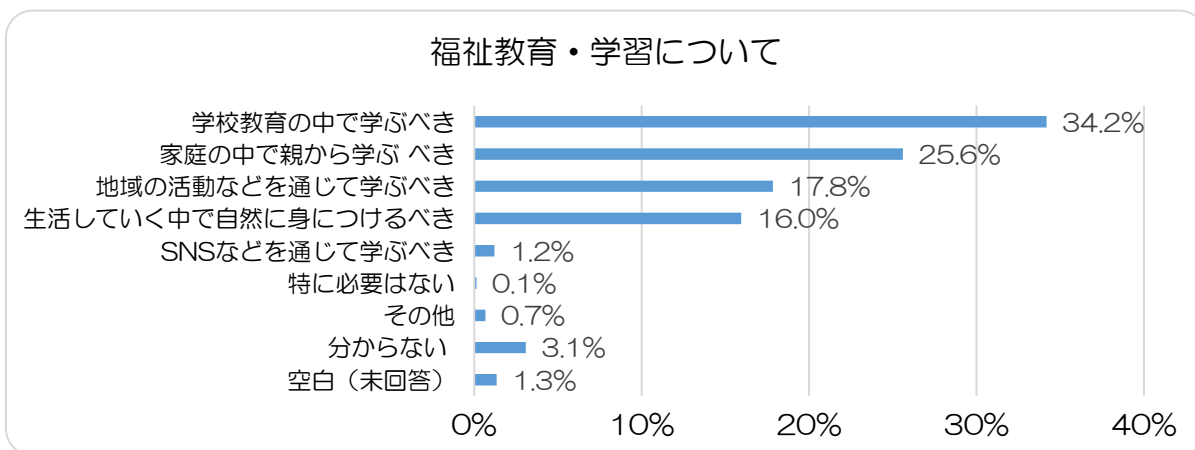
(4) 福祉教育・学習の推進

	回答数	構成比
大いに進んだ	4	0.9%
少し進んだ	72	17.0%
変わらない	258	60.8%
少し後退した	13	3.1%
大いに後退した	6	1.4%
空白(未回答)	71	16.7%
合計	424	100.0%



子どもに対する福祉教育について、学校の中で学ぶべきと回答した人が34.2%と最も多く、次に家庭の中で学ぶべきとの回答が25.6%、地域の活動を通して学ぶべきとの回答が17.8%とありました。

子供のころから社会福祉への関心を養うために、学校教育での福祉教育の推進を図り、地域での活動や福祉イベントなどにも参加し福祉に触れる機会を設けることが大切です。



《基本目標2の総評》

社会的包摂の意識づくりとともに、SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすためにも、福祉を我が事と捉えるための多様な福祉学習・教育の取組の充実が必要です。

若年層、働き盛り世代などの地域活動参加を促すよう、民間企業や事業所等による地域福祉への社会貢献活動を促進し、参画しやすい環境を整える取組が必要です。

第1期計画：基本目標3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進

主な成果：支援拠点の充実や子育て親子の交流の場の提供等による育児の不安解消を図るとともに、子どもの遊び場整備や学校・家庭以外の子どもの居場所づくりを各地域と共に推進しました。

《振り返り結果》

- ① 様々な分野において、地域に関わり、交流が持てる場・機会づくりを展開してきましたが、コロナ禍の影響等により、多くの取組が中止・縮小となり、新型コロナウイルス感染症に対する不安が、市民の地域活動への参加の障壁となってしまいました。
- ② 親密な近所づきあいをする人は減少傾向にあり、地域に関する市民の理想と現実の

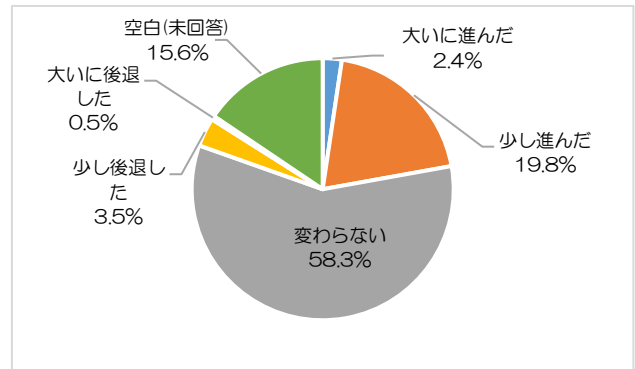
ギャップは埋まっているとは言えない状況です。一方で、地域や近所などでつながりたい、地域での活動に参加したいという市民は6割程度を占めている状況です。

③ コロナ禍による生活様式の変化とともに、地域活動への市民の意識及びニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、地域での交流の場及び機会づくりを分野横断的に再整理する必要があります。

④市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が58.3%を占め、大いに・少し進んだとの回答が22.2%、大いに・少し後退したとの回答は4.0%でした。

(5)地域での多様な交流の機会づくりの推進

	回答数	構成比
大いに進んだ	10	2.4%
少し進んだ	84	19.8%
変わらない	247	58.3%
少し後退した	15	3.5%
大いに後退した	2	0.5%
空白(未回答)	66	15.6%
合計	424	100.0%

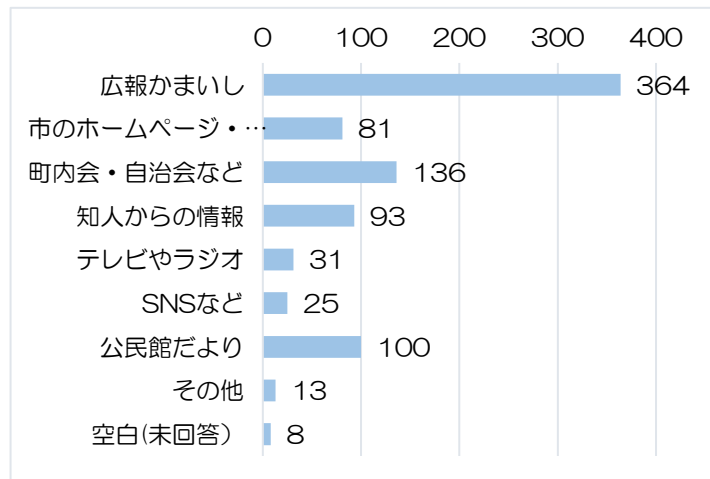


地域活動の情報については、広報かまいしで収集している人が42.8%で、同封の公民館だよりや、町内会や自治会からも情報を収集していることが分かりました。若い世代はLINEなどのSNSから情報収集をしているようです。

情報収集が多様化しているのでそれぞれのニーズに合わせた情報発信をしていくことが重要だと言えます。

活動の情報収集手段

	回答数	構成比
広報かまいし	364	42.8%
市のホームページ・LINE・X・Instagramなど	81	9.5%
町内会・自治会など	136	16.0%
知人からの情報	93	10.9%
テレビやラジオ	31	3.6%
SNSなど	25	2.9%
公民館だより	100	11.8%
その他	13	1.5%
空白(未回答)	8	0.9%
合計	851	100.0%

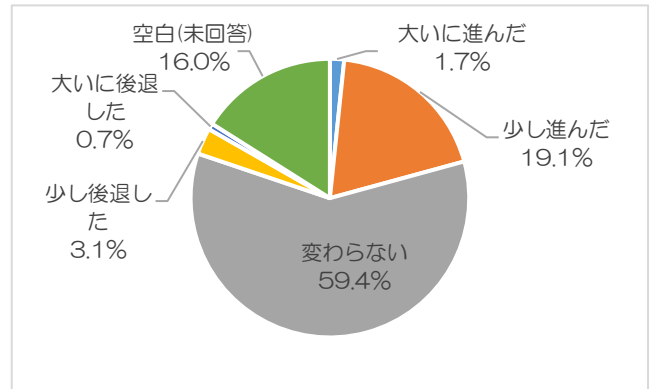


2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進

主な成果：市民活動団体等が行う多世代交流による子ども食堂等の居場所づくりを通じ、地域で子どもを見守る環境づくりに繋がりました。

《振り返り結果》

- ① 各分野で、住民主体や行政、社協などによる様々な居場所や通いの場づくりが進められており、地域におけるつながりや交流の場となっています。
- ② 活動の拠点については、既存の公共施設の活用や集会施設整備などへの支援が進められていますが、地区によっては地域活動の担い手から活動の場の不足などに対する意見が挙がっています。
- ③ 各分野で整備が進む居場所、通いの場、活動拠点などの既存資源を見える化するとともに、地区毎の状況を踏まえた整備、拡充の促進が必要です。
- ④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が59.4%を占め、大いに・少し進んだとの回答が20.8%、大いに・少し後退したとの回答は3.8%でした。



(6) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進

	回答数	構成比
大いに進んだ	7	1.7%
少し進んだ	81	19.1%
変わらない	252	59.4%
少し後退した	13	3.1%
大いに後退した	3	0.7%
空白(未回答)	68	16.0%
合計	424	100.0%

地域交流の場や活動拠点について知っている人、知らない人ともに半々という回答でした。また知っている人でも活用したことがない人が多くを占め、知らない人の中でも運営に協力しない（できない）人や協力したいと思わない人が半数以上と協力体制についての対策が求められます。居場所づくりや仲間同士で気軽に集まれる活動拠点の場を整備し、誰もが自分の居場所を持てる地域社会づくりを推進していかなければなりません。

《基本目標3の総評》

各分野での交流の機会づくりや居場所づくりなどが、コロナ禍の影響により、活動が一時停滞しましたが、地域での交流や近所づきあいなどができている市民が戻りつつあります。生活様式の変化や市民の意識及びニーズなどを踏まえ、交流の機会や居場所づくり、拠点整備などを、分野横断的（市全体レベル・地域レベル）に進める必要があります。

第1期計画：基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

1) 既存の担い手への支援

主な成果：民生委員へのアンケート調査により、担い手の抱える課題や問題の把握を行った上で、民生委員引き継ぎマニュアルを作成し、担い手の負担軽減を図りました。

《振り返り結果》

① 民生委員の高齢化により、活動に負担感を持つ人は依然として多く、担い手不足が課題となっています。また、民生委員が活動しやすい環境整備が重要です。

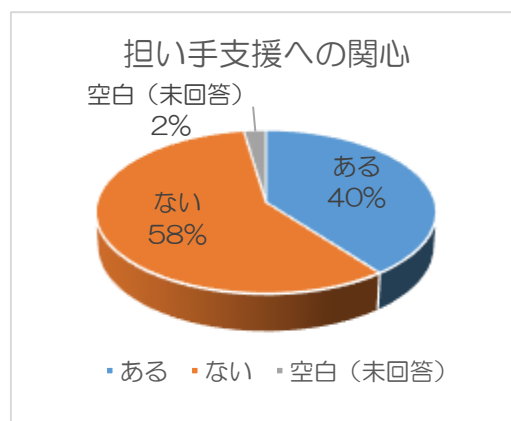
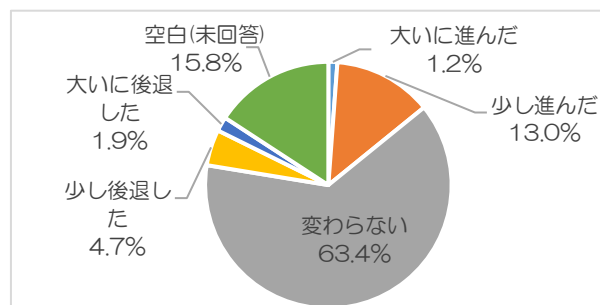
② 既存の担い手への支援については、「担い手・リーダー不足の解消＝新たな担い手づくり」と「活動しやすい環境づくり」を両輪として、展開していく必要があります。特に、「活動しやすい環境づくり」では、担い手が活動する中での課題を踏まえ、具体的な対策に取り組む必要があります。

③ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が63.4%を占め、大いに・少し進んだとの回答が14.2%、大いに・少し後退したとの回答は6.6%でした。

福祉活動の担い手・リーダーが活動していることに関心がある人は40%で関心がない人は58%と半数以上の人々が活動していることに関心がないということが分かりました。

(7) 既存の担い手への支援

	回答数	構成比
大いに進んだ	5	1.2%
少し進んだ	55	13.0%
変わらない	269	63.4%
少し後退した	20	4.7%
大いに後退した	8	1.9%
空白(未回答)	67	15.8%
合計	424	100.0%



2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり

主な成果：市民みんなが支援者となる「福祉のまちつながりサポーター」の仕組みを提唱し、普及啓発を行ったほか、住民主体による介護予防・生活支援サービスや介護予防に資する地域住民グループ活動の立ち上げ支援を行いました。

《振り返り結果》

① 様々な分野において、ボランティアや支援者の確保・養成に関する取組や、自治会などの地縁団体の活性化などを推進してきましたが、新たな担い手・リーダー等の確保、地域・福祉をみんなで担う仕組みの構築には至っていない状況です。

② 地域や近所などでつながりたい、地域での活動に参加したいという市民など意識・関心の高い層に積極的にアプローチし、具体的な活動の実践につなぐ仕組みや取組などが必要となります。

③ 地域活動への市民の意識及びニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、多様な人材を発掘、育成する取組などを分野横断的に再整理する必要があります。

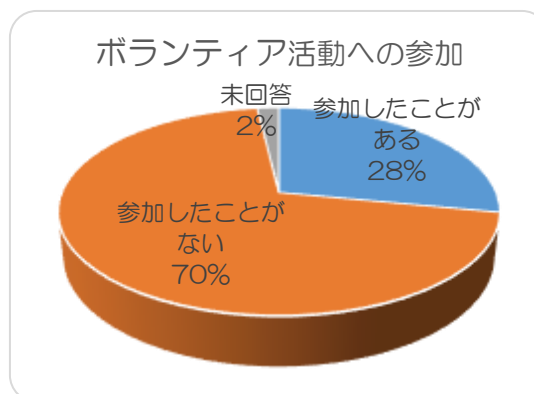
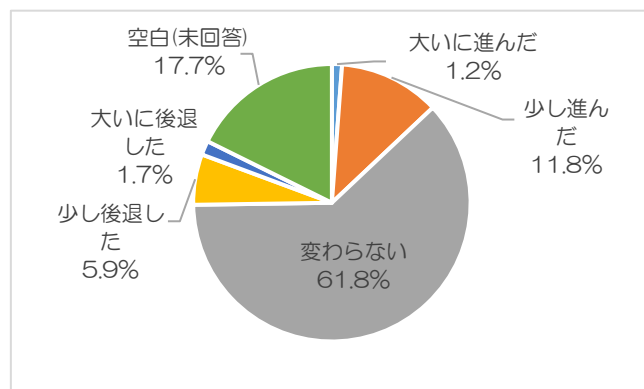
④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が61.8%を占め、大いに・少し進んだとの回答が13.0%、大いに・少し後退したとの回答は7.6%でした。

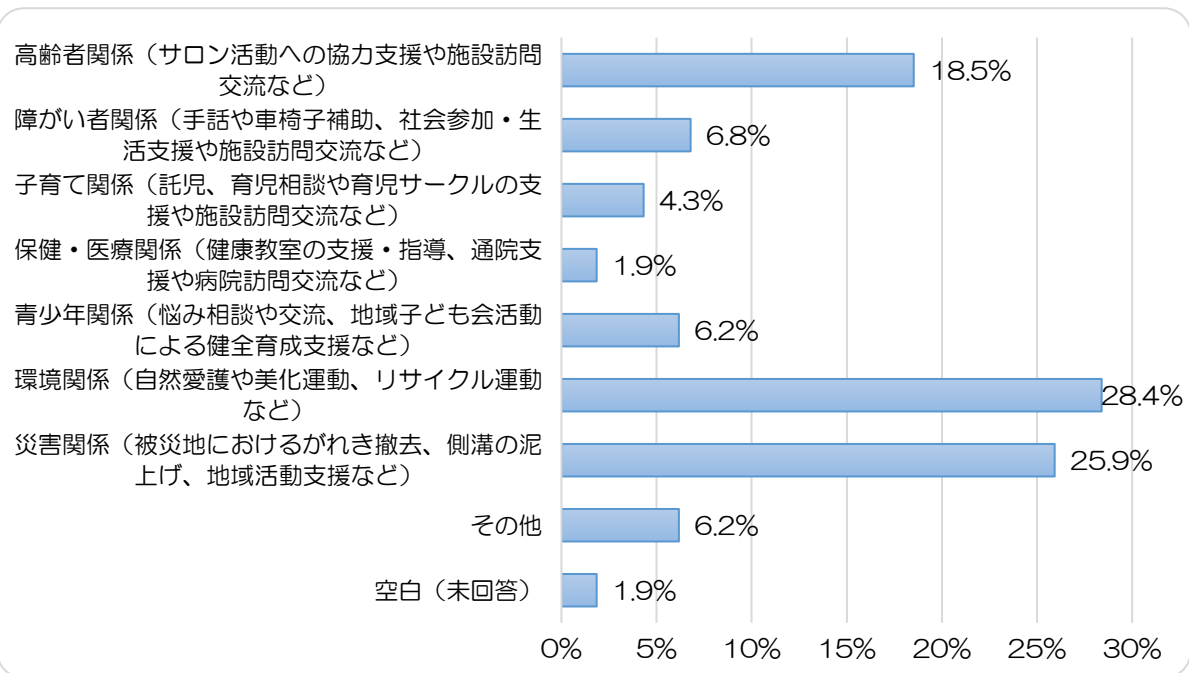
ボランティア活動に参加したことがあると回答した人は28%で、参加したことがないと回答した人が70%となっており、ボランティア活動に関する十分な情報がないことや時間がないことが参加しない理由となっています。一方で参加したことがある人は職場の取組の一環や社会の役に立ちたいとのことから環境関係や高齢者関係のボランティアに参加したとの回答でした。

町内会役員や民生委員などだけが負担にならないよう、ボランティアに関する情報発信の工夫、一人ひとりが地域の役割を担っている認識を広めた上で、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めることが課題となっています。

(8) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり

	回答数	構成比
大いに進んだ	5	1.2%
少し進んだ	50	11.8%
変わらない	262	61.8%
少し後退した	25	5.9%
大いに後退した	7	1.7%
空白(未回答)	75	17.7%
合計	424	100.0%





《基本目標4の総評》

依然として、担い手及びリーダー等の不足と、それを原因とした担い手の負担増加による負の連鎖が続いています。

今後は、分野横断的な多様な人材の発掘・育成による「新たな担い手やリーダー等の確保」と、担い手の課題を踏まえた具体的な対策による「活動しやすい環境づくり」を進め、負の連鎖からの脱却を図る必要があります。

第1期計画：基本目標5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

主な成果：生活困窮者自立相談支援事業による「くらしごと相談所」を設置し、生活保護以外の「第2のセーフティネット」として、経済的自立に向けた包括的かつ継続的な支援を行いました。その他、釜石市認知症初期集中支援チームを設置して早期の病院受診や要介護認定の申請に結び付けているほか、認知症サポーター養成講座を通じた地域における見守り体制を構築しました。

《振り返り結果》

- ① 市民、当事者の相談窓口の認知状況は十分とは言えず、その周知啓発が重要です。
- ② 民生委員、町内会や自治会などを中心に、地域での見守り活動が進められていますが、支援が必要な人、世帯の潜在化が危惧されています。また、複合的な課題や社会

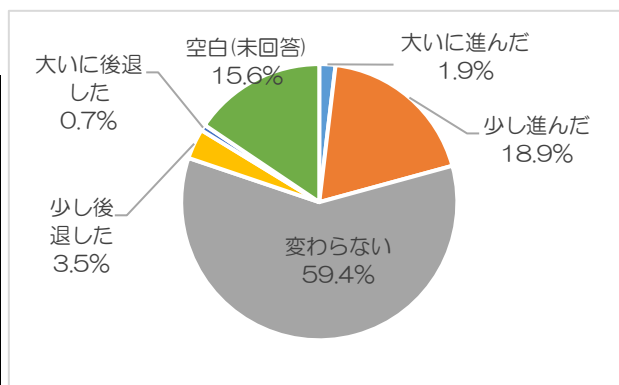
的孤立、生活困窮、若年層のひきこもり、障がいに関する内容などについては、地域での気づきが相談支援につながりにくい傾向にあります。

③ 各分野の相談窓口では、情報共有や必要な支援等につなぐための相談機能の強化が進んでいます。一方で、複合的な課題や分野横断的な課題などに関する相談が増加、常態化している状況です。

④市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が59.4%を占め、大いに・少し進んだとの回答が20.8%、大いに・少し後退したとの回答は4.2%でした。

(9) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

	回答数	構成比
大いに進んだ	8	1.9%
少し進んだ	80	18.9%
変わらない	252	59.4%
少し後退した	15	3.5%
大いに後退した	3	0.7%
空白(未回答)	66	15.6%
合計	424	100.0%



地域で支援が必要としている人に気づいたときの対応について、地域の担い手や市役所に連絡すると回答した人が最も多く、次に専門機関に連絡、何もしないが同程度の回答でした。

一人暮らしの高齢者が多く、ひきこもりがちで地域での見守りも難しくなっています。日ごろから近隣の高齢者へ声がけすることで、小さな変化の気づきや非常時の助け合いも円滑になり地域との連携にもつながります。高齢者に限らず、共働き世帯も多いことから子供の見守りについても地域全体で支援していくことが必要となります。

2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化

主な成果：各地区生活応援センターや保健福祉センター2階の総合相談フロアにおいて、市民がどの部署に相談してよいか分からない場合でも、可能な限りワンストップで受付できる体制を構築しました。

《振り返り結果》

① 各分野の相談窓口・相談支援機関では、他分野との連携・協働に向けたネットワークの構築・強化が進んでおり、各分野で構築・強化された仕組みを活用し、個別ケースでの連携が重要となっています。

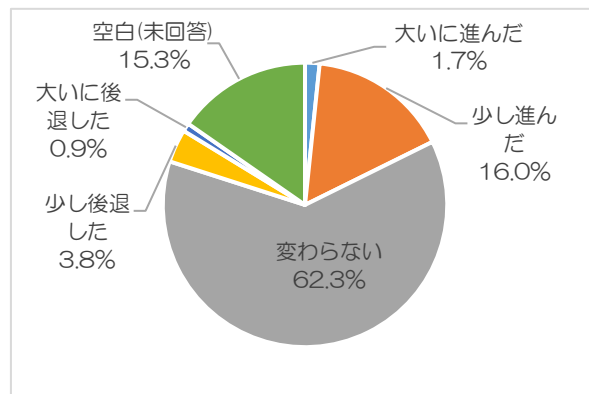
② 分野横断型の連携・協議については、複合的な課題や分野横断的な課題といった単独分野での対応に限界が生じているというケースが増加しており、既存のシステム・仕組みの積極的な運用とともに、重層的支援体制整備事業のさらなる活用が必要です。

③ 相談支援機関の連携体制の強化に向けて、各分野の専門職との顔の見える関係づくりの場及び機会の設定などが重要となります。

④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が62.3%を占め、大いに・少し進んだとの回答が17.7%、大いに・少し後退したとの回答は4.7%でした。

(10) 相談支援機関の連携体制の構築・強化

	回答数	構成比
大いに進んだ	7	1.7%
少し進んだ	68	16.0%
変わらない	264	62.3%
少し後退した	16	3.8%
大いに後退した	4	0.9%
空白(未回答)	65	15.3%
合計	424	100.0%



制度の相談窓口や相談支援機関の連携について充実しているかの問いに、分からないとの回答が半分以上を占めていました。何をどこに相談していいか分からないとの回答が多く、身近に気軽に相談できる窓口の設置や適切な対応ができるような仕組みづくりの構築が必要です。

3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実

主な成果：釜石広域基幹相談支援センターを設置するなど、障がい者の地域生活を支援するため、サービス調整や緊急時の受け入れを行う関係機関と密に連携して対応しました。

《振り返り結果》

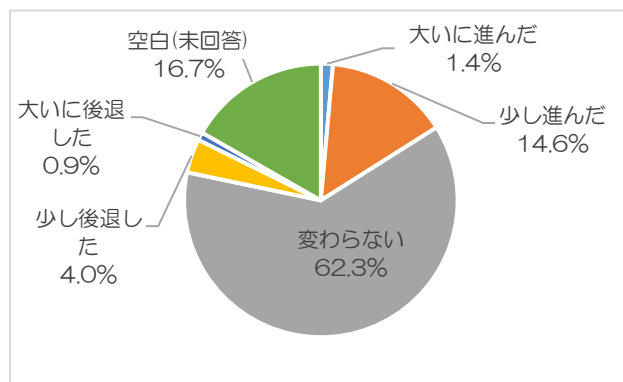
① 各分野で関連する福祉サービス等の質の確保と向上を図る取組が進められていますが、支援が必要な人が抱える課題・不安は複雑化、多様化しており、利用者の視点に立って、サービス・制度の充実に必要があります。

② 各分野では、多様な媒体を活用して福祉サービス等に関する情報提供に取り組んでいますが、福祉に関する情報を入手できている人は4割程度となっており、対象者の状況を踏まえた更なる情報提供の充実が必要です。

③ コロナ禍でデジタルの利活用が進む中、高齢者を中心としたデジタルデバイス（情報格差）も問題となっており、そ

(11) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実

	回答数	構成比
大いに進んだ	6	1.4%
少し進んだ	62	14.6%
変わらない	264	62.3%
少し後退した	17	4.0%
大いに後退した	4	0.9%
空白(未回答)	71	16.7%
合計	424	100.0%



の解決に向けた取組、環境整備が必要となっています。

④市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が62.3%を占め、大いに・少し進んだとの回答が16.0%、大いに・少し後退したとの回答は4.9%でした。

一部の地区でヘルパーの事業所や訪問入浴、訪問リハビリステーションなどが廃止され在宅サービスを受けたくても受けられない状況となり、地域のサポーターや専門員による相談窓口などを設置するなどの福祉サービスの充実が望まれています。

専門職と行政とが連携を図り地域ニーズを把握し、社会資源を維持・管理していくことが重要となります。

《基本目標5の総評》

各分野での相談機能の向上、連携体制の構築は進んでいますが、複合的な課題や分野横断的な課題への対応ケースが増加する分野では、既存の連携システム等の積極的な運用とともに、多分野・多機関連携をフォローするための新たな仕組みづくり（重層的支援体制整備事業等の活用）などが必要となっています。

第1期計画：基本目標6 権利擁護に関する取り組みの充実

1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実

主な成果：遠野市・大槌町と共に設置した「釜石・遠野地域成年後見センター」を設置するなど成年後見制度に関する相談対応、利用支援、成年後見人等の担い手の育成などに取り組みました。

《振り返り結果》

①認知症や障がいのために判断能力が十分でない人の権利が守られ、自立した生活を送れるように、擁護の制度（成年後見人制度）など、制度の内容や利用方法についても更なる積極的な周知・啓発が必要です。

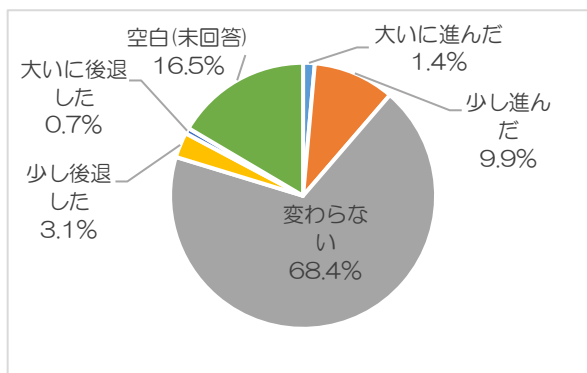
② 地域包括支援センターや釜石広域基幹相談支援センターなどで権利擁護に関する相談支援が実施されており、令和元年度には成年後見相談窓口も設置され、当市における権利擁護に関する相談支援体制の構築が徐々に進んでいます。今後も、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワ

(12) 権利擁護の支援に向けた取組の充実

	回答数	構成比
大いに進んだ	6	1.4%
少し進んだ	42	9.9%
変わらない	290	68.4%
少し後退した	13	3.1%
大いに後退した	3	0.7%
空白(未回答)	70	16.5%
合計	424	100.0%

ークの構築・充実を図る必要があります。

③市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が68.4%を占め、大いに・少し進んだとの回答が11.3%、大いに・少し後退したとの回答は3.8%でした。



2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応

主な成果：関係機関と連携し、虐待の恐れがある家庭や養育支援を必要とする家庭の早期把握・迅速な対応を行うとともに、障がい等により支援が必要な子どもに対し、個々の育ちに寄り添った支援を実施しました。

《振り返り結果》

① 虐待・DVなどに気づいた市民の8割以上は通報・相談などの対応を行っており、虐待等の早期発見・早期対応に向けた対応策を身につけた市民が比較的多いことが分かります。また、民生委員や施設・事業所などでもSOSをキャッチすると、多くのケースで支援につながる対応を行っています。

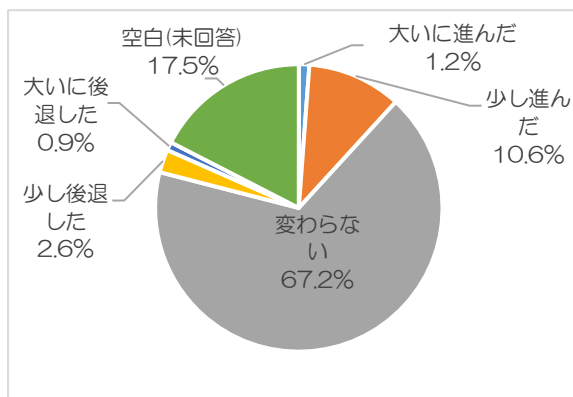
② 被害者本人が虐待・DVに関するSOSを発信しやすい環境づくり（いつでも安心して届け出たり、相談できる環境づくり）が喫緊の課題です。

③ コロナ禍の影響で虐待・DVなどが増加している傾向であることに加え、家庭内の状況の把握が困難となっており、深刻なケースなどが潜在化している可能性があります。各分野で、虐待・DVなどの防止、早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築・拡充が進んでいるが、潜在化するケースなどに対応するためにも、地域及び多機関・多職種での情報共有・連携などが必要です。

④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が67.2%を占め、

(13) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応

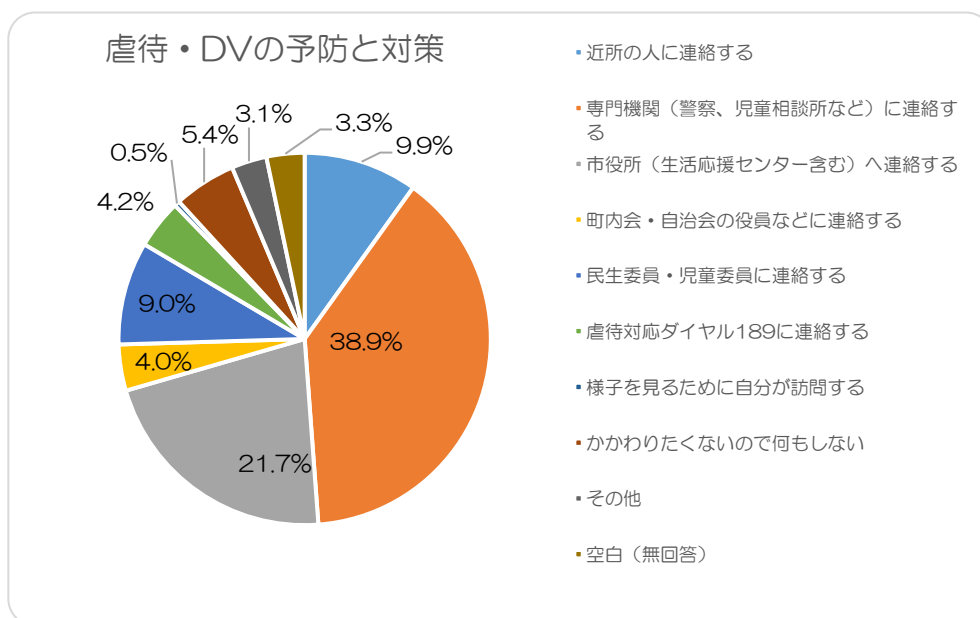
	回答数	構成比
大いに進んだ	5	1.2%
少し進んだ	45	10.6%
変わらない	285	67.2%
少し後退した	11	2.6%
大いに後退した	4	0.9%
空白(未回答)	74	17.5%
合計	424	100.0%



大いに・少し進んだとの回答が11.8%、大いに・少し後退したとの回答は3.5%でした。

虐待やDVに困っている人を発見した際の連絡先や相談先について、相談先を把握している人が多く地域で素早く対応してくれていることが分かりました。地域からの通報や相談から早期発見につながることもあり、これからも地域や専門機関との連携が重要だと言えます。虐待やDVへの理解と認識を深め、また被害者が相談しやすい体制づくりの構築も地域全体で支援していくことが大切です。

	回答数	構成比
近所の人に連絡する	42	9.9%
専門機関（警察、児童相談所など）に連絡する	165	38.9%
市役所（生活応援センター含む）へ連絡する	92	21.7%
町内会・自治会の役員などに連絡する	17	4.0%
民生委員に連絡する	38	9.0%
虐待対応ダイヤル 189 に連絡する	18	4.2%
様子を見るために自分が訪問する	2	0.5%
かかわりたくないので何もしない	23	5.4%
その他	13	3.1%
空白（未回答）	14	3.3%
合計	424	100.0%



《基本目標6の総評》

権利擁護支援体制の構築・強化が進んでいますが、必要な支援につながるための成年後見制度等の利用促進に向けた周知・啓発が必要です。また、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、さらなる支援体制の強化を図ることが重要となっています。虐待・DVなどについては、深刻化・潜在化するケースに対応するためにも、地域や多機関・多職種での情報共有・連携などが必要です。

第1期計画：基本目標7 安全に安心して暮らせる環境づくり

1) 住みやすい生活環境の整備

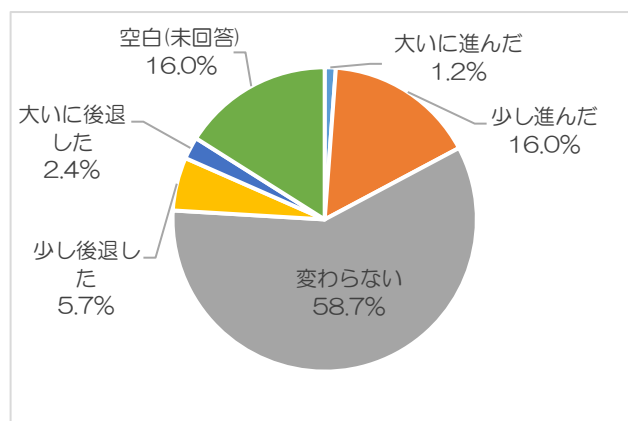
主な成果：多目的トイレの設置、ユニバーサルデザインの導入を図り、やさしく暮らしやすいまちづくりを推進しました。

《振り返り結果》

- ① 高齢者や障がい者のある人の交通手段・移動支援の確保、買い物支援などが課題となっており、移動等への不安やバリアフリー化への意向が強い状況となっています。
- ② 空家等に対する不安も地域からは挙がっており、防犯上の対策をはじめ、場としての空家の有効活用などについても検討が必要です。
- ③ 地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なる部分もあり、市全体での生活環境の整備、仕組みづくりとともに、それらを踏まえた地域ごとの取組・仕組み等の検討を進める必要があります。
- ④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が58.7%を占め、大いに・少し進んだとの回答が17.2%、大いに・少し後退したとの回答は8.1%でした。

(14)住みやすい生活環境の整備

	回答数	構成比
大いに進んだ	5	1.2%
少し進んだ	68	16.0%
変わらない	249	58.7%
少し後退した	24	5.7%
大いに後退した	10	2.4%
空白(未回答)	68	16.0%
合計	424	100.0%



移動が困難な人のための交通手段や福祉交通の充実が課題となっています。地域の実情に合わせた支援や取組についての対応について検討していかなければなりません。また道路環境や公共施設の状況も把握し、障がい者等が安心して外出し、利用しやすい施設整備を進めていくことも重要です。そのために市民や事業者からの意見や提案などを受け入れ、生活環境を整えていくことが大切といえます。

2) 緊急時・災害時対策の充実

主な成果：災害が発生または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人を把握し、円滑かつ迅速な避難の確保につなげるため、避難行動要支援者名簿を整備更新するとともに、避難行動要支援者個別避難計画の策定を完了しました。

《振り返り結果》

- ① 災害等への不安を抱える人は依然として多く、各世帯・個人レベルで災害時に備える人は増加しているが、地域での防災訓練・防災活動など、地域住民が積極的に参加

しやすしやすいよう、活動の充実体制が必要です。

② 世帯・個人レベルの災害時対応だけではなく、地域全体の災害対応力の向上に向けた取組が必要となります。

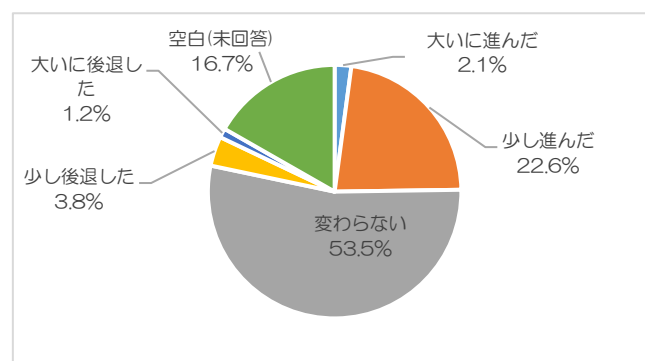
③ 災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、更なる周知と活用促進とともに、地域の災害対応力の向上を図り、誰一人取り残さない防災体制の構築・強化を図る必要があります。

④ 市民アンケート調査においては、計画策定前（令和2年）と比較して施策がどの程度進んだかと回答した人の割合は、変わらないとの回答が53.5%を占め、大いに・少し進んだとの回答が24.7%、大いに・少し後退したとの回答は5.0%でした。

地震や大雨などの自然災害発生時は地域の支えあいや協力の必要性が高まり、安否確認や避難体制などの支援が多く求められます。避難場所を明確にし、日頃から災害時について話し合いの場や、避難訓練などに積極的に参加するなど一人ひとり災害に対しての備えが必要です。避難支援が必要な人を把握することで避難支援体制の強化や円滑な避難の確保につながり、災害に強い地域づくりになります。また避難所での避難生活が困難な人のための配慮も課題となっています。

(15)緊急時・災害時対策の充実

	回答数	構成比
大いに進んだ	9	2.1%
少し進んだ	96	22.6%
変わらない	227	53.5%
少し後退した	16	3.8%
大いに後退した	5	1.2%
空白(未回答)	71	16.7%
合計	424	100.0%



3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

主な成果：犯罪や事故のない明るい社会づくりを進めるため、釜石警察署をはじめとした関係団体等の連携を強化し、各地域における防犯・見守り活動や街頭啓発活動等を展開しました。また、夜間における交通安全、犯罪の防止及び市民の安全の確保を図ることを目的とし、町内会が行う街灯設置事業に要する経費に対し補助金を交付し、犯罪防止等に努めました。

《振り返り結果》

① 地域での見守り活動や声かけなどの活動を通じた、安全な生活のための活動は、各地域で実施されています。今後も地域住民が参加しやすいよう、活動を充実する必要があります。

② 防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや見守りや声かけなどの活動、地域と関係機関との連携などにより、地域ぐるみで住民の生活・財産を守る体制を構築・強化していく必要があります。

《基本目標7の総評》

今後、人口減少や高齢化などが進む中で、市全体での生活環境の整備が進められています
が、地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なるため、それらを踏まえた住民主体に
よる地域ごとの課題解決に向けた取組の検討と実践が必要です。

災害対策及び防犯対策についても、自助と公助の充実、共助による地域ぐるみによる取
組、体制づくりが重要となります。

6. 本計画で取り組むべきことの整理

市民アンケート調査や福祉施設・事業所を対象として行ったヒアリング調査結果などから、「本計画で取り組むべきこと」を整理すると、次のようになります。

課題

- 地域の担い手不足
- 住民課題の複雑・多岐化
- 関係者間の連携不足
- 地域力の脆弱化
- 高齢に伴う日常生活課題の増
- 各種災害時の対応への不安
- 民生委員による住民実態の把握困難化
- 福祉人材の確保と育成
- 地域と事業所の深い関わり
- 子育て世代の暮らし向き、苦しい傾向に
- 一方通行の助け合い
- 市民ボランティア不足
- 健康・介護への不安
- 一人暮らしに対する不安
- 交流の希薄化
- 地域活動の衰退
- 復興に伴うコミュニティの再編・再生
- 相談窓口の周知
- 相談体制の在り方
- 多職種連携の推進
- 福祉活動や人権等への意識・インクルーシブの気運醸成
- 権利擁護支援や成年後見制度等の利用促進
- 予防的な関わりの重要性
- インフォーマルによる生活支援
- 少子高齢化、雇用期間の延伸、価値観の多様化など社会の変容への対応

施策（関連する取組）

- 1 市民主体による地域福祉活動活性化の推進
- 2 地域課題への解決力強化と多様な主体とのつながり促進
- 3 地域でのつながりと活躍の場の創出
- 4 安全安心な暮らしの環境づくり
- 5 地域福祉への理解と関心の向上
- 6 地域福祉の担い手への支援強化
- 7 多様な人材の発掘と育成の推進
- 8 福祉人材の育成と確保の推進
- 9 地域における見守り体制の強化と相談支援機能の充実
- 10 複合化・複雑化した課題に対応する相談支援体制の構築と強化
- 11 困りごとを抱える人に寄り添い、支える体制の構築と強化
- 12 権利擁護支援体制の構築と強化

基本目標

- 1 <地域づくり>
- 2 <人づくり>
- 3 <仕組みづくり>

第3章 計画の基本理念・基本目標等

1. 基本理念

あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち

近年、我が国では、少子高齢化や人口減少、核家族化や都市化の進行、価値観の多様化といった大きな変化に直面し、地域内の人間関係も希薄になりがちとなっています。こうした状況の中、本市においてもすべての人が安心して暮らし、互いに支え合える社会の構築が求められており、年齢、障がいの有無、国籍、性別、生活状況などに関わらず、誰もが地域の一員として尊重され、役割を持ち、孤立することなく暮らせる社会を実現するため、より一層、地域福祉を積極的かつ効果的に推進していく必要があります。

本計画では、第1期釜石市地域福祉計画に引き続き、基本理念として「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を掲げています。すべての人がウェルビーイング（well-being）達成に向けた取組を進め、未来の社会を形づくる第一歩となるよう市民一人ひとりが「地域の一員」としての意識を持ち、共に支え合う姿勢を育むことができるまち、すなわち「地域共生社会」の実現を目指します。

※「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

2. 基本目標

基本理念「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」（釜石市の目指す地域共生社会）の実現に向けて、第1期計画を振り返った結果などを踏まえ、以下の3つの基本目標の達成を目指します。

基本目標1 人と人がつながり、 誰もが安全安心に自分らしく暮らせる地域づくり

世代や分野を越えて、人と人がつながることを促進し、多様な価値観や経験を持つ人々が互いに理解し合い、協力し合える地域社会の形成を目指します。また、市民一人ひとりの意識や関心、生活状況に寄り添いながら、それぞれが自分らしく地域に関わり、社会参加や地域活動を通じて活躍できる機会を創出します。これらの取組を通じて、地域が抱える課題を共有し、知恵と力を合わせて解決していくことができ、誰もが安心して暮らせる、そして生きがいを感じられる地域づくりを進めていきます。

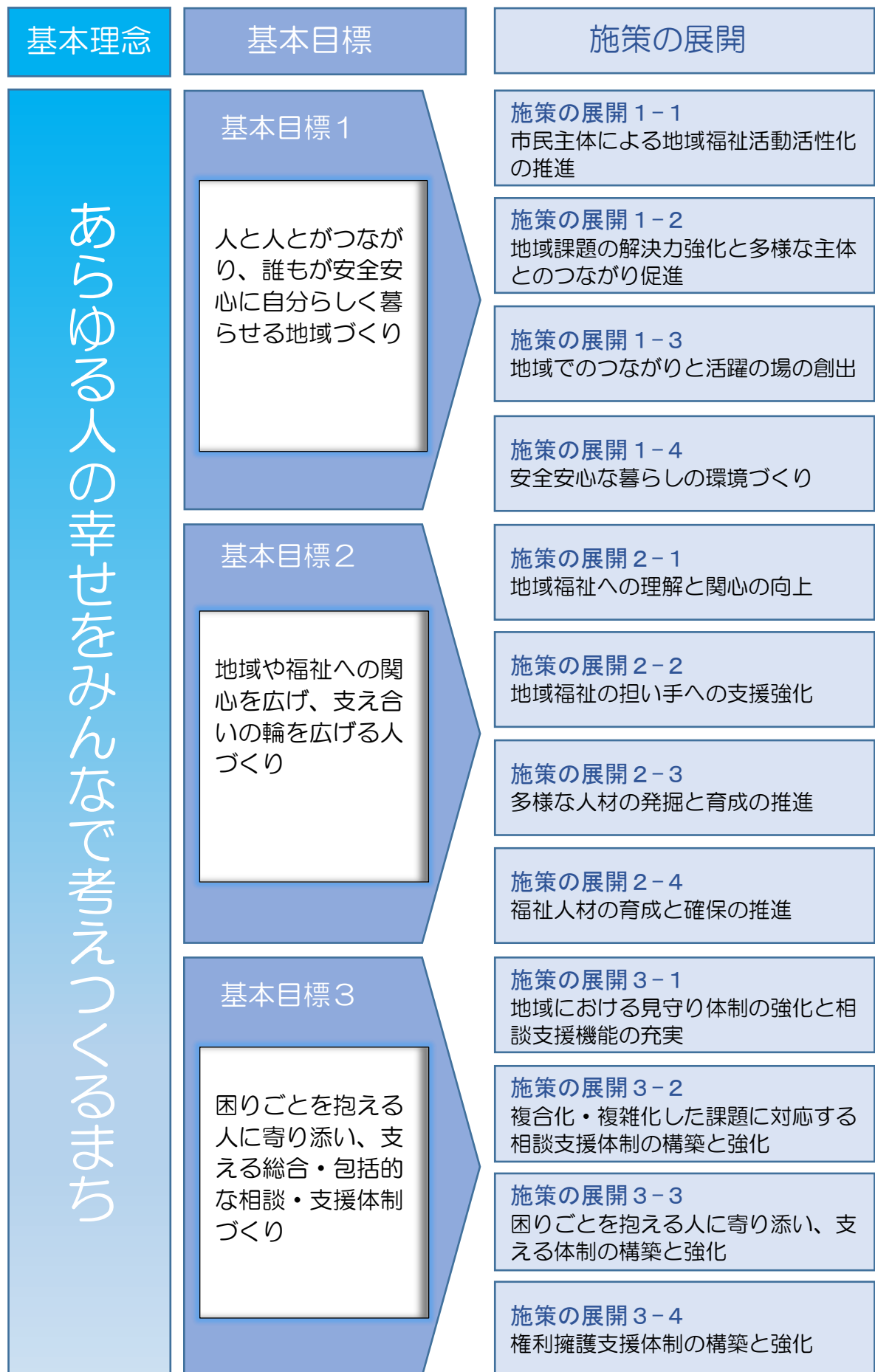
基本目標2 地域や福祉への関心を広げ、支え合いの輪を広げる人づくり

市民一人ひとりが地域や福祉に対する関心、理解を深め、自らの行動へとつなげていくことを促進します。こうした意識の広がりを基盤として、すでに地域で活動している担い手への継続的な支援を行うとともに、年齢や背景を問わず多様な人材を発掘し、それぞれの力を活かせるよう育成していきます。また、福祉分野における人材の育成や確保にも積極的に取り組み、専門性と地域性を兼ね備えた人材の活躍を支えます。これらの取組を通じて、地域福祉の充実を図りながら、共に歩む人材を育てていきます。

基本目標3 困りごとを抱える人に寄り添い、支える 総合・包括的な相談・支援体制づくり

悩みや不安を抱える方々が、地域の中で孤立することなく、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、分野を越えて、多職種、多機関が連携しながら支援体制を構築していきます。また、子どもから高齢者まで、すべての世代、すべての対象者を包括的に支えることを目指し、福祉、医療、教育、行政、地域団体などが協働し、誰もが必要な支援につながる機能を強化します。これらの取組を通じて、地域全体で支え合う仕組みを育み、一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる地域を目指します。

3. 施策の体系



4. 福祉圏域の考え方

「福祉圏域」とは、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。地域福祉を推進する上で、一言で「地域」といっても、その捉え方は、年齢や活動団体等によって考え方が異なります。地域福祉を市民主体で進めていくためには、日常生活送る上で、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療、福祉サービスとの連携や、高齢者、障がいのある人など、外出支援が必要な人への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要となります。本計画では、以下の3層による福祉圏域とします。

釜石版地域包括ケアシステムの充実に資する釜石市の福祉圏域（※1）と各協議体の役割

福祉圏域	対象エリア	協議体	役割
第1層	市全体	地域ケア推進会議 所管：地域包括ケア推進課	第2層協議体等から報告された課題の共有と解決に必要な関係者間の連携及び地域づくりの推進や、包括的な地域ケア体制に資する政策形成の検討を行う。
第2層	日常生活圏域 (生活応援センターのエリア)	地区センター会議 所管：各地区生活応援センター	地域会議（※2）との連動を念頭に、第3層協議体や関係機関との連携により、地域の課題を把握・共有し、課題解決支援やサービス開発の検討を行う。
地域包括ケアシステムは日常生活圏域ごとに展開			
第3層	小地域 (町内会等の活動範囲)	町内会や活動グループなど 所管：各町内会や活動グループ	(各団体の設立趣旨のとおり。ただし、地域福祉計画においては、地域福祉活動を展開する基礎的なエリアとして期待される。)
お互いさまの層		普段から挨拶や声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域	

※1…地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的・効率的に展開していくための地域の範囲

※2…H20年度から各地区生活応援センターエリアごとに設置された、住民による身近な課題の解決及び地域の特色を生かした魅力ある地域づくりのための会議。各地域会議の事務局は、各地区生活応援センターが担っている。

第4章 施策の展開

基本目標 1

人と人がつながり、
誰もが安全安心に自分らしく暮らせる地域づくり

1 市民主体による地域福祉活動活性化の推進

市民主体の様々な福祉活動が活性化している地域の実現に向け、以下の取組を進めます。

- (1) 地域福祉活動の基盤となる町内会、自治会、老人クラブなどの地域コミュニティ活動を支援し、その活性化を図ります。

担当	取組	内容
市	町内会、自治会活動への支援	○町内会や自治会の組織率及び加入率の維持、安定的な運営を後押しするとともに、各地域の考えを尊重し、地域課題の解決に向けた活動を支援します。
市	地域単位で活動する地域コミュニティの運営及び活動への支援	○老人クラブなど地域単位で活動する地域コミュニティの会員の維持、拡充、運営及び活動を支援します。

- (2) 地域福祉の中核を担う民生委員などによる福祉活動を支援し、その活動の充実を図ります。

担当	取組	内容
市	民生委員による地域福祉活動への支援	○民生委員が地域の身近な相談役として必要な知識や情報等を得られるよう、研修の充実及び情報提供の強化を図ります。 ○地域住民への民生委員制度や活動に関する周知、啓発を進めるとともに、他団体や組織等との連携を促進し、活動に伴う負担感の軽減などに取り組むことで、委員が活動しやすい環境の整備を推進します。

(3) ボランティアやNPOなど多様な組織、団体、個人による地域活動及び市民活動を支援し、その継続的な展開を促進します。

担当	取組	内容
社協	ボランティア活動の促進	○市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや関係機関等と連携し、多分野にわたるボランティア活動者の確保、育成、情報発信、様々な分野のボランティア間の情報交換や交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動の促進を図ります。
市	地域の公益団体や自主的な市民活動への支援	○地域住民の福祉向上を目的として、自主的に公益活動を行う市民団体やNPO法人の取組を支援します。
市	障がいなどの課題を抱える当事者が主体となる団体や組織の活動支援	○障がいのある人や認知症の人、介護者、介助者、ひきこもりの当事者が主体となる団体や組織が取り組む、情報交換や交流、課題解決活動を支援します。
市	民間企業や事業所等による地域福祉への社会貢献活動促進	○地域や市民の多様な課題の解決に向け、民間企業や事業所等が社会貢献活動に参画しやすい環境と、地域と連携できる仕組みづくりに取り組みます。

2 地域課題の解決力強化と多様な主体とのつながり促進

地域課題の解決に向けて、福祉に関わる多様な主体や分野を超えた関係者が連携できるよう、以下の取組を進めます。

(1) 地域における市民主体の地域福祉活動を促進し、活動の活性化を図ります。

担当	取組	内容
市 社協	市民主体による地域福祉活動の支援体制構築	○生活支援コーディネーターと各地区生活応援センターほか地域や関係機関が連携し、市民主体による地域福祉活動の促進及び支援を図ります。 ○各地域における活動状況、ノウハウ、情報等の共有や交流を推進し、地域課題の解決に向けた具体的な取組の活性化を目指します。 ○各種研修会等の情報共有と参加を促し、生活支援コーディネーターの資質向上に取り組みます。

- (2) 地域課題の解決に向けて、多様な主体が連携できるよう、様々な場を活用して取り組みを進めます。

担当	取組	内容
市	多様な主体の参画促進	○地域課題の解決に向けて、福祉施設、事業所、専門機関など、多様な関係機関の参画を促進します。
市	既存のネットワークを活用した地域課題の解決に向けた連携	○既存のネットワークを活用し、様々な分野の関係機関との連携や協働を通じて、地域課題の解決に向けた多様な主体の参画を促進します。

【既存ネットワークの例】

地域会議、認知症高齢者徘徊SOSネットワーク、障がい者自立支援協議会、成年後見制度地域連携ネットワーク協議会、要保護児童対策地域協議会、学校運営協議会（コミュニティスクール）等

3 地域でのつながりと活躍の場の創出【重点的な施策】

地域における多様なつながりや交流を促進し、地域福祉活動への市民の参加を促すため、以下の取組を進めます。

- (1) 地域における交流やつながりの機会の創出、誰もが安心して集える居場所づくりを推進し、ウェルビーイングの達成を支援します。

担当	取組	内容
市	多様な市民の交流とつながりを促進する機会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○親子や子育て世代が交流やつながりを持てる場と機会の創出に取り組みます。 ○子どもを中心とした世代間交流や、地域におけるつながりづくりを推進します。 ○高齢者、障がいのある人、若年・中年層（20代から40代まで）などの社会参加と地域でのつながりづくりを推進します。 ○生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり、食育、防災、防犯、多文化共生、環境など、様々な分野において、住民の多様な目的や関心に応じた交流やつながりづくりを推進します。 ○地域単位で活動する組織や団体による住民同士の交流活動等を支援します。 ○対象者や分野にとらわれず、多様な市民が交流やつながりを持てる場と機会の創出に取り組みます。

市	多様な市民が集える居場所づくりの推進	<p>○高齢者の通いの場や認知症カフェ、放課後の子どもの居場所、子ども食堂など様々な分野での居場所づくりを推進します。</p> <p>○地域における居場所づくりに必要なノウハウや情報の提供、担い手への相談対応、専門的な支援などに取り組み、居場所の創出と継続的な運営を支援します。</p> <p>○各分野の居場所や通いの場などの既存資源を整理するとともに、対象者や分野などに捉われず、多様な市民が集うことができる居場所づくりを推進します。</p>
市	公共施設等の有効活用や利用促進	<p>○保健福祉センター、子育て支援センター、公民館、集会所などの公共施設を、居場所や地域活動の拠点として有効に活用し、利用促進を図ります。</p> <p>○公共施設の適正な維持管理と計画的な整備を進め、市全体及び地区ごとの交流や活動拠点としての有効活用を推進します。</p>
市	社会福祉法人による交流やつながりづくりの促進	<p>○社会福祉法人による地域での交流やつながりづくり等の活動を促進します。</p>

(2) 多様な分野において、ボランティアや支援者の確保や養成を進めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進します。

担当	取組	内容
再掲	ボランティア活動の促進【再掲】	<p>○市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや関係機関等と連携し、多分野にわたるボランティア人材の確保、育成、情報発信、様々な分野のボランティア間の情報交換や交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動の促進を図ります。</p>
市社協	市民が支援者として関わる仕組みの構築と拡充	<p>○福祉分野を中心に、地域での支援活動の担い手（支援者）の確保と養成、支援者が継続的に活動できる環境づくりに取り組み、市民が支援者として関わる仕組みの構築と拡充を推進します。</p>

【市民が支援者となる仕組みの例】

認知症サポーター、認知症高齢者徘徊SOSネットワーク、ゲートキーパー、家事援助ヘルパー、ファミリーサポートセンター、民生委員の準備委員（創設検討）など

(3) 市民一人ひとりが社会に参加し、地域での活躍や挑戦ができるよう支援します。

担当	取組	内容
市	若年層の地域活動参加を促す取組の推進	○学生や若年層、働き盛り世代などの地域活動への意識や関心などを踏まえ、社会参加、地域での活躍や挑戦ができる機会づくりに取り組みます。
市	元気な高齢者への地域活動参加を促す取組の推進	○地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者の積極的な社会参加を促進します。
市	一人ひとりの新たな社会参加、活躍、挑戦への支援	○地域課題の多様化に対応するため、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス事業者の創業支援に取り組みます。

4 安全安心な暮らしの環境づくり

安全安心に暮らすことができる生活環境と防災、防犯体制が整備されている地域の実現に向けて、以下の取組を進めます。

(1) 交通環境や住環境の整備、公共施設や交通機関のバリアフリー化を推進します。

担当	取組	内容
市	交通環境の整備	○住民や事業者、関係機関と連携し、地域の実情に応じた効果的な移動手段を検討します。 ○移動が困難で個別支援が必要な人に対して、住民や事業者など関係機関と福祉的な移動支援のあり方を検討し、必要な支援体制を確保します。
市	住環境の整備	○誰もが安心して暮らすことができる、多様で豊かな住生活の実現を図ります。 ○「釜石市空家等対策計画」に基づき、老朽危険空家等の発生を抑制するとともに、空家等の適切な利活用などを促進します。
市	公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	○「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路環境、公共交通などのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

(2) 緊急時や災害時に迅速かつ的確に対応できる支援体制を整備するとともに、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

担当	取組	内容
市	地域防災力の強化	○防災訓練や出前講座を通じて防災技能の普及と防災意識の向上を図りながら、自主防災組織への支援を強化することで、地域の防災力を高めます。
市 社協	災害対応力の向上	○地域防災計画等に基づき、市民、団体、関係機関の役割分担を明確化し、災害時のリスク対応が可能な体制の構築と強化に取り組みます。 ○災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練を通じて、災害時のボランティア受け入れと支援を円滑に行える体制整備に取り組みます。 ○災害時の福祉避難所の確保とともに、避難所における福祉サービス等の提供体制構築と強化に取り組みます。
市	すべての人が安心して避難できる「誰一人取り残さない」防災体制の構築と強化	○災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、個別避難計画の作成及び更新などに取り組み、地域において誰一人取り残さない支援体制の構築と強化に取り組みます。

(3) 防犯対策及び消費者被害の防止に向けて、住民の意識向上を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。

担当	取組	内容
市	防犯対策の推進	○町内会による防犯灯の設置を推進し、地域の安全安心の確保に向けたまちづくりを進めます。
市	地域防犯活動の推進と防犯意識の醸成	○地域での見守り活動や防犯活動などを通じて、地域における防犯活動を推進します。
市	消費者被害防止の推進	○地域や関係機関等と連携し、消費生活に関する情報提供や啓発活動を推進することで、正しい消費知識の普及と消費者意識の向上を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。

基本目標 2

地域や福祉への関心を広げ、支え合いの輪を広げる人づくり

1 地域福祉への理解と関心の向上

地域福祉を支え、推進する多様な主体が育成され、活躍できる地域の実現に向けて、地域福祉に対する意識の醸成に取り組みます。

(1) 地域への意識と関心を高め、我が事としての認識づくりを推進します。

担当	取組	内容
市	地域への関心と愛着の醸成	○市民が地域への理解と関心、愛着を深められるよう、イベントや行事の充実を図るとともに、積極的かつ効果的な広報広聴活動を推進します。 ○市民が地域のことを「我が事」として認識できるよう、関心や愛着を具体的な活動や活躍につなげます。

(2) 福祉教育等を通じて、地域、福祉、人権に関する正しい理解と認識の醸成を推進します。

担当	取組	内容
市社協	子どもを対象とした福祉教育と学習等の推進	○保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校において、地域との体験や交流活動を通じて、福祉や人権に関する意識の醸成を図ります。 ○小中学校や高等学校においては、福祉教育、人権教育、体験学習に取り組むとともに、ボランティア活動など、具体的な福祉活動の場づくりを推進します。
市	地域での福祉教育と学習等の推進	○生涯学習、出前講座、図書館での活動、地域での学習会、研修会、イベントなど、様々な機会を積極的に活用し、福祉を「我が事」として捉える意識の醸成に向けて、多様な福祉教育と学習及び人権教育を推進します。

2 地域福祉の担い手への支援強化【重点的な施策】

地域福祉を支え、推進する多様な主体が育成され、活躍できる地域の実現に向けて、既存の担い手への支援と、担い手が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

- (1) 既存の担い手が抱える課題や問題を見える化し、その解決を図ることで、担い手が活動しやすい環境づくりを進めます。

担当	取組	内容
市	担い手の課題解消に向けた取組の推進	○市民主体の活動を支援するにあたり、それぞれの担い手が抱える課題や問題を把握し整理します。これらの解決に向けて、関連事例やノウハウの提供、地域とテーマ型活動、多分野間のマッチングなど新たな仕組みづくりを推進し、担い手が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
再掲	市民主体の活動への支援	○町内会、自治会活動への支援【再掲】 ○地域単位で活動する地域コミュニティの運営及び活動への支援【再掲】 ○民生委員による地域福祉活動への支援【再掲】 ○ボランティア活動の促進【再掲】 ○地域の公益団体や自主的な市民活動への支援【再掲】 ○障がいなどの課題を抱える当事者が主体となる団体や組織の活動支援【再掲】

3 多様な人材の発掘と育成の推進

地域福祉を支え、推進する多様な主体が育成され、活躍できる地域の実現に向けて、多様な人材の確保、育成、挑戦、活躍への支援に取り組みます。

- (1) 様々な分野におけるボランティアや支援者の確保と育成を図るとともに、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。【再掲】

担当	取組	内容
再掲	ボランティア活動の促進【再掲】	○市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや関係機関等と連携し、多分野にわたるボランティア活動者の確保、育成、情報発信、様々な分野のボランティア間の情報交換や交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動の促進を図ります。

再掲	市民が支援者として関わる仕組みの構築と拡充【再掲】	○福祉分野を中心に、地域での支援活動の担い手（支援者）の確保と養成、支援者が継続的に活動できる環境づくりに取り組み、市民が支援者として関わる仕組みの構築と拡充を推進します。
----	---------------------------	--

【市民が支援者となる仕組みの例】

認知症サポーター、高齢者等見守り、SOSネットワーク、家事援助ヘルパー、ファミリーサポートセンター、意思疎通支援事業など

(2) 市民一人ひとりが社会に参加し、地域での活躍や挑戦ができるよう支援します。

担当	取組	内容
再掲	若年層の地域活動参加を促す取組の推進【再掲】	○学生や若年層、働き盛り世代などの地域活動への意識や関心などを踏まえ、社会参加、地域での活躍や挑戦ができる機会づくりに取り組みます。
再掲	元気な高齢者への地域活動参加を促す取組の推進【再掲】	○地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者の積極的な社会参加を促進します。
再掲	一人ひとりの新たな社会参加、活躍、挑戦への支援【再掲】	○地域課題の多様化に対応するため、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス事業者の創業支援に取り組みます。

4 福祉人材の育成と確保の推進

地域福祉を支え、推進する専門人材が育成され、活躍できる地域の実現に向けて、以下の取り組みを推進します。

(1) 福祉専門職等の分野間における交流や、顔の見える関係づくりを促進するとともに、専門人材の育成と確保を推進します。

担当	取組	内容
市社協	福祉専門職等の交流	○各分野の福祉専門職等の交流を促進するとともに、顔の見える関係づくりを推進します。
再掲	元気な高齢者への地域活動参加を促す取組の推進【再掲】	○地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者の積極的な社会参加を促進します。
再掲	一人ひとりの新たな社会参加、活躍、挑戦への支援【再掲】	○地域課題の多様化に対応するため、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス事業者の創業支援に取り組みます。
市	福祉専門職の育成と確保	○福祉専門職、福祉職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を充実します。

		○関係機関と連携し、福祉専門職の求人事業者と求職者のマッチングを支援します。
--	--	--

(2) 市民に寄り添い、地域の課題に気づき、自主的に取り組む市職員、参画と協働に取り組む市職員の育成を推進します。

担当	取組	内容
市	市職員の参画と協働に対する意識の向上	○地域や関係機関との交流を通じて、住民や関係者との対話を基本に、地域活動への参画と課題解決に向けた協働に取り組む市職員の育成を推進します。
市	市職員の地域福祉に関する意識と資質の向上	○市職員の地域福祉に対する意識や資質の向上を図るとともに、地域福祉の推進に向けた専門的知見の深化に取り組みます。

基本目標3

困りごとを抱える人に寄り添い、
支える総合・包括的な相談・支援体制づくり

1 地域における見守り体制の強化と相談支援機能の充実

住民が悩みや不安を抱えた際に、速やかに適切な支援につながる事ができる地域の実現に向け、以下の取組を進めます。

(1) 地域の中で困りごと気づきやすく、相談につながりやすい仕組みを構築するとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。

担当	取組	内容
市 社協	悩みや不安を抱える人への地域理解の促進	○福祉教育や人権教育など、様々な学びの機会を通じて、認知症のある人、障がいのある人、ひきこもりの状態にある人など、悩みや不安を抱える人やその家族への理解を促進します。
市 社協	地域における見守り活動の促進	○民生委員、町内会、自治会などの地域組織やボランティア等による、身近な地域での見守り活動や支援が必要な人の把握に向けた活動などを促進し、支援します。 ○民間事業者との連携により、地域における見守り活動の構築と拡充を図ります。

		○地域で支援が必要な人に気づく力（感度）を高め、適切な支援につなげるため、民生委員を対象とした研修の充実を図ります。
市	居場所等の地域資源を活かした見守り活動の促進	○多様な市民が集う居場所などの地域資源を活用し、悩みや不安を抱える人に気づき、必要な支援につなげる機会の創出を図ります。

(2) 多様な分野における相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

担当	取組	内容
市	誰もが相談しやすい環境づくりの推進	○多様な機会や媒体を活用し、各分野の相談窓口やその機能についての周知と啓発に取り組みます。 ○障がいの有無、年齢などに関わらず、誰もが相談しやすい環境を整えるため、専門機関や関係団体と連携し、環境づくりに取り組みます。
市	多様な分野における相談体制の整備と機能の充実	○地域包括支援センターや釜石広域基幹相談支援センターをはじめ、子育て支援や生活支援、成年後見、男女共同参画など、各分野の専門機関や相談窓口が連携し、相談機能の充実を図ります。

2 複合化・複雑化した課題に対応する相談支援体制の構築と強化

悩みや不安を抱える人が、安心して地域で自分らしく暮らせるよう、多職種や多分野が連携し、相談支援と参加支援に取り組む体制の整備と運用を進め、分野ごとの相談支援ネットワークの充実と、分野を横断した相談支援体制の構築と強化に取り組み、誰もが支え合える地域の実現を目指します。

(1) 多様な分野において他分野との連携と協働を図りながら、分野ごとの相談支援ネットワークの強化を推進します。

担当	取組	内容
市	相談窓口や支援機関によるネットワークと「顔の見える関係」の構築及び強化	○各分野の相談窓口の機能強化に向けて、相談窓口間で情報や課題を共有し、意見交換を行うとともに、必要な支援やサービスにつなげるための連携強化に取り組みます。 ○相談窓口の連携強化に向けて、各分野の相談支援専門職等との「顔の見える関係づくり」を推進します。

市	既存のネットワークを活用した分野別相談機能の強化	○多様な分野において既存のネットワークを積極的に活用して運用することで、他分野との連携と協働を促進し、分野ごとの相談機能の強化を図ります。
---	--------------------------	---

【既存ネットワークの例】

地域ケア会議、認知症高齢者徘徊SOSネットワーク、障がい者自立支援協議会、釜石・遠野地域成年後見ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会、学校運営協議会（コミュニティスクール）等

(2) 分野横断型相談支援体制の構築と強化を進めます。

担当	取組	内容
市	重層的支援体制整備事業の推進	○複合化や複雑化により単独の分野での対応が困難な課題や、制度の狭間にある課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を活用し、分野横断型の包括的な相談支援体制の構築と強化を進めるとともに、各分野における対応力の向上を図ります。

3 困りごとを抱える人に寄り添い、支える体制の構築と強化

【重点的な施策】

悩みや不安を抱える人が安心して地域で自分らしく暮らせるよう、多職種や多分野が連携し、相談支援と参加支援に取り組む体制の整備と運用が進められている地域の実現に向けて、切れ目のない包括的な支援体制の構築と強化に取り組みます。

(1) 多様化や複雑化する課題と不安などに対応するため、各分野における支援の充実を図るとともに、切れ目のない包括的な支援体制の構築と強化を進めます。

担当	取組	内容
市	生活困窮者等への自立支援の推進	○多様な機会や媒体を活用して、各分野の相談窓口やその機能についての周知と啓発に取り組みます。 ○障がいの有無、年齢などにより相談しづらい状況が生じないように、専門機関や関係団体と連携し、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。
市社協	ひきこもりなどに関する支援の充実と自立促進の推進	○生活支援相談窓口やアウトリーチ等を通じた継続的支援を通じ、ひきこもりなど社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者やその家族に寄り添いながら支援を行います。

市	ヤングケアラーへの支援体制の強化と支援の推進	○ヤングケアラーに対する社会の理解を深めるため、早期発見と支援に向けた啓発を行うとともに、関係機関が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー本人とその家族に対して適切な支援に取り組みます。
市	子どもの貧困対策の強化と支援の推進	○子どもの貧困対策に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、支援体制の整備を進め、総合的な教育支援と経済的支援の充実、子ども食堂に関する支援と保護者の就労支援などにも取り組みます。
市	虐待やDV予防における早期発見と早期対応	○虐待やDVなど、あらゆる暴力を決して許さないという意識の醸成を図るとともに、通告義務や相談窓口の周知を徹底し、暴力被害の潜在化を防止します。 ○高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待の防止や早期発見、早期対応を進めるため、関係機関や地域との連携を強化します。 ○被害者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携を通じて、被害者の保護と自立に向けた支援に取り組みます。
市	自殺予防に向けた支援体制の強化と対策の推進	○自殺予防やこころの健康に関する正しい知識の普及を図ります。 ○自殺対策を支える人材の育成と共に、相談体制の充実や支援ネットワークの強化を図ります。 ○子どもの時から命の大切さを実感できる教育や取組を通じて自殺対策を推進します。
市	高齢者や障がいのある人への就労支援の充実と推進	○高齢者に対しては、シルバー人材センターとの連携を通じて、就労支援に取り組みます。 ○障がいのある人については、一般就労や福祉的就労が促進され、自分に合った職場で働き続けられるよう、支援の充実を図ります。
市	包括的支援に関する仕組みづくりの推進	○医師や薬剤師のみならず多機関多職種が起点となる社会的処方取組を進め、地域全体で「健康の社会的決定要因」を考慮したつながり支援を推進します。 ○介護認定における要支援者へのインフォーマルサービス提供を促進するため、介護支援専門員と生活支援コーディネーターの連携を推進します。

(2) 福祉サービス及び制度の質の確保と向上を図るとともに、住民が必要な情報を適切に得られるよう、情報提供の充実を図ります。

担当	取組	内容
市	福祉サービス及び制度の質の確保と向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がいのある人、子ども、生活に困難を抱える人など、様々な分野において、福祉サービスの質の確保と向上に取り組みます。 ○福祉サービスを必要とする人やそのご家族が、安心してサービスを利用できるよう、苦情対応や問題解決に向けた体制の充実を図ります。 ○共生型サービスなど、分野を横断した福祉サービスのあり方について検討を進めます。
市	福祉サービス及び制度に関する積極的かつ効果的な情報提供と発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスを必要とする人やそのご家族が、適切に選択し安心して利用できるよう、様々な場面や機会、媒体を活用し、受け手の視点に立った積極的かつ効果的な情報提供と発信に取り組みます。 ○福祉サービスを必要とする人々が気軽に相談できるよう、相談体制の確保と充実を図ります。 ○デジタル技術を活用し、誰もが必要な情報を得られるようなソフト環境の整備に取り組みます。

4 権利擁護支援体制の構築と強化

悩みや不安を抱える人が、安心して地域で自分らしく暮らせるよう、多職種や多分野が連携し、相談支援と参加支援に取り組む体制の整備と運用を進め、権利擁護に関する相談機能や地域連携の仕組みの構築と強化に取り組み、誰もが支え合える地域の実現を目指します。

(1) 権利擁護に関する理解と認識の醸成を図りながら、相談機能の強化に取り組みます。

担当	取組	内容
市 社協	権利擁護及び成年後見制度に関する周知啓発体制の強化	○釜石・遠野地域成年後見センターを中心として、多様な場面や機会、様々な媒体を活用し、権利擁護及び成年後見制度に関する周知啓発と制度の利用促進に取り組みます。
市 社協	権利擁護及び成年後見に関する相談機能の充実と強化	○釜石・遠野地域成年後見センターを中心として、家庭裁判所や地域の専門職団体、関係機関等の協力を得ながら、成年後見制度の相談機能の拡充、本人にとって適切な後見人等候補者の受任にかかる調整、意思決定支援の推進等に取り組みます。

(2) 権利擁護に関する地域連携の仕組みを構築し、体制の強化を図ります。

担当	取組	内容
市 社協	権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と強化	○権利擁護の支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉、司法等の関係機関で構築される「釜石・遠野地域成年後見ネットワーク会議」の機能を更に充実させ、権利擁護にかかる地域連携ネットワークの強化・拡充を図ります。

上記の取組は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けて施策を推進していきます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 市民、地域、事業者等との協働による地域福祉の推進

本計画は、市民、地域、社会福祉協議会、関係機関・団体などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を共有しながら連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず様々な主体によって地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

(2) 釜石市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域の福祉活動の中心を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

(3) 庁内での連携

本計画で掲げる基本理念を実現するためには、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくりなど、多岐に渡る分野の施策と一体的に推進していく必要があります。そのため、地域福祉に関する課題等については、庁内において共有し、その課題解決に向けて、関係部署が連携・協働して協議の場・仕組みづくりを進めます。また、複合化・複雑化した課題、制度の狭間の課題などに対応していくためにも、分野を超えた包括的な支援体制を構築・強化していく必要があります。

福祉分野の個別計画をはじめとする関連計画の推進や見直し時には、本計画との整合性を確保しつつ、各計画で示された施策の展開を図ります。

(4) 市職員の意識や資質の向上

あらゆる分野の市職員が、地域福祉に関わる課題や問題を共有し、高い意識を持ちながら各事業・施策に取り組む必要があります。また、市民や地域、福祉関係者などの様々な主体から信頼を得ながら、地域に出向き、地域と協働できる職員が求められています。

そのためにも、市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上を積極的に図るとともに、地域福祉の推進のための取組を進めていきます。

(5) 広域での連携の強化

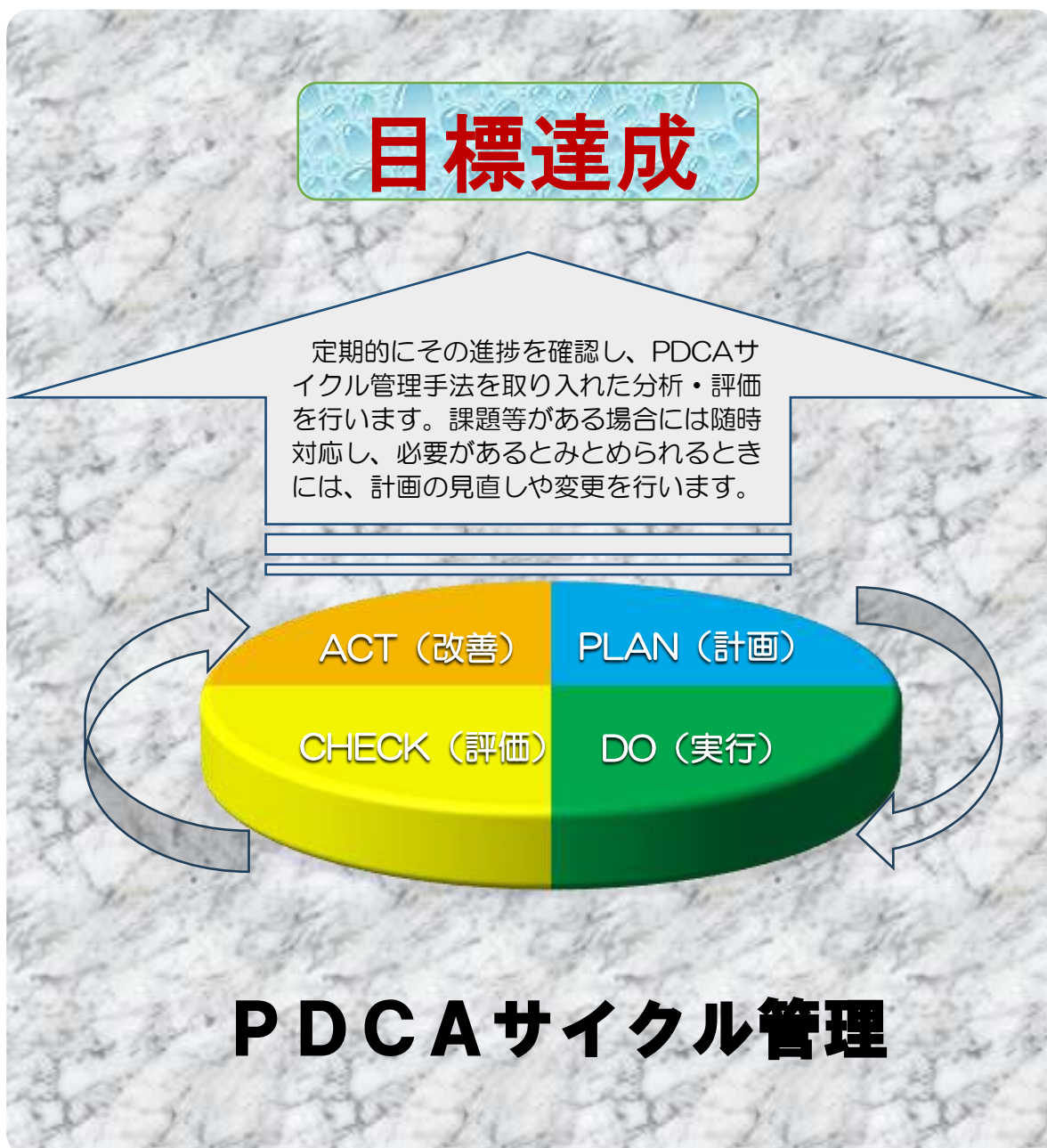
地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決が困難な課題・問題や、広域的な対応が必要な課題・問題については、近隣市町や岩手県、関係機関を含めて情報共有や連携を図り、課題の解決を目指します。

(6) 地域福祉マネジメントの視点

本計画をより実効性のあるものとするため、地域に存在する人的・物的・情動的資源を最大限に活用し、地域課題の解決に向けた持続可能な仕組みを構築します。このことにより、市民の福祉に関する関心を高め、主体的な参画を促すとともに、行政や関係機関との協働によって地域福祉の質の向上を目指します。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画において、進捗管理と評価などを進めるため、市民をはじめ、各種団体、学識経験者などから意見をいただきます。計画の推進方策や新たに生じた課題などについても検討し、関連する事業や取組の評価・検証については、PDCAサイクルに基づいて実施します。



3. 成果指標

第2期釜石市地域福祉計画の成果を確認し、今後の施策の推進方針を定めるための指標を市民アンケート調査などの結果を踏まえ、下記のとおり設定しました。

※施策番号は、P67の「施策の展開」で付番した番号となります。

基本目標1 人と人がつながり、誰もが安全安心に自分らしく暮らせる地域づくり

施策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)	データ元
1-1	市民が地域福祉活動に参加している割合	51%	61%	市民アンケート
1-2	市民が地域課題などを話し合う場に参加した割合（過去5年間）	26%	31%	市民アンケート
1-3	市民が身近な地域交流の居場所や活動拠点を活用した割合	27%	32%	市民アンケート
1-4	避難行動要支援者への支援体制が整っていると考えている市民の割合	57%	67%	市民アンケート

※1-4は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計割合

基本目標2 地域や福祉への関心を広げ、支え合いの輪を広げる人づくり

施策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)	データ元
2-1	住みよい地域社会実現のために「助け合い、支え合いの意識の醸成が必要」と考えている市民の割合	14.2%	19.2%	市民アンケート
2-2	民生委員の充足率	84.7%	89.7%	第六次釜石市総合計画後期基本計画成果指標と共通のデータ
2-3	市民がボランティア活動に参加した割合	28%	33%	市民アンケート
2-4	地域福祉に関連する人材の育成が重要だと考えている市民の割合	5.3%	7.3%	市民アンケート

基本目標3 困りごとを抱える人に寄り添い、支える総合・包括的な相談・支援体制づくり

施策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)	データ元
3-1	相談窓口や相談支援機関の連携が充実していると考えている市民の割合	33%	43%	市民アンケート
3-2	くらし・しごと相談所の支援プラン作成件数	33件	39件	重層的支援体制整備事業実施計画
3-3	福祉サービスや制度について、効果的な情報発信が行われていると考えている市民の割合	34%	44%	市民アンケート
3-4	市民が成年後見制度について理解しているかどうかの割合	29%	39%	市民アンケート

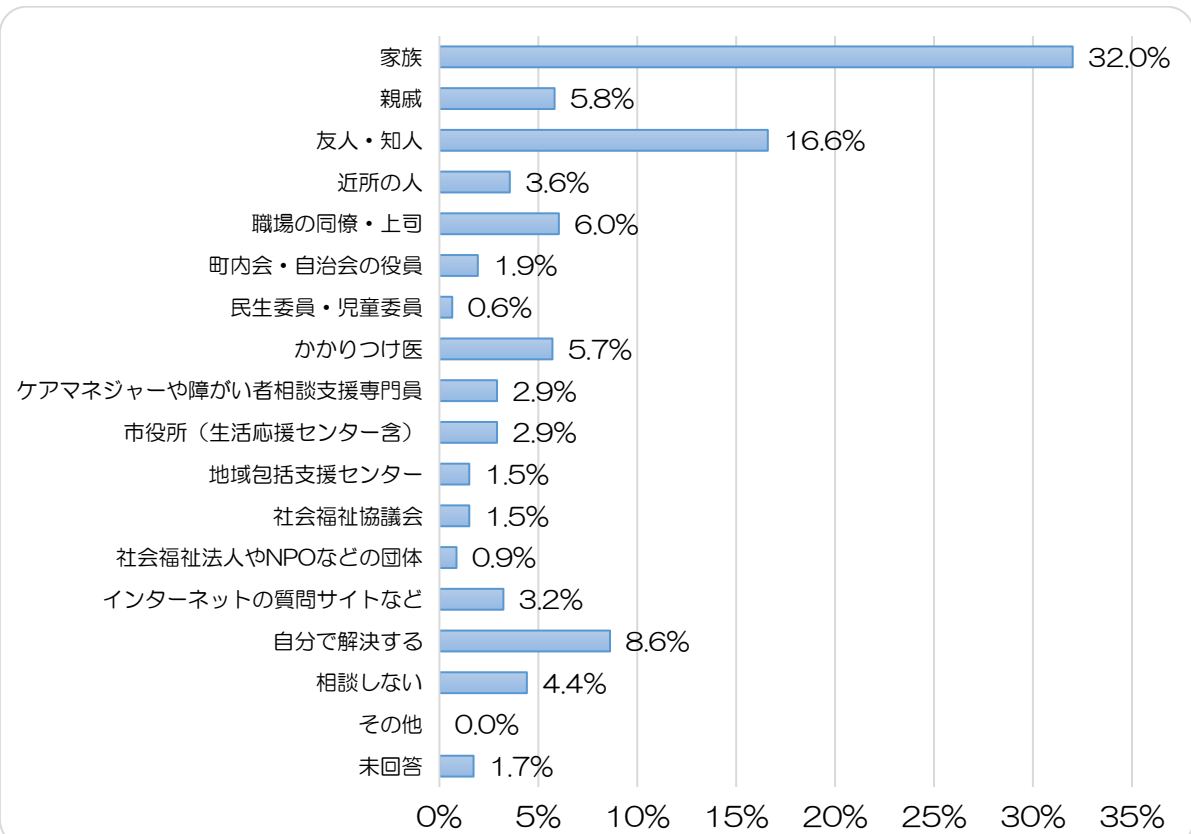
※3-4は、「良く知っている」と「まあ知っている」の合計割合

資料編

1. 地域福祉に関する「市民アンケート調査」結果

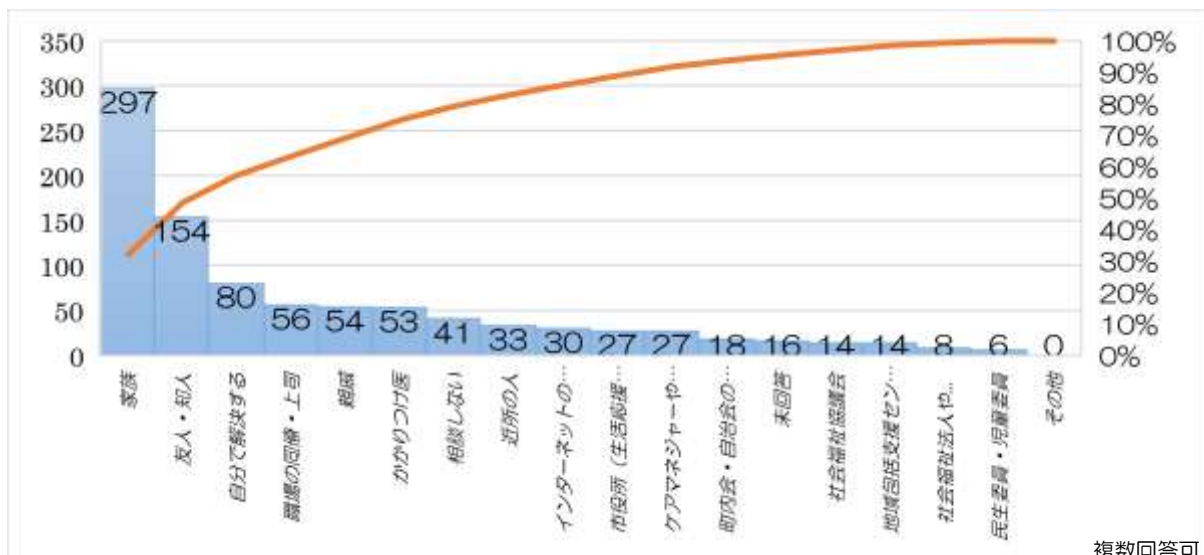
(1) 日常生活の困っていることについて

『日常生活の困っていることは誰に相談していますか。または、誰に相談したいですか。』との問いでは、家族が32.0%で最も多く、続いて、友人・知人が16.6%でした。市役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会やその他公的相談機関を選択する人の合計は6.8%でした。また、町内会の役員（1.9%）や民生委員（0.6%）を合わせて2.5%、近所の人（3.6%）を合わせると6.1%となりました。調査結果をみると、前回の調査同様に血は水よりも濃い家族にまずは相談する人が最も多く、地域の互助に期待していないことがわかります。



【統計人数】

複数回答可

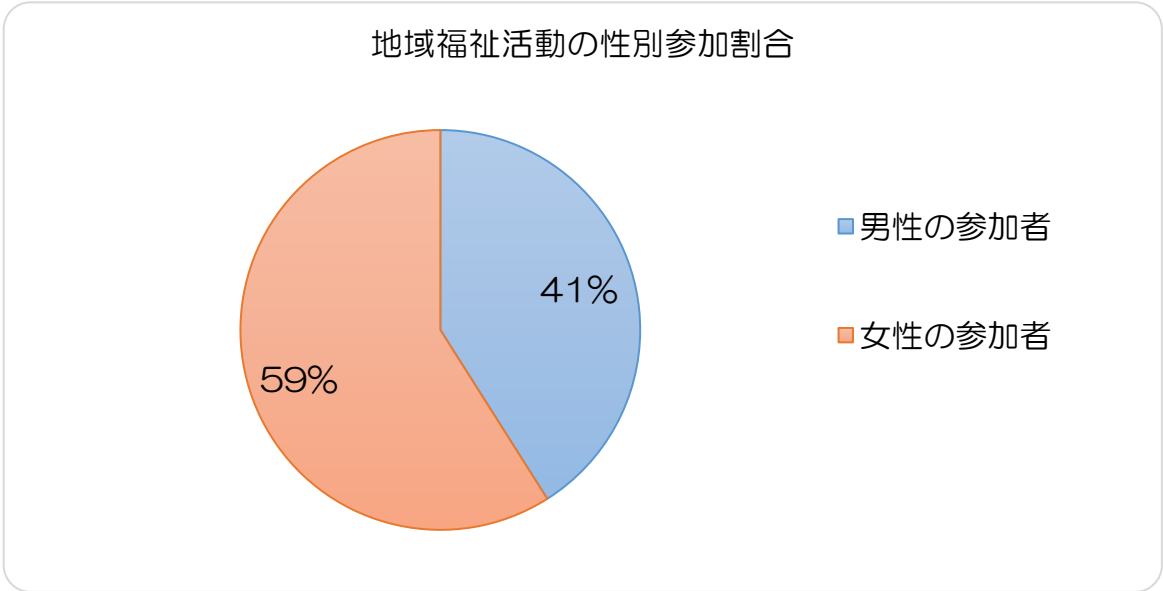


複数回答可

(2) 地域福祉活動について・地域や福祉の関心について

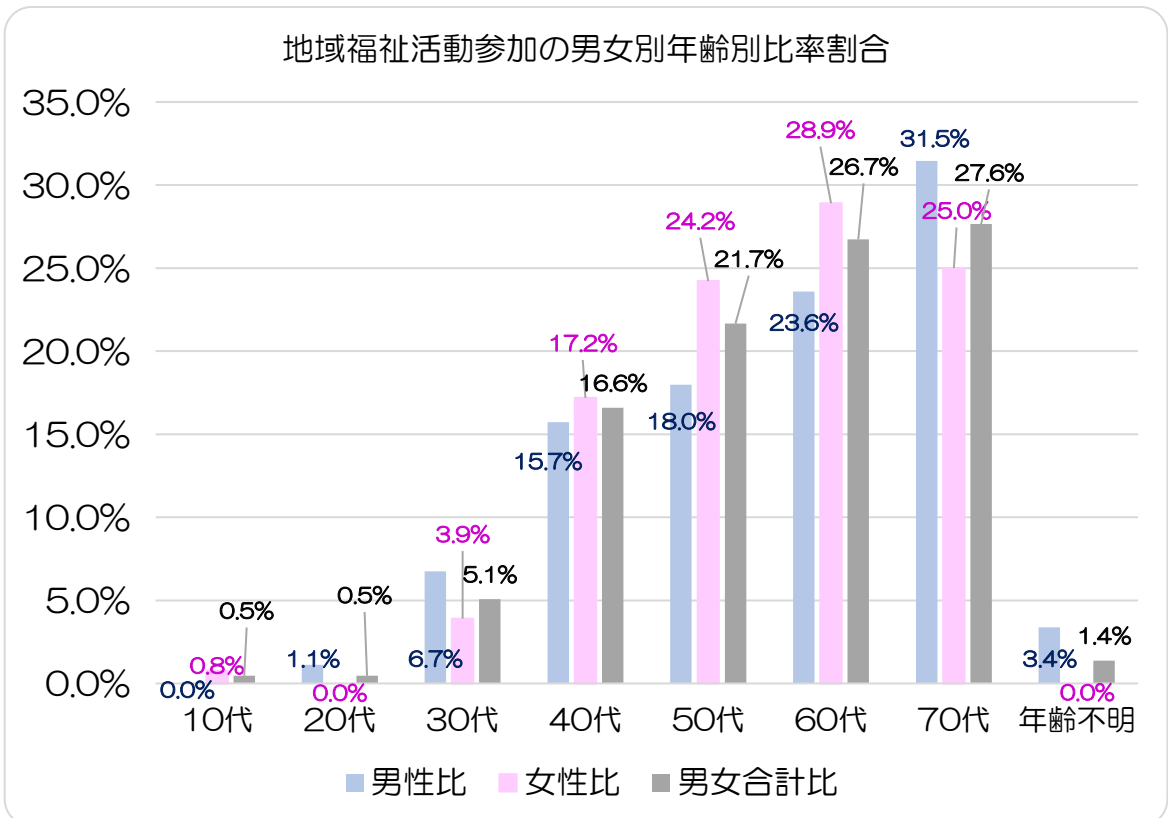
① 地域福祉活動の性別参加について

参加したことがある男女別の地域福祉活動（一斉清掃、資源回収、防災訓練など）の状況については、男性の参加者59%、女性の参加者は41%となっています。



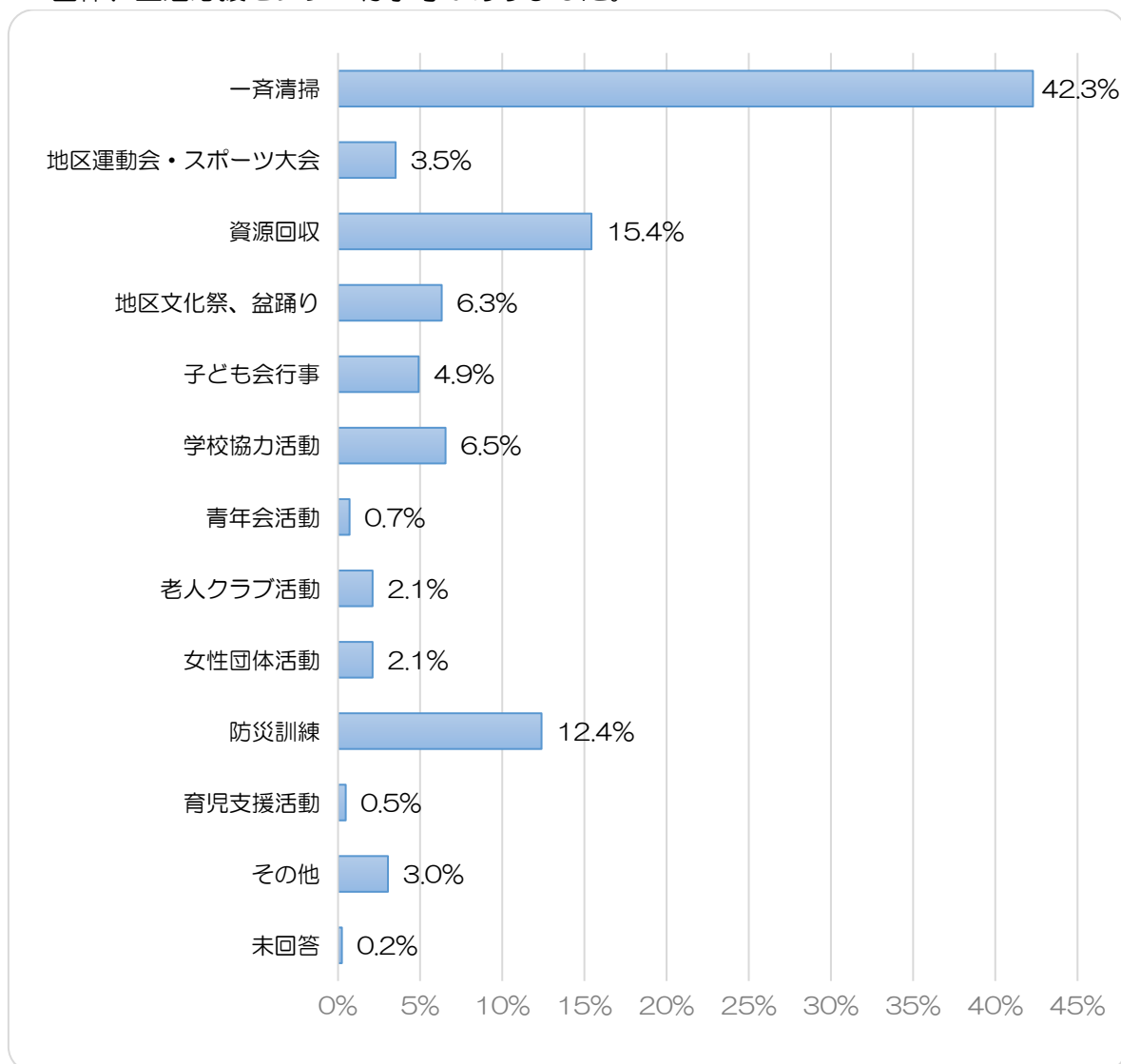
② 男女の年齢別参加について

参加したことがある男女別年齢別の地域福祉活動の状況については、男性の70代が31.5%、女性の60代が28.9%となり、男女合わせた年代では70代が27.6%となっています。



③ 参加している地域福祉活動の内容について

一斉清掃 42.3%が最も多く、続いて資源回収 15.4%、防災訓練 12.4%となっています。その他の記載内容として、見守りや簡単な用足し、100歳体操、町内会活動、自治会イベント等、草刈り、介護予防、郷土芸能、町内のカラオケ、地元の芸能団体、生活応援センター行事等がありました。



複数回答可

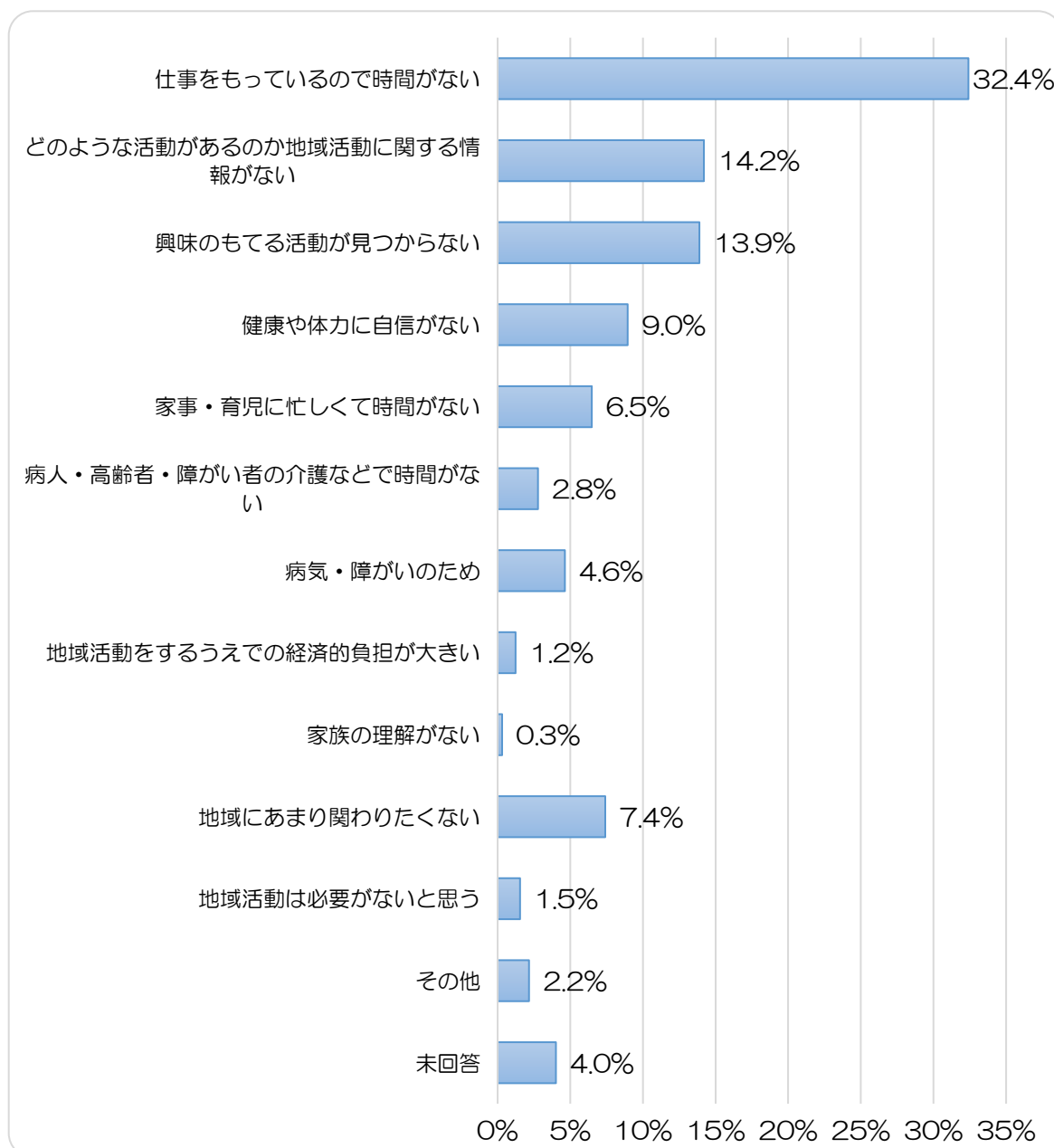
(3) 地域福祉活動への参加を妨げている理由について

時間的な問題では、「仕事をもっているので時間がない」が32.4%、続いて、「家事・育児に忙しくて時間がない」が6.5%、「病人・高齢者・障がい者の介護などで時間がない」が2.8%、合わせると41.7%で全体の4割以上を占めています。

身体的な問題では、「健康や体力に自信がない」が9.0%、「病気・障がいのため」が4.6%と合わせると13.6%で全体の1割以上となっています。

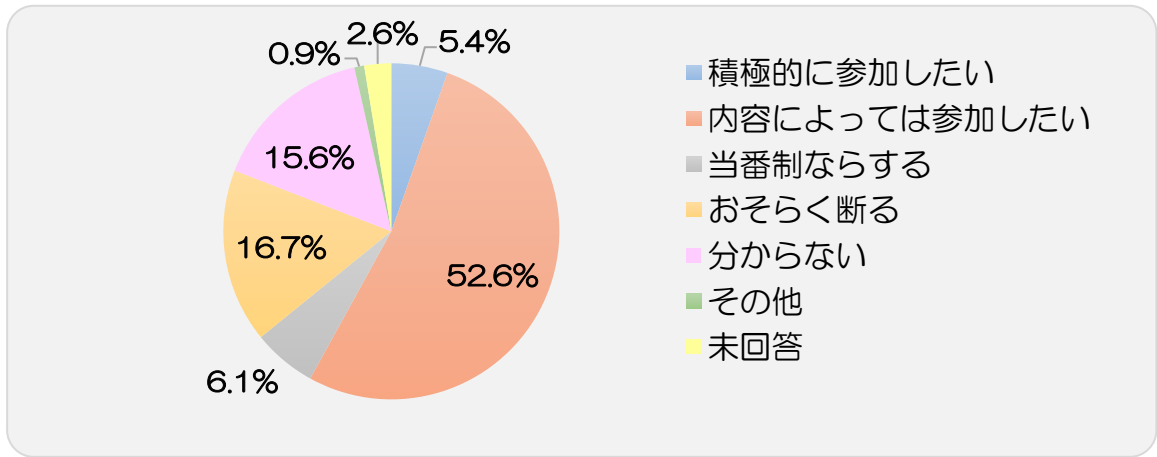
情報不足問題では、「どのような活動があるか地域活動に関する情報がない」が14.2%となっています。

時間的な問題、身体的な問題、情報不足問題を合わせると全体の約7割を占めています。

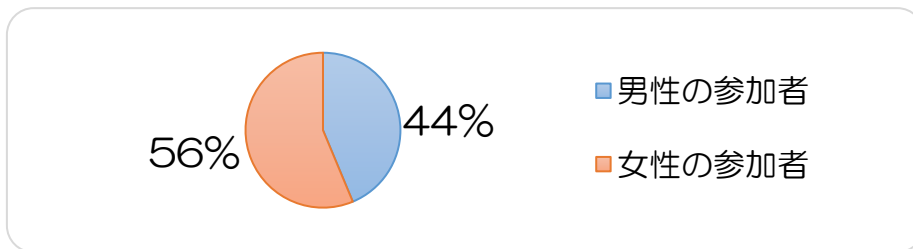


(4) 今後の地域福祉活動への関わりについて

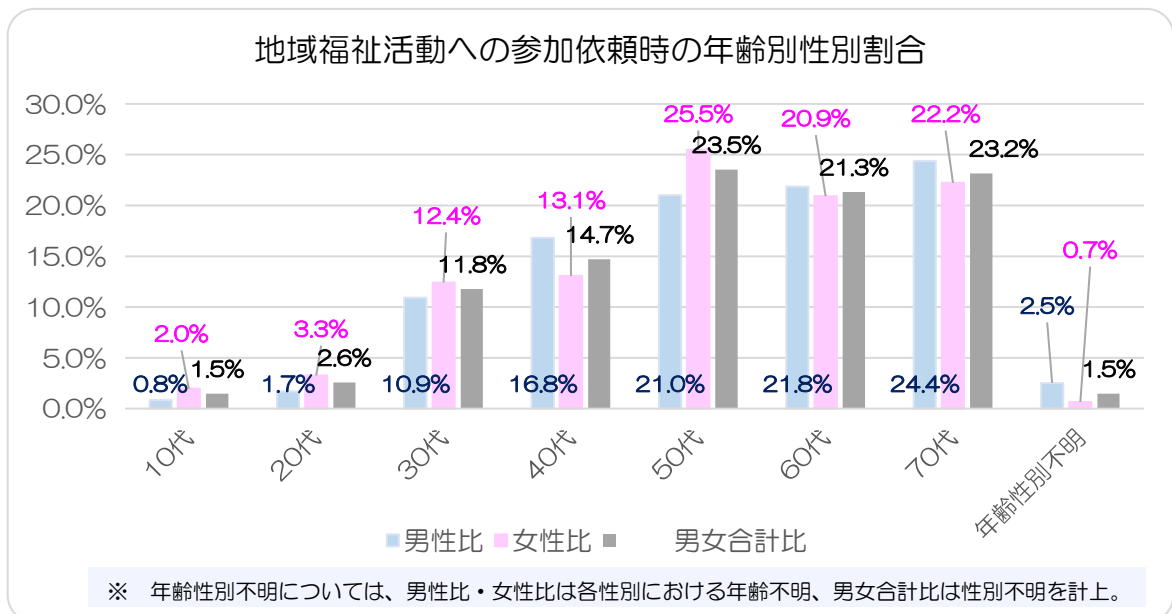
『今後、地域福祉活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか』との問いでは、「積極的に参加したい」が5.4%、「内容によっては参加したい」が52.6%、「当番制ならする」が6.1%、合わせると60%以上が参加したい意向を示しています。



「積極的に参加したい」、「内容によっては参加したい」、「当番制ならする」を選択した人の男女比率は男性が44%、女性が56%となっています。



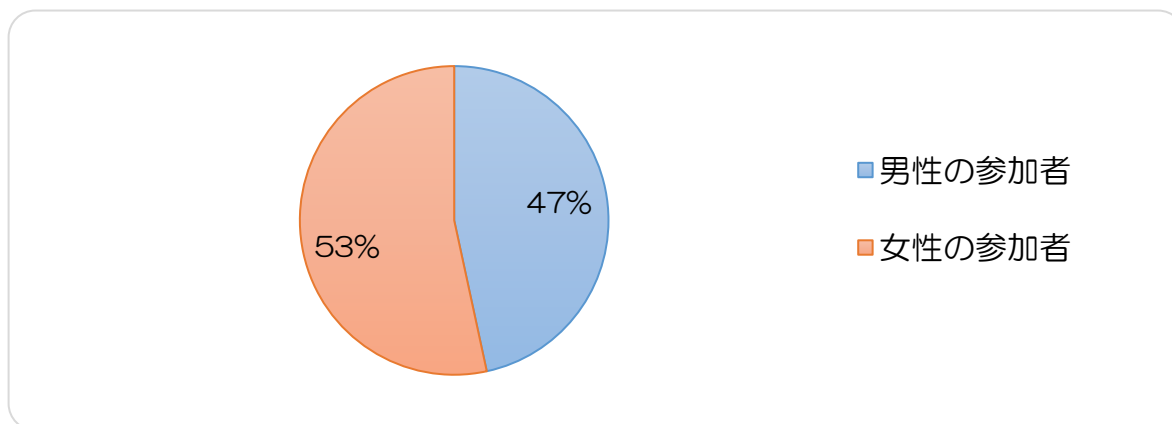
また、男女別年齢別の状況については、男性は70代の24.4%が最も多く、女性は50代の25.5%が最も多くなっています。



(5) 新たな担い手づくりについて

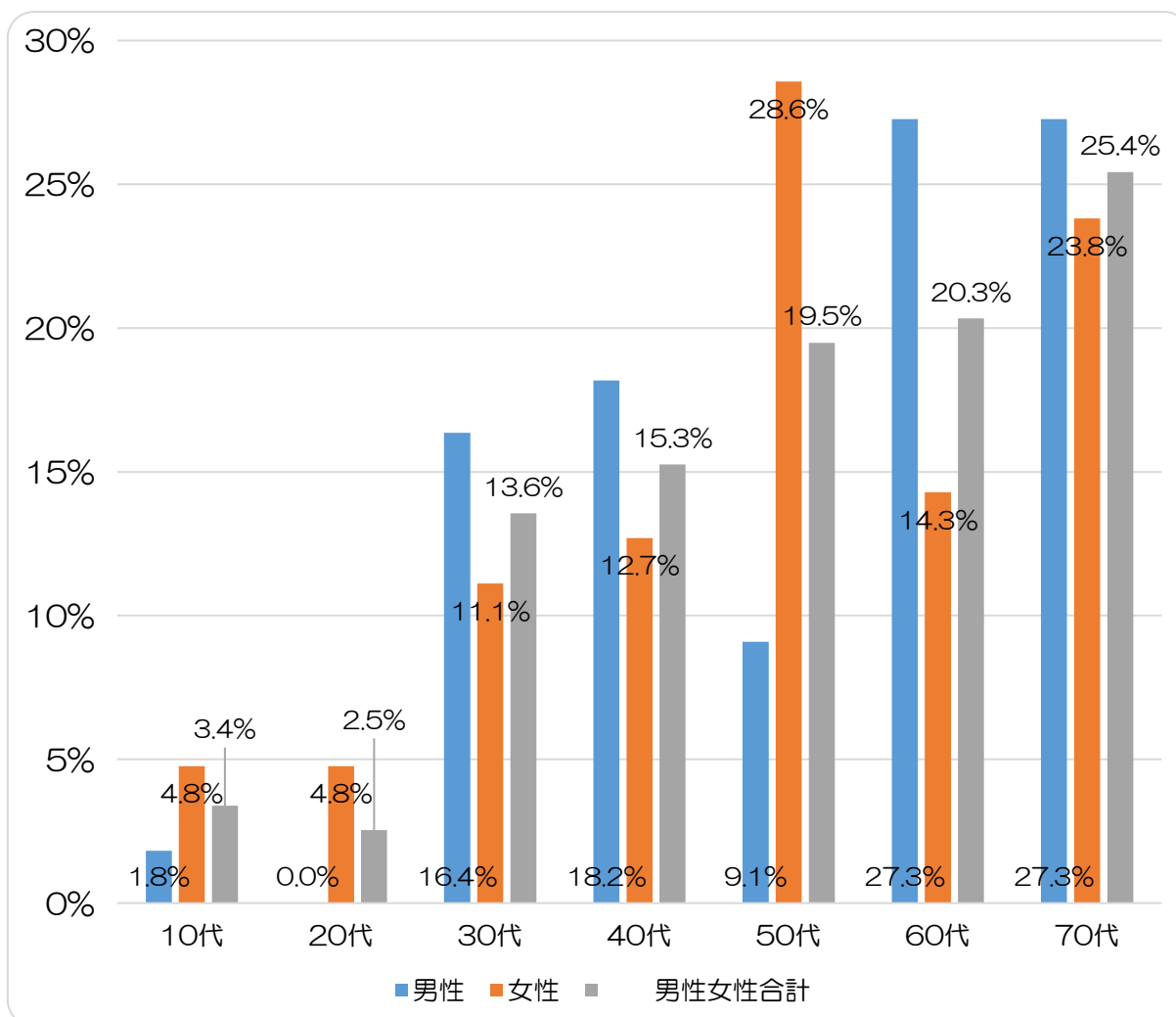
① ボランティア活動への意識

ボランティアに参加したことがあると回答した人の男女別の状況については、男性の参加者は47%、女性の参加者は53%となっています。



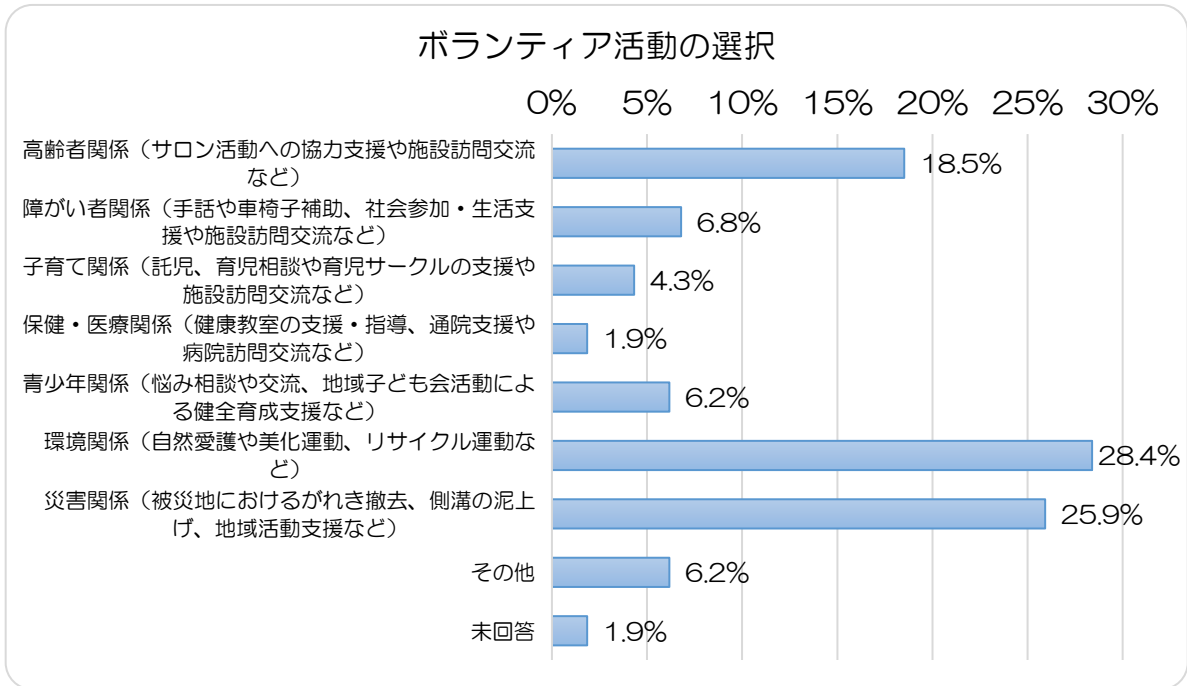
② 男女別年齢別の参加について

ボランティアに参加したことがある男女別年齢別の状況については、男性は、60代から70代が27.3%で最も多く、女性は50代が28.6%となっています。



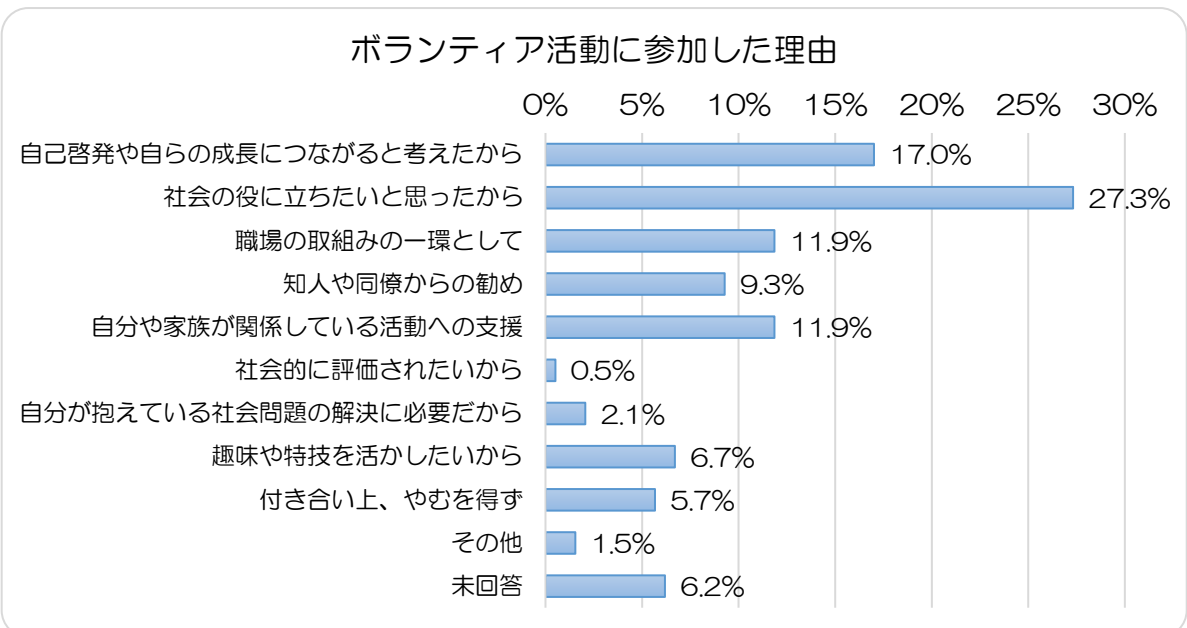
(6) ボランティア活動内容について

『あなたはどんなボランティア活動をしたことがありますか（あてはまるものすべて）』との問いでは、「環境関係（自然保護や美化運動、リサイクル運動など）」が28.4%で最も多く、続いて「災害関係（被災地におけるがれき撤去、側溝の泥上げ、地域活動支援など）」が25.9%となっています。その他の記載内容として、スポーツ大会の運営、トライアスロン運営、募金活動、スポーツ大会のボランティア、スポーツ少年団活動、よいさのスタッフボランティア（グッズ販売など）、外国人のための日本語教室、地域の清掃、青少年野外活動、小学校の草取り等がありました。



(7) ボランティア活動の参加理由について

『あなたがボランティア活動に参加した理由は何ですか』との問いでは、「社会の役に立ちたいと思ったから」が27.3%で最も多く、続いて「自己啓発や自らの成長につながると思ったから」が17.0%となっています。



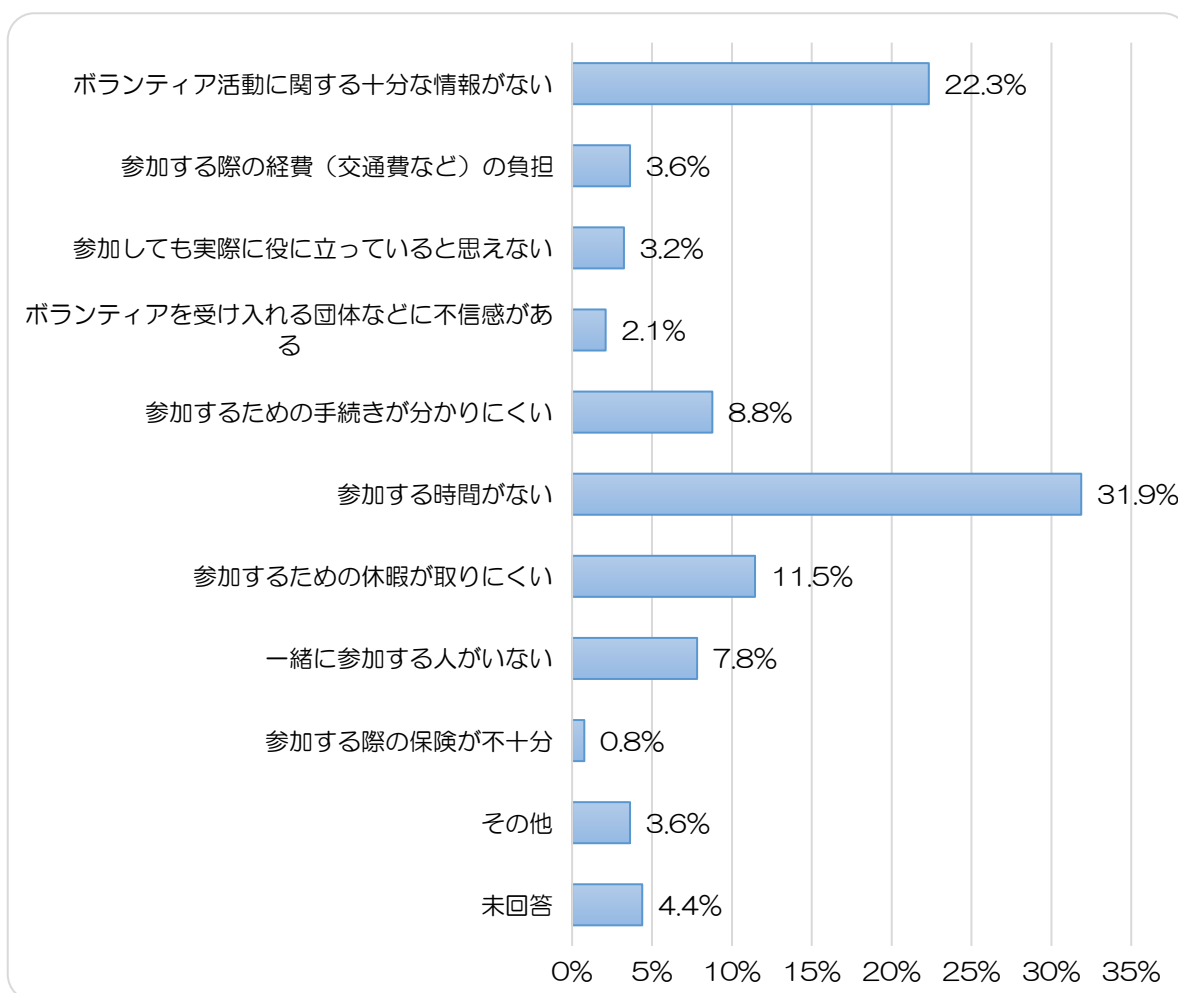
(8) ボランティア活動への参加を妨げている理由は何か。

大別すると、「参加する時間がない」が31.9%、「参加するための休暇が取りにくい」が11.5%で『時間的余裕がない』ことを理由に挙げる人が4割以上を占めています。特に、「参加する時間がない」については、高齢期になると、フレイルやロコモティブシンドローム（略称:ロコモ）により通院や買い物など日常生活を維持する活動において、多くの時間が掛かるためボランティア活動への参加が妨げられている状況が伺えます。

その他の自由回答をみると、高齢の方が身体的理由を挙げる人が多いことが分かります。

次に、「ボランティア活動に関する情報不足」が22.3%、「参加の手続きが分かりにくい」が8.8%で『情報不足』を挙げる人が30.1%でした。

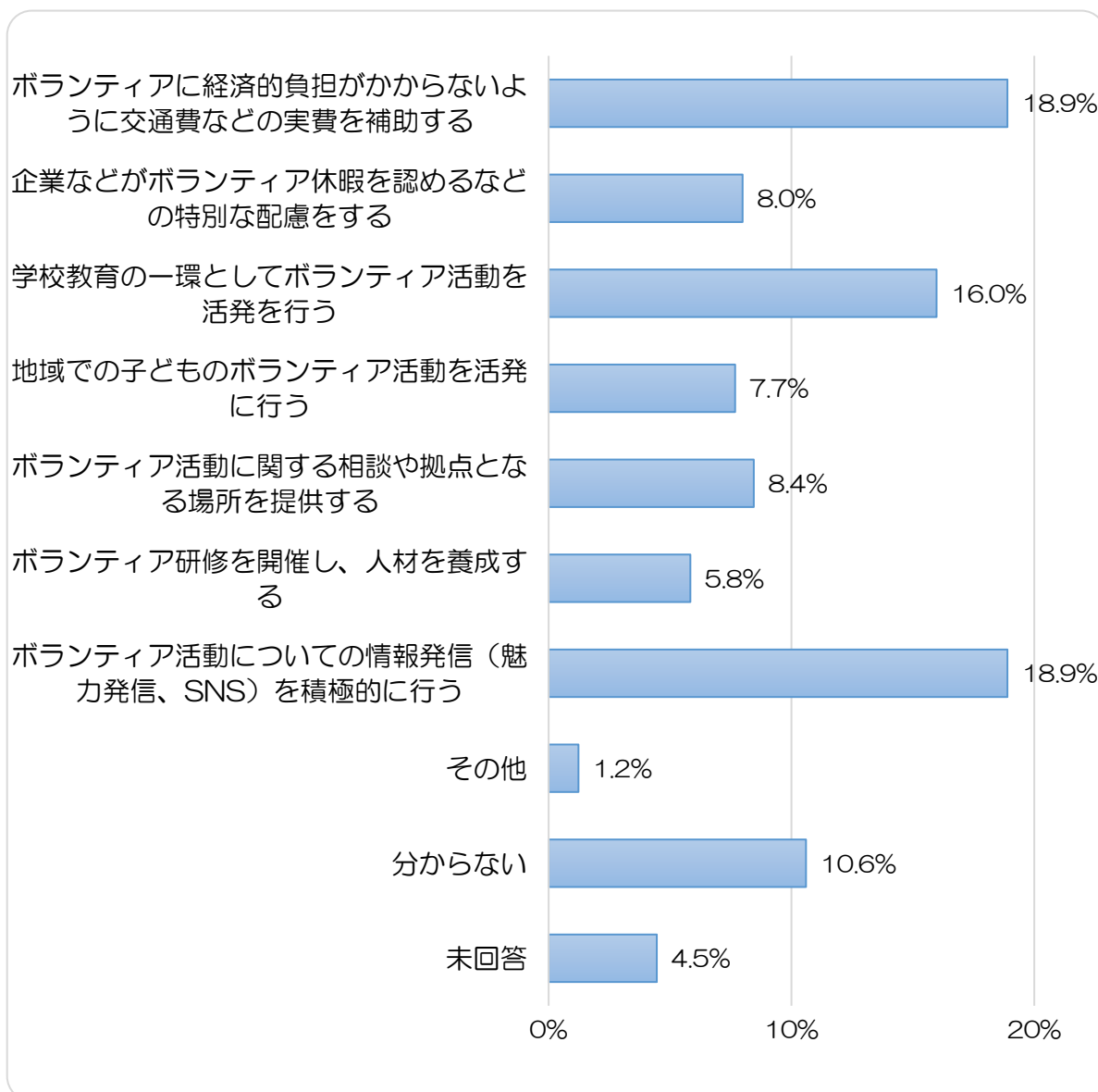
また、「参加する際の経費（交通費など）の負担」が3.6%、「参加する際の保険が不十分」が0.8%、ボランティアとして行うには経済的環境が整っていない（持ち出しやリスクが多い）ことを挙げる人が4.4%でした。



(9) ボランティア活動の方向性について

『今後、ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか（3つまで）』との問いでは、「ボランティア活動についての情報発信（魅力発信、SNS）を積極的に行う」と「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が18.9%で最も多く、続いて「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が16.0%となっています。

その他の記載内容として、職場がボランティア活動を就労として認める、地域共助の意識、地域毎のシェアタクシー（ボランティア並）、強制的にやるものではないので何とも言えない等がありました。

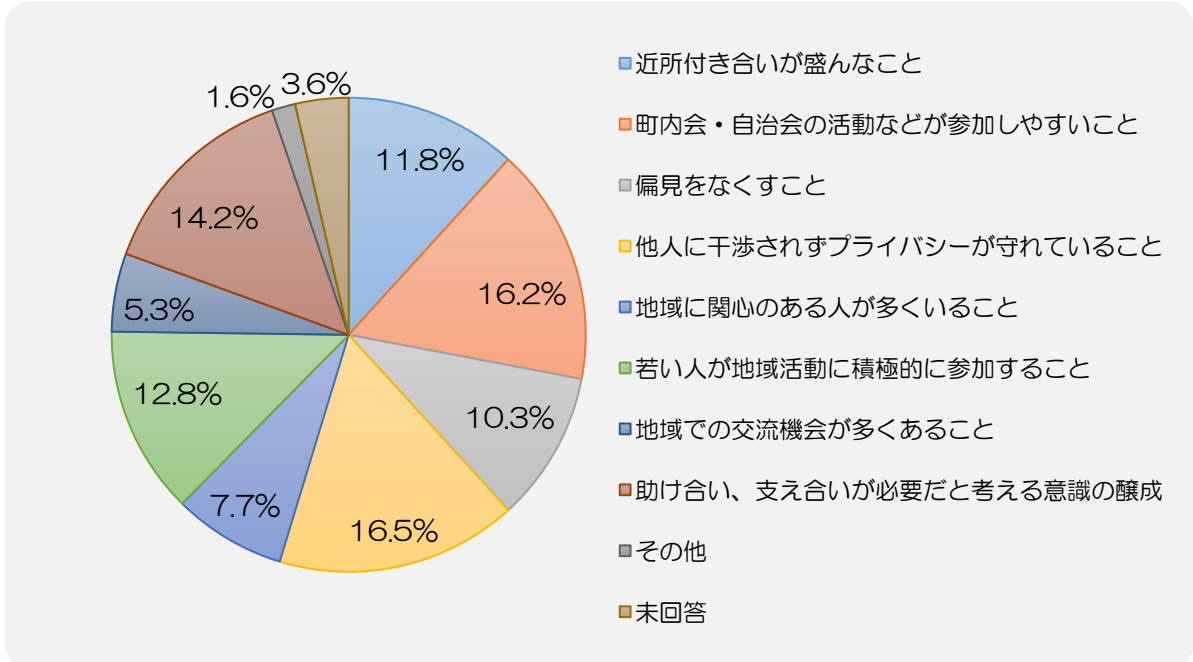


複数回答可

(10) 地域福祉全般について

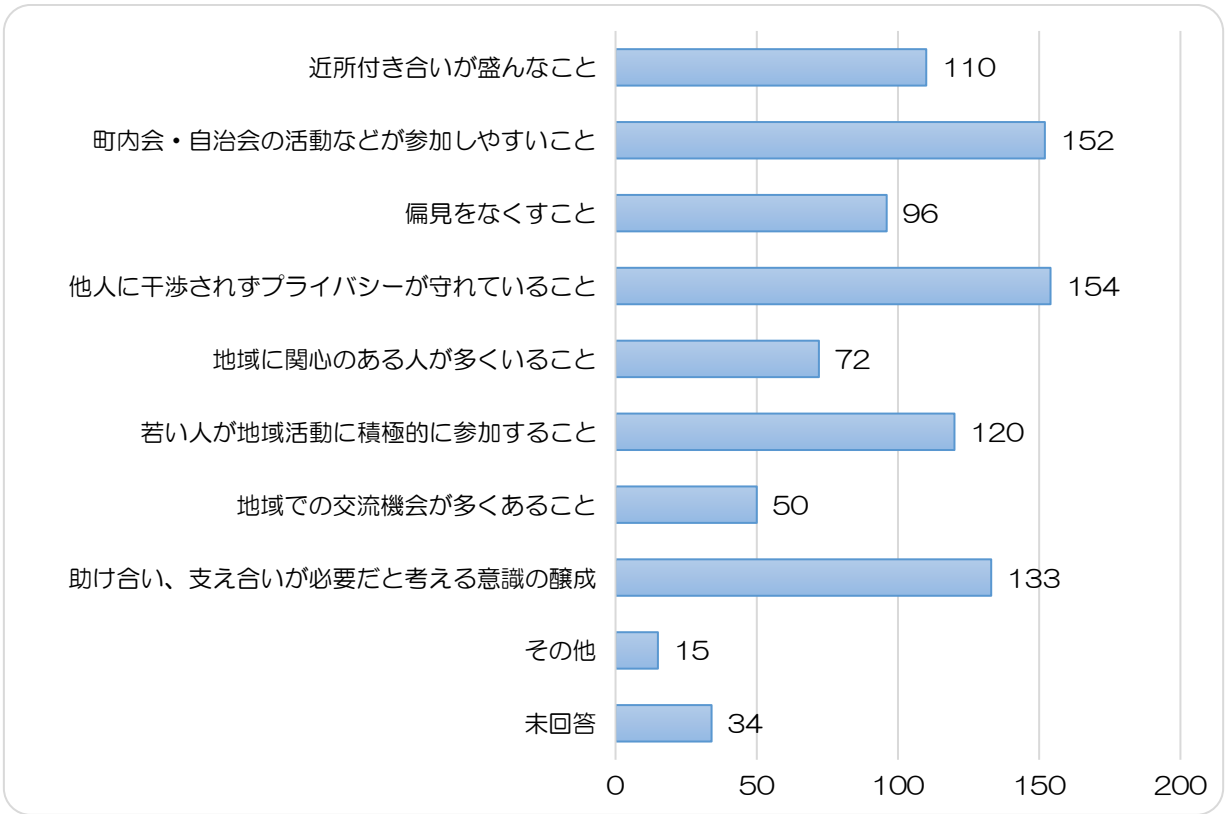
『地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、どのようなことが必要だと思いますか（3つまで）』との問いでは、「他人に干渉されずプライバシーが守れていること」が16.5%で最も多く、続いて「町内会・自治会の活動などが参加しやすいこと」が16.2%となっています。

【統計比】



複数回答可

【統計人数】

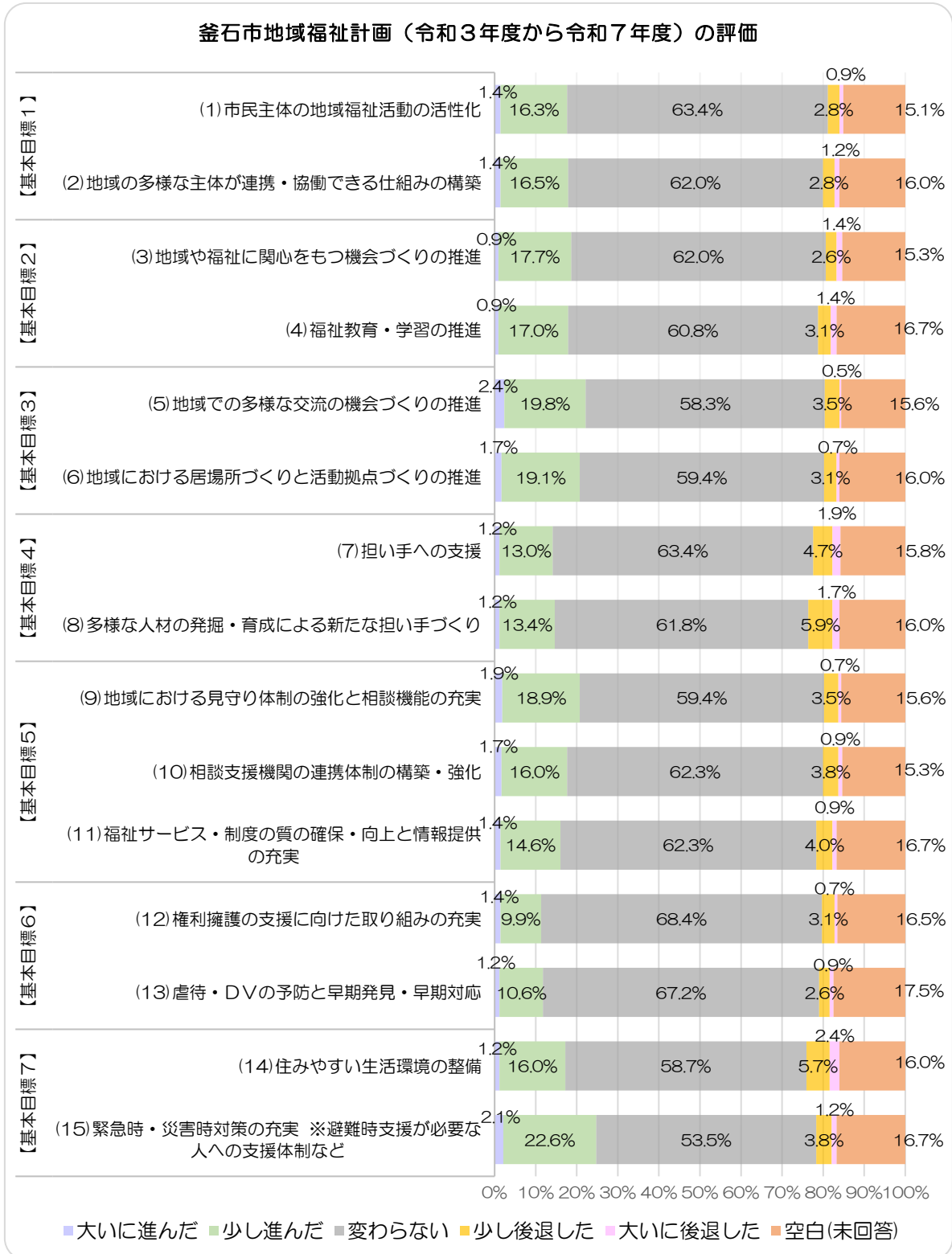


複数回答可

(11) 釜石市地域福祉計画（令和3年度から令和7年度）の評価について

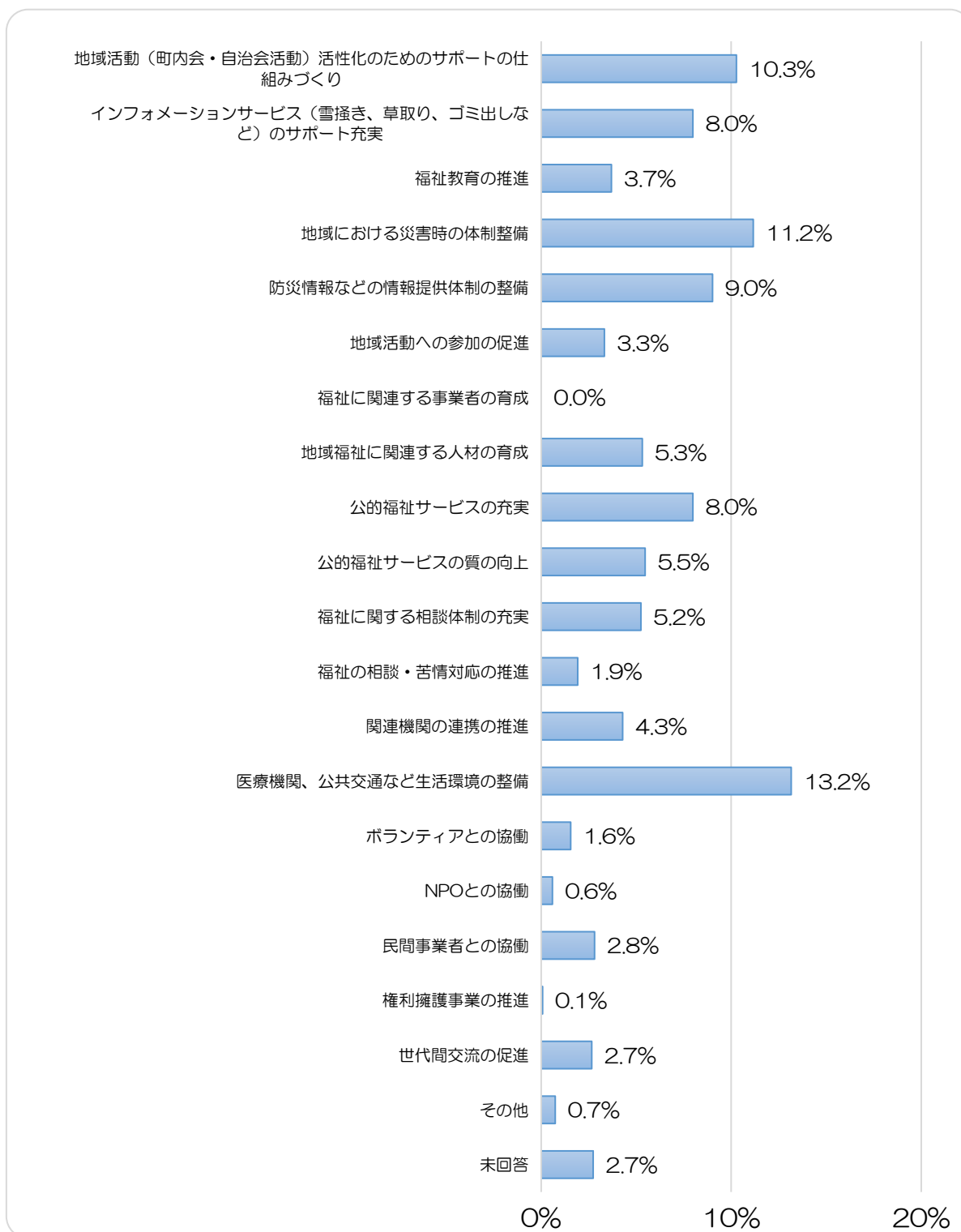
① 地域福祉計画の評価

『釜石市では令和3年3月に地域福祉計画を策定し、「あらゆる人の幸せをみんなで作るまち」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできましたが、計画策定前（令和2年）と比較して、次に掲げる15の施策について、どの程度進んだと感じますか』との問いでは、以下のとおりとなります。



② 今後の取組と方向性

『今後、地域福祉を充実させるために、行政が行う取組で特に重要だと思うものを次の中から選んで下さい。(5つまで)』との問いでは、「医療機関、公共交通など生活環境の整備」が13.2%で最も多く、続いて「地域における災害時の体制整備」が11.2%、「地域活動（町内会・自治会活動）活性化のためのサポートの仕組みづくり」が10.3%となっています。



複数回答可

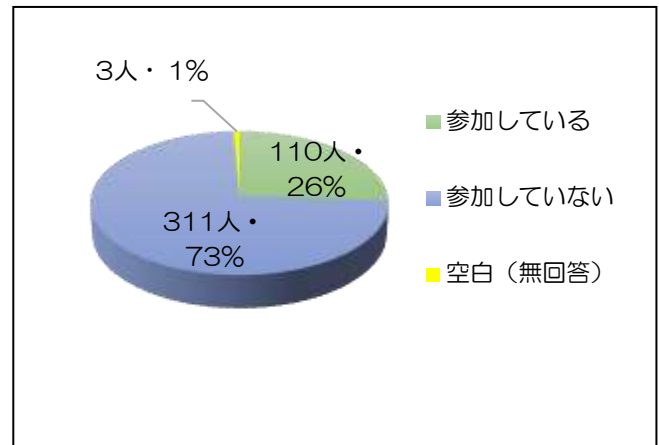
2. 成果指標に関する根拠資料

■施策 1-1 P46 を参照

■施策 1-2 P45 を参照

過去5年間に地域課題などを話し合う場に参加したことがありますか

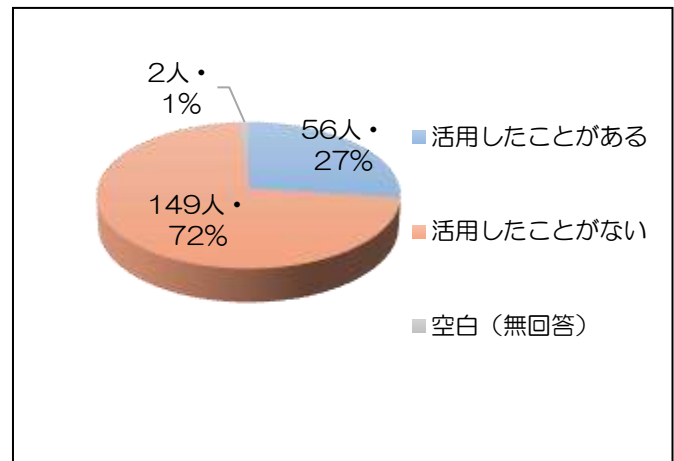
項目	人数
参加している	110
参加していない	311
空白（無回答）	3
合計	424



■施策 1-3

身近な地域交流の居場所や活動拠点を活用したことがありますか

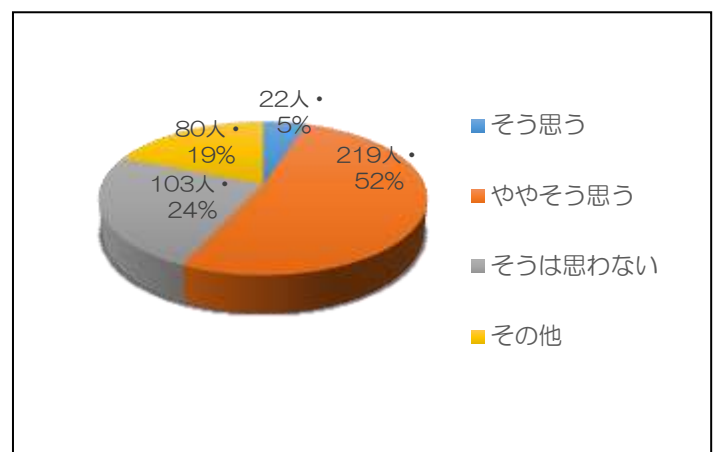
項目	人数
活用したことがある	56
活用したことがない	149
空白（無回答）	2
合計	207



■施策 1-4

避難行動要支援者への支援体制が整っていると思いますか

そう思う	22
ややそう思う	219
そうは思わない	103
その他	80
合計	424



■施策 2-1 P94 を参照

■施策 2-2 第六次釜石市総合計画後期基本計画成果指標と共通のデータを使用

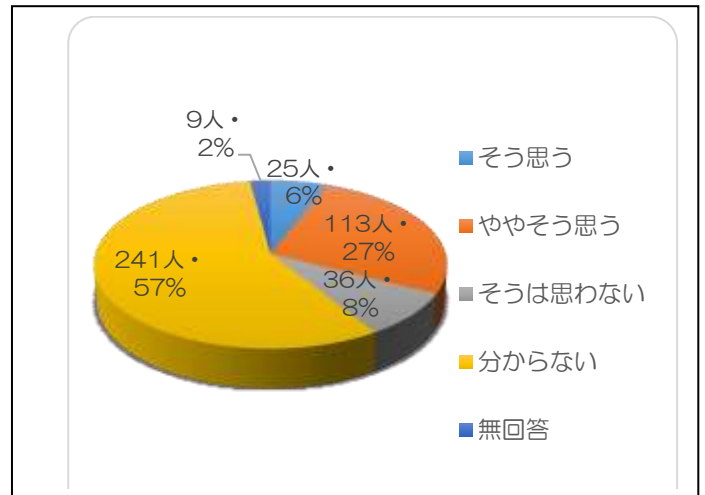
■施策 2-3 P52 を参照

■ 施策 2-4 P96 を参照

■ 施策 3-1

相談窓口や相談支援機関の連携は
充実していると思いますか

項目	人数
そう思う	25
ややそう思う	113
そうは思わない	36
分からない	241
無回答	9
合計	424

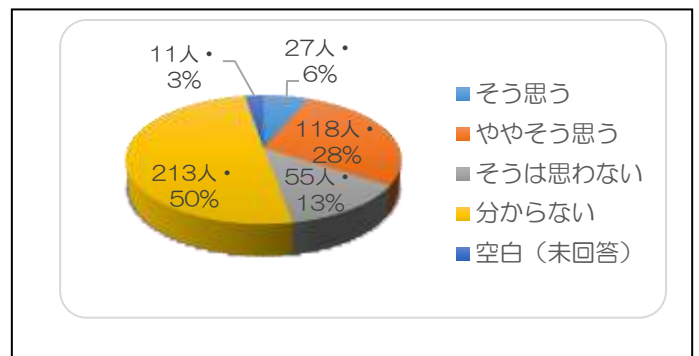


■ 施策 3-2 第2次釜石市重層的支援体制整備事業実施計画から引用

■ 施策 3-3

福祉サービスや制度について、効果的な情報発信が行われていると思いますか

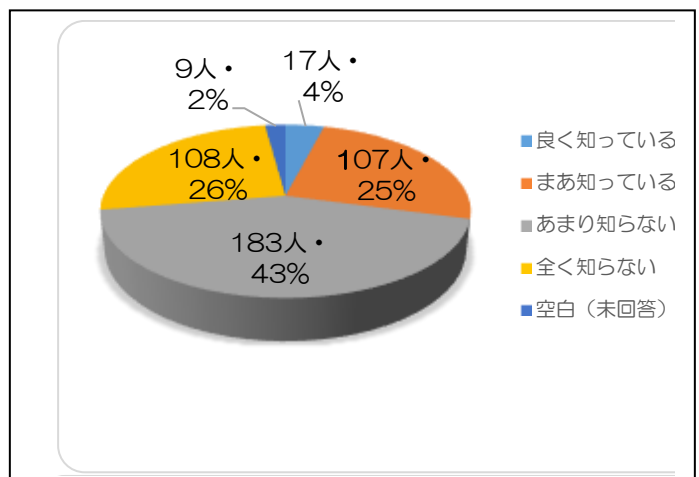
項目	人数
そう思う	27
ややそう思う	118
そうは思わない	55
分からない	213
空白（未回答）	11
合計	424



■ 施策 3-4

成年後見人制度を理解していますか

項目	人数
良く知っている	17
まあ知っている	107
あまり知らない	183
全く知らない	108
空白（未回答）	9
合計	424



3. 釜石市社会福祉審議会

(1) 釜石市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として釜石市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、釜石市が行う社会福祉事業の重要事項について審議する。

(平 19 条例 2・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 11 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数の者を市長が委嘱する。

- (1) 関係官署職員 4 人
- (2) 学識経験者 7 人以内

(平 13 条例 14・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 19 条例 2・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(平 19 条例 2・平 21 条例 1・一部改正)

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平19条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月9日条例第2号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月20日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 釜石市社会福祉審議会委員名簿

No.	氏名	所属団体	審議会 役職
1	菊池恭志	岩手県沿岸広域振興局（保健福祉環境部長）	
2	高橋友一	釜石警察署（生活安全課長）	
3	小原克巳	釜石公共職業安定所（所長）	
4	佐々木ひづる	釜石市教育委員会（教育委員）	
5	清野信雄	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会（会長）	
6	藤澤静子	釜石市老人クラブ連合会（副会長兼女性部長）	
7	伊東恵子	釜石市民生児童委員協議会（副会長）	
8	櫻井京子	一般社団法人三陸駒舎（子育て支援員）	
9	藤井智哉	一般社団法人釜石青年会議所（理事長）	
10	野田武則	釜石大槌地域障がい者自立支援協議会（会長）	
11	遠藤昭子	釜石地区更生保護女性の会（副会長）	

4. 用語解説

アルファベット

DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」の略語で、直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など、親密な関係にある、または過去にあった相手から振るわれる暴力」を指す言葉として使われています。

NPO（民間非営利組織）

「Non Profit Organization」の略称で、営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間団体を指します。ボランティア団体や市民活動団体などが該当し、主に国内で活動しています。

PDCAサイクル

PDCA サイクルとは、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）」の流れを繰り返すことで、取組を継続的に改善していく手法です。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略語で、インターネット上で人と人とのつながりを築き、情報を共有、発信できるサービスのことです。

SOSネットワーク

認知症高齢者などが徘徊により行方不明となった際に、関係機関や協力者が連携して迅速な捜索を行い、早期発見を目指す仕組みです。

「あ」行

アウトリーチ

行政や支援機関などが、支援を必要とする人のもとへ積極的に向かい働きかける支援方法です。

インクルーシブ

多様な背景や特性を持つ人々（性別、年齢、障がい、文化、言語など）を尊重し、共に参加できる環境をつくることです。

インフォーマル

制度や法律に基づかない、非公式で自発的な活動や関係性のことで、地域住民

やボランティア、近隣の助け合いなど、日常生活の中で自然に行われる支援や交流を指します。

「か」行

介護保険

原則として40歳以上の人加入し、保険料を支払うことで、要支援・要介護と認定された際に介護サービスを利用できる制度です。訪問介護や通所介護などの居宅サービス、施設介護サービス、介護予防サービスなどがあります。

家事援助ヘルパー

日常生活に支援が必要な人に対して、掃除、洗濯、買い物、調理などの家事を手助けする介護職のことです。高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、生活環境の維持を支援します。

学校運営協議会（コミュニティスクール）

保護者や地域住民に学校運営に参画してもらい、一体となって子どもたちを育てていく組織です。

学校運営協議会の委員は、学校や地域の実情に合わせ、保護者の代表、地域や各種団体などで構成されます。委員は、学校運営基本方針や教育活動についての意見を述べることができ、学校運営に反映させることができます。

釜石広域基幹相談支援センター

釜石地域における障がい者の相談支援の中心的な役割を担う機関です。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止、障がい者自立支援協議会への参画などを行います。

釜石市社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、釜石市内において福祉に関する様々な活動を行っています。地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。

虐待

人権を侵害し、心身を傷つける行為です。身体的暴力だけでなく、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待などがあり、児童・高齢者・障がい者への虐待が社会問題となっています。

共助

地域や近隣の人々が互いに助け合い、身近な問題を解決する取組です。

共生型サービス

高齢者と障がい者が共に利用できるデイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイなどのサービスです。制度の垣根を越えて、使い慣れた事業所で継続的にサービスを受けられる利点があります。

協働

異なる立場の団体や人々が、対等な関係で同じ目的のために役割を分担し、連携・協力して取り組むことです。

ゲートキーパー

悩みや困りごとを抱える人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる役割を担う人のことです。地域や職場、学校などで身近な存在として、孤立や自殺の予防に重要な役割を果たします。

権利擁護

認知症高齢者や障がい者など、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に対して、援助者が代理となってその権利を守り、支援することです。

公助

地域で解決できない問題に対して、国や自治体が支援を行うことです。

更生保護

犯罪や非行をした人が罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐことで地域社会の安全と安心を守る仕組みです。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する環境づくりを進める施設で、育児相談や子育てサークルへの支援などを行います。

子ども食堂

様々な事情を抱える子どもたちに、無料または低価格で温かい食事と食事の場を提供する食堂です。

コミュニティビジネス

地域の課題を解決することを目的に、住民が主体となって行う事業のことです。利益だけでなく、地域の活性化や福祉の向上など、社会的な価値を重視するのが特徴です。

「さ」行

災害ボランティア

災害が発生した際に、自発的に救援活動を希望する個人や団体のことを指します。被災地での支援活動や物資の提供、避難所でのサポートなど、様々な形で活動します。

資源（地域資源）

支援活動に活用できる人材、物品、財源、情報などを指します。地域にあるこれらの資源を有効に活用することで、より効果的な支援が可能になります。

社会的包摂

すべての人が社会の一員として尊重され、社会・経済・政治・文化などのあらゆる側面において、平等に参加し、恩恵を受けられるようにする考え方や取組を指します。特に、貧困、障がい、外国籍、性的指向、年齢、性別などの理由で社会から排除されがちな人々が、孤立せずに地域社会や制度の中で包み込まれることを目指します。

自助

個人や家庭が、自らの努力によって身の回りの問題を解決することを指します。災害時や生活困窮時などに、自分自身で備えたり対応したりする力が求められます。

障がい者自立支援協議会

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、行政機関、福祉サービス事業者、学校、医療機関などが連携して、事例検討や情報交換、政策提言などを行う協議会です。

生活支援コーディネーター

地域の生活支援サービスの充実を図るため、ボランティアの育成・発掘、地域資源の開発やネットワーク化などを行う専門職です。「地域支え合い推進員」とも呼ばれます。

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の、労働力として期待される年齢層の人口を指します。社会の経済活動を支える重要な層です。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人

等を保護し、支援するための制度です。後見人は単に本人の財産を管理するだけでなく、自己決定を尊重し、残存能力を活用しながら、本人の生活を支えることとされています。

ソーシャルビジネス

福祉、環境、教育などの社会的課題の解決を目的とした事業で、持続可能な社会の実現を目指す取組です。利益よりも社会的な価値を重視する点が特徴です。

「た」行

ダブルケア

親の介護と子育てを同時に行う状態を指します。身体的・精神的・経済的な負担が大きく、支援が必要とされるケースが増えています。

地域ケア会議

高齢者支援の充実やケアマネジャーの実践力向上、地域課題の解決を目的として開催される会議です。多職種が連携して支援の質を高めます。

地域サポーター

地域で困りごとを抱える人に気づき、見守りや声かけを通じて支援につなげる住民のことで、身近な立場から地域の支え合いを促進します。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、権利擁護、介護予防、支援体制の構築などを行う機関です。地域包括ケアの実現に向けた中心的な役割を担います。

地域防災計画

災害から地域の人々の命や暮らしを守るために、自治体が定める防災の基本方針や具体的な対応内容をまとめた計画です。災害の発生を想定し、予防、対応、復旧までの体制を整えることで、地域全体の防災力を高めます。

地域連携ネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）

権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域連携の仕組みです。保健・医療・福祉・司法などが連携し、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として支援体制を整えます。

出前講座

釜石市の制度や施策、サービスなどについて、市職員などが地域に出向いて開

催する講座や学習会です。市民の理解促進と参加を目的としています。

「な」行

認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療・介護の専門職、地域住民などが気軽に集える場です。情報交換や相談、交流を通じて、認知症への理解と支援を深めます。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守り、地域で支える役割を担う人です。特別な資格は必要なく、講座を受けることで誰でもなることができます。身近な支援者として、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

ノウハウ

ノウハウは、ある仕事や活動を効率的・効果的に進めるための具体的な知識や技術のことです。経験を通じて得られる実践的な手順やコツを指します。

「は」行

8050（はちまるごーまる）問題

ひきこもりの子どもを持つ家庭が高齢化し、50代のひきこもりの子どもを80代の親が支えるという状況が増えている社会問題です。介護や生活支援の両面で深刻な課題となっています。

パブリックコメント（市民意見公募手続制度）

市が基本的な計画などを策定する際に、その案や関連資料を事前に公表し、市民から意見を募集する制度です。提出された意見は政策に反映され、市の考え方とともに公表されます。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活する上での障壁（バリア）を取り除くことを指します。物理的な障壁だけでなく、社会的・心理的な偏見や制度上の障壁も含まれます。例として、段差の解消、ノンステップバス、スロープ、点字ブロック、手話通訳などがあります。

ひきこもり

様々な要因により、社会的な参加（就学、就労、交友など）を避け、原則とし

て6か月以上家庭にとどまり続けている状態を指します。外出していても他者と交わらない場合も含まれます。

避難行動要支援者

災害対策基本法の改正により定義された言葉で、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児などの「要配慮者」のうち、特に支援が必要な人を指します。円滑かつ迅速な避難の確保が求められます。

ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、相互に子育て支援を行う有料の会員制組織です。地域での子育て支援の一環として運営されています。

福祉専門職

社会福祉士、介護福祉士、保育士など、社会福祉の専門的な知識と技術を持ち、生活上の困難を抱える人々に対して支援を行う専門職です。

フレイル

加齢に伴って心身の活力（筋力・認知機能・社会性など）が低下し、健康と要介護の間にある状態を指します。放置すると要介護状態に進行する可能性がありますが、早期に対応すれば改善も可能です。

ヘルスケア

健康を維持、増進するための取組やサービス全般を指します。予防、治療、リハビリ、生活習慣の改善などを通じて、心身の健康を支えることを目的としています。

保護司

「保護司法」に基づき、犯罪や非行をした人の更生を地域で支える民間のボランティアです。社会的信望があり、熱意と時間的余裕がある人の中から法務大臣が委嘱します。

ボランティア

個人の自由な意思により、金銭的な報酬を求めずに社会的貢献を行う活動、またはその活動に携わる人を指します。地域福祉や災害支援など、様々な分野で活躍しています。

「ま」行

マッチング

人やサービス、ニーズと資源などを適切につなげることを意味します。支援が必要な人と支援できる人を結びつける場面などで活用されます。

民生委員

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣が委嘱する地域の相談支援者です。地域住民の生活状況の把握や要援護者の相談援助、行政機関との連携などを行います。また、「児童福祉法」により児童委員も兼務しています。

※本計画では、「民生委員・児童委員」を民生委員と表記しています。

「や」行

ヤングケアラー

本来は大人が担うとされる家事や家族の世話などを、日常的に行っている18歳未満の子どもを指します。家庭内の介護や支援を担うことで、学業や友人関係に影響が出ることもあります。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、できるだけ多くの人が安全かつ快適に利用できるように、製品や建物、空間などを設計・デザインすることを指します。これは、特定の人だけでなく、すべての人にとって使いやすい環境を目指す考え方であり、社会の多様性を尊重したデザイン手法です。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめ、保護を必要とする子ども（要保護児童）に関する情報を関係機関同士で共有し、支援の方針や対応について協議を行う場です。児童相談所、市町村、保健・医療・教育機関などが連携し、子どもに対する適切な支援を迅速に行うことを目的としています。平成16年の児童福祉法改正により、法的に位置づけられた制度です。

「ら」行

ロコモティブシンドローム

加齢や運動不足、病気・ケガなどにより、運動器の機能が低下し、日常生活に支障をきたす状態です。

